

資 料 編

資料第1 過去の主な大規模事故等

(都総務局、本文3頁)

(網掛け部分は東京)

年月日	種目	内容
昭和31年	1. 1	事故 新潟県弥彦神社初詣事故 (死者〔圧死〕 124/負傷者 94)
	3. 2	市街地大火 能代市大火 (負傷者 19/焼損棟数 1,475/焼損面積 178,933)
	8. 18	市街地大火 大館市大火 (負傷者 16/焼損棟数 1,344/焼損面積 156,984)
	9. 1	市街地大火 魚津市大火 (死者 5/負傷者 170/焼損棟数 1,677/焼損面積 175,966)
	10. 11	火災 比叡山延暦寺大講堂火災 (大津市)
昭和32年	7. 6	火災 谷中五重塔火災 (台東区)
昭和33年	1. 26	船舶事故 瀬戸内海で南海丸風浪により沈没 (死者・行方不明 257/負傷者 8)
	12. 27	市街地大火 鹿児島県瀬戸内町大火 (負傷者 48/焼損棟数 1,628/焼損面積〔建物〕 66,314 〔林野〕 600ha)
昭和35年	8. 24	爆発火災 東京油脂工場爆発火災 (江戸川区) (死者 5/傷者 22/焼損面積 1,189)
昭和36年	5. 29	大火 三陸大火 (岩手県新里村) (死者 5/負傷者 97/焼損棟数 1,062/焼損面積〔建物〕 53,047 〔林野〕 40,366ha)
	5. 29	市街地大火 八戸市大火 (焼損棟数 720/焼損面積 51,752)
	10. 23	市街地大火 北海道森町大火 (負傷者 80/焼損棟数 554/焼損面積 44,664)
昭和37年	5. 3	列車事故 三河島電車事故 (荒川区) (死者 160/負傷者 369)
	9. 26	市街地大火 福江市大火 (負傷者 28/焼損棟数 486/焼損面積 64,698)
昭和38年	11. 9	列車事故 鶴見電車事故 (横浜市) (死者 161/負傷者 120)
	11. 9	爆発 福岡県三井三池炭鉱爆発事故 (死者 451/行方不明 5/負傷者 19)
昭和39年	6. 11	爆発火災 昭和電工川崎工場爆発火災 (川崎市) (死者 15/負傷者 122)
	7. 14	火災 勝島倉庫火災 (品川区) (消防職団員殉職 19/負傷者 158)
昭和40年	1. 11	市街地大火 東京都大島町大火 (焼失棟数 585/焼失面積 37,453)
	10. 1	火災 滋賀県庁別館火災 (死者 3/負傷者 10)
	10. 26	危険物火災 西宮市タンクローリー火災 (死者 5/負傷者 26/焼損棟数 40)
昭和41年	1. 9	火災 川崎市金井ビル火災 (死者 12)
	1. 11	市街地大火 三沢市大火 (負傷者 26/焼損棟数 282/焼損面積 53,537)
	2. 4	航空機事故 全日空機東京湾に墜落 (死者 133)
	3. 4	航空機事故 カナダ航空機が羽田空港で炎上 (死者 64)
	3. 5	航空機事故 英国海外航空機富士山腹で遭難 (死者 124)
	3. 11	火災 水上温泉菊富士ホテル火災 (群馬県水上町) (死者 30/負傷者 28)
	11. 13	航空機事故 全日空機松山空港沖に墜落 (死者 50)
昭和43年	10. 12	市街地大火 大館市大火 (負傷者 1/焼損棟数 281/焼損面積 37,790)
	11. 2	火災 有馬温泉池之坊満月城火災 (神戸市) (死者 30/負傷者 44)

年月日	種目	内容
昭和44年	2. 5	火災 磐梯熱海温泉磐光ホテル火災（郡山市）（死者 30/負傷者 41）
	5. 18	市街地大火 加賀市大火（負傷者 16/焼損棟数 68/焼損面積 33,846）
昭和45年	4. 8	地下ガス爆発火災 大阪市地下鉄工事現場ガス爆発火災（死者 74/負傷者 311）
	6. 29	火災 佐野市両毛病院火災（死者 17/負傷者 1）
昭和46年	1. 2	火災 寿司由楼火災（和歌山市）（死者 16/負傷者 15）
	4. 27	林野火災 呉市林野火災（消防職員殉職 17/負傷者 1/焼損面積 340ha）
	7. 3	航空機事故 雫石事故（全日空機と自衛隊機が岩手県雫石町上空で接触墜落）（死者 162）
昭和47年	5. 13	火災 千日デパートビル火災（大阪市）（死者 118/ 負傷者 81）
	11. 6	トンネル・列車火災 北陸トンネル内列車火災（敦賀市）（死者 30/負傷者 715）
昭和48年	3. 8	火災 済生会八幡病院火災（北九州市）（死者 13/負傷者 3）
	7. 7	危険物火災 出光石油化学徳山工場火災（徳山市）（死者 1）
	11. 29	火災 大洋デパート火災（熊本市）（死者 100/負傷者 124）
昭和49年	8. 3	爆破 三菱重工爆破事件（千代田区）（死者 8/負傷者 385）
	11. 9	船舶火災 LPGタンカー第十雄洋丸火災（東京湾）（死者 33/負傷者 34）
	12. 18	油流出 三菱石油水島製油所重油流出事故（重油 42,888kl流出）
昭和50年	2. 16	危険物火災 大協石油四日市製油所タンク火災（四日市市）
昭和51年	10. 29	市街地大火 酒田市大火（死者 1/負傷者 1,003/焼損棟数 1,774/焼損面積 152,105）
	12. 26	火災 三沢ビルサロンらくらく酒場火災（沼津市）（焼損面積 297/死者 15/負傷者 8）
昭和52年	3. 15	林野火災 栃木県那須林野火災（焼損面積 1,517ha）
	3. 25	林野火災 北九州市林野火災（消防職員殉職 4/負傷者 2/焼損面積 175ha）
	6. 24	火災 柳井建設宿舍火災（大阪市）（焼損面積 880/死者 12/負傷者 3）
昭和53年	3. 1	火災 スナック「エル・アドロ」火災（新潟市）（死者 11/負傷者 2）
昭和54年	3. 2	トンネル火災 上越新幹線大清水トンネル工事現場火災（群馬県水上町）（死者 16/負傷者 1）
	7. 11	トンネル火災 東名高速日本坂トンネル内車両火災（焼津・静岡両市境）（死者 7/負傷者 2/焼損車両 189）
昭和55年	1. 12	火災 東洋ガラス倉庫火災（滋賀県甲西町）（焼損面積 47,871）
	8. 16	ガス爆発火災 静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災（静岡市）（死者 14/負傷者 223）
	11. 2	火災 川治プリンスホテル火災（栃木県藤原町）（死者 45/負傷者 22）
昭和56年	5. 9	船舶火災 花咲港船舶火災（根室市）（死者 7）

年月日		種目	内容
昭和57年	2. 8	火災	ホテル・ニュージャパン火災（千代田区）（死者 31/負傷者 34）
	2. 9	航空機事故	羽田沖日航機墜落事故（死者 24/負傷者 147）
昭和58年	8. 16	地下鉄火災	名古屋市地下鉄火災（消防職員殉職 2）
	11. 22	ガス爆発	ヤマハレクリエーション「つま恋」プロパンガス爆発事故（静岡県掛川市） （死者 14/負傷者 27）
昭和59年	11. 16	地下火災	世田谷電話局地下ケーブル火災（世田谷区）
昭和60年	8. 12	航空機事故	日航ジャンボ機墜落事故（群馬県上野村）（死者 520/負傷者 4）
昭和61年	2. 11	火災	熱川温泉大東館火災（静岡県東伊豆町）（死者 24）
昭和62年	5. 26	爆発火災	東京電力大井火力発電所タンク爆発火災（品川区）（死者 4）
	6. 6	火災	特別養護老人ホーム「松寿園」火災（東村山市）（死者 17/負傷者 25）
昭和63年	5. 18	船舶火災	ソ連客船プリアムーリエ号火災（大阪市）（死者 11/負傷者 35）
昭和64年	2. 1	火災	映画撮影所火災（調布市）（死者 1/負傷者 26）
平成元年	8. 24	高層建築物火災	スカイシティ南砂高層建築物火災（江東区）（負傷者 6）
平成2年	3. 18	火災	長崎屋尼崎店百貨店火災（尼崎市）（死者 15/負傷者 6）
	5. 26	危険物火災	第一化成工業工場火災（板橋区）（死者 8/負傷者 18）
平成3年	3. 7	林野火災	日立市林野火災（住宅全焼 13/住宅部分焼 13/焼損面積 217ha）
	3. 14	橋梁事故	広島市新交通システム橋げた落下事故（死者 14/負傷者 9）
	5. 14	列車事故	信楽高原鉄道列車正面衝突事故（死者 42/負傷者 576）
平成4年	3. 17	高速道路事故	道央自動車道玉突衝突事故（千歳市）（死者 2/負傷者 73）
	6. 2	列車事故	茨城県通勤列車駅ビル衝突事故（死者 1/負傷者 181）
	6. 16	爆発	煙火工場爆発火災（茨城県守谷町） （死者 3/負傷者 56/焼損棟数 15/損壊棟数 600）
	10. 16	爆発	富士石油（株）袖ヶ浦精油所プラント爆発事故（袖ヶ浦市） （死者 9/負傷者 8）
	11. 2	林野火災	北海道釧路市林野火災（焼損面積 1,030ha）
	11. 3	列車事故	島原鉄道正面衝突事故（死者 1/負傷者 72）
平成5年	10. 5	列車事故	大阪無人運転電車暴走（負傷者 217）
平成6年	4. 26	航空機事故	名古屋空港中華航空機事故（死者 264/負傷者 7）
	6. 27	化学テロ	松本サリン事件（松本市）（死者 7/負傷者 79）
	7. 6	火災	海老名市作業員寄宿舎火災（死者 8）
	12. 21	火災	若喜旅館本館火災（福島市）（死者 5/負傷者 3）
平成7年	3. 2	化学テロ	地下鉄サリン事件（死者 12/負傷者 5,510）

年月日		種目	内容
平成8年	2. 1	トンネル事故	豊浜トンネル崩落事故（北海道古平町）（死者 20）
	6. 13	航空機事故	福岡空港ガルーダインドネシア航空機事故（死者 3/負傷者 109）
	6. 25	列車事故	高山本線ひだ15号脱線事故（負傷者 16）
	10. 28	火災	広島市高層アパート火災（負傷者 3）
	10. 31	異臭事件	東京都江東区立深川第四中学校異臭事件（負傷者 130）
平成9年	1. 2	油流出	ロシア船籍ナホトカ号海難・流出油災害 （死者 1[船長]/C重油 6,240kl [推定]が海上流出し、8府県に漂着）
	3. 7 ～12	林野火災	全国で大規模林野火災続発（群馬県安中市・榛名町一焼損面積 196.2ha /香川県白鳥町・引田町一焼損面積 480.0ha/山梨県勝沼町一焼損面積 374.9ha）
	3. 11	放射性物質 流出	動燃東海事業所アスファルト固化施設火災・爆発 （放射性汚染物質が管理区域外へ漏えい）
	7. 2	油流出	パナマ船籍ダイヤモンドグレース号流出油災害 （原油 1,550kl [推定]が海上流出し、神奈川県に漂着）
	10. 12	列車事故	JR大月駅構内列車衝突脱線事故（負傷者 32）
	12. 29	航空機事故	ユナイテッド航空機乱気流事故（死者 1/負傷者 96）
平成11年	9. 3	臨界事故	東海村ウラン加工施設における臨界事故 （死者 2(JCO従業員)救急隊員3人、政府関係機関の防災関係者57人、 JCO従業員等81人等多数が被ばく）
平成12年	3. 8	列車事故	日比谷線列車脱線事故（死者 3/負傷者 32）
	6. 1	爆発火災	日進化工（株）群馬工場爆発火災事故（死者 4/負傷者 58/建物損壊 277）
	8. 1	爆発	日本油脂（株）愛知事務所 武豊工場火薬爆発事故（負傷者 79/建物損壊 538）
平成13年	1. 24	危険物流出	移動タンク貯蔵所からのトリクロロシラン流出事故 （石川県加賀市、付近住民約320名が避難）
	5. 5	火災	四街道市作業員宿舍火災（死者 11）
	7. 21	事故	第32回明石市市民夏まつりにおける花火大会事故（死者 11/負傷者 247）
	9. 1	火災	新宿歌舞伎町でビル火災（死者 44/負傷者 3）
平成14年	10. 1	船舶火災	長崎市ダイヤモンド・プリンセス船舶火災
平成15年	8. 14	火災 爆発	三重ごみ固化燃料(RDF)発電所火災・爆発
	8. 29	危険物火災	エクソンモービル(有)名古屋油槽所火災
	9. 3	危険物火災	新日本製鐵(株)名古屋製鐵所火災
	9. 8	危険物火災	(株)ブリヂストン栃木工場火災
	9. 26	危険物火災	十勝沖地震・出光興産(株)北海道製油所原油タンクリング火災
	9. 28	危険物火災	出光興産(株)北海道製油所ナフサタンク全面火災
	平成16年	8. 7	トンネル事故
	8. 9	事故	関西電力(株)美浜発電所3号機タービン建屋事故（死者 5/負傷者 6）

年月日		種目	内容
平成17年	4. 25	列車事故	JR西日本福知山線列車事故（死者 107/負傷者 549 ※平成17年5月24日現在）
	12. 25	列車事故	JR東日本羽越本線列車事故（山形県庄内町）（死者 5/負傷者 32）
平成18年	1. 8	火災	長崎県大村市 やすらぎの里さくら館 火災（死者 7/負傷者 3）
	1. 17	危険物火災	太陽石油（株）四国事業所火災
平成19年	1. 2	火災	兵庫県宝塚市カラオケボックス火災（死者 3/負傷者 5）
	6. 19	爆発	東京都渋谷区温泉施設爆発火災（死者 3/負傷者 8）
	8. 2	航空機事故	那覇空港中華航空機事故（負傷者 5）
平成20年	8. 1	危険物事故 火災	首都高5号線タンクローリー事故危険物火災
	10. 1	火災	大阪市浪速区個室ビデオ店火災（死者 15/負傷者 10）

資料第2 高層建築物の現況

(都都市整備局、本文8頁)

(単位：棟)

高さ m 地区	45超え 50以下	50超え 60以下	60超え 70以下	70超え 80以下	80超え 90以下	90超え 100以下	100超え 120以下	120超え 140以下	140超え 160以下	160超え 180以下	180超え 200以下	200超え るもの	合計
千代田区	56	78	31	23	13	19	30	12	12	7	2	2	285
中央区	71	76	11	16	8	12	12	6	3	3	6	0	224
港区	89	88	40	24	27	35	35	21	22	13	3	5	402
新宿区	59	44	10	11	14	10	5	12	1	4	3	7	180
文京区	35	22	5	8	5	5	1	0	3	0	0	0	84
台東区	17	13	4	1	1	0	2	2	0	0	0	0	40
墨田区	16	8	2	3	1	7	1	2	2	0	0	0	42
江東区	36	32	14	6	5	12	12	5	6	4	0	0	132
品川区	38	29	12	9	8	17	14	2	2	0	0	0	131
目黒区	8	2	2	1	2	2	3	0	1	2	0	0	23
大田区	24	8	1	8	3	3	1	0	0	0	0	0	48
世田谷区	9	1	1	2	2	2	1	1	0	0	0	0	19
渋谷区	41	43	18	8	4	7	6	3	1	1	1	2	135
中野区	6	1	0	0	1	4	1	2	0	0	0	0	15
杉並区	4	1	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	9
豊島区	23	9	3	4	4	6	2	3	1	0	1	1	57
北区	11	9	3	1	2	1	0	0	0	0	0	0	27
荒川区	10	15	2	1	3	2	3	3	1	0	0	0	40
板橋区	10	5	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	20
練馬区	9	1	1	2	1	6	3	0	0	0	0	0	23
足立区	13	5	5	2	1	4	0	0	0	0	0	0	30
葛飾区	10	3	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	16
江戸川区	9	14	4	3	2	1	2	0	0	0	0	0	35
区部計	604	507	171	138	109	156	135	75	55	34	16	17	2017
八王子市	15	8	2	4	0	1	0	0	1	0	0	0	31
立川市	5	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
武蔵野市	3	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	6
三鷹市	4	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6
府中市	6	5	0	1	0	2	1	1	0	0	0	0	16
調布市	4	6	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	11
町田市	4	6	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	11
小平市	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
日野市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
東村山市	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
国分寺市	1	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	5
小金井市	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
国立市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
東大和市	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
清瀬市	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
東久留米市	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
多摩市	8	7	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	19
稲城市	6	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
西東京市	2	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
市部計	74	51	8	6	2	5	6	1	1	0	0	0	154
東京都合計	678	558	179	144	111	161	141	76	56	34	16	17	2,171
	1,236		595				340						2,171
	1,236		935										2,171

*昭和39年から平成20年3月末までに建築確認済みの建築物の棟数(高さ4.5mを超えるもの。)

資料第3 流域別保安林の面積現況

(都産業労働局、関東森林管理局、本文10頁)

(面積単位: ha) (平成19年3月現在)

種 類 流域名	国有林 民有林 の別	水 源 かん養 保安林	土砂流出 防 備 保安林	土砂崩 壊防備 保安林	飛 砂 防 備 保安林	防 風 保安林	水 害 防 備 保安林	潮 害 防 備 保安林	干 害 防 備 保安林	防 雪 保安林	防 霧 保安林	なだれ 防 止 保安林	落 石 防 止 保安林	防 火 保安林	魚つき 保安林	航 行 目 標 保安林	保 健 保安林	風 致 保安林	合 計
多摩川	国有林	485	296														(555) 154	(122) —	(677) 935
	民有林	11,825	(60) 1,136	(1) 35		1			7				25	(10)			(1,522) 338	(23) 71	(1,616) 13,438
荒川	国有林																		
	民有林	62	74																136
島しょ	国有林		136	13				63	391								(584) 1,080		(584) 1,683
	民有林		1,429	48	18	84		(3) 13	75				31	3	21				(3) 1,722
計	国有林	485	432	13				63	391								(1,139) 1,234	(122) —	(1,261) 2,618
	民有林	11,887	(60) 2,639	(1) 83	18	85		(3) 13	82				56	(10) 3	21		(1,522) 338	(23) 71	(1,619) 15,296
合 計		12,372	(60) 3,071	(1) 96	18	85		(3) 76	473				56	(10) 3	21		(2,661) 1,572	(145) 71	(2,880) 17,914

(注) ()は兼種保安林で外数

資料第4 高圧ガス第一種製造事業所及び貯蔵所一覧表

(都環境局、本文12頁)

(平成20年3月末現在)

区分 地区別	第一種造者									貯蔵所					
	一般高圧ガス						冷凍								
	可燃性 毒ガス	可燃性 ガス	毒性ガス	酸素	その他	事業所数	アンモ ニア	フロン または 炭酸ガス	事業者数	可燃性 毒性ガス	可燃性 ガス	毒性ガス	酸素	その他	事業所数
千代田区		1			2	2		69	69			1	2	2	1
中央区		1			0	1	7	41	48				2	2	2
港区		2			1	3	4	65	69			2	6	5	3
新宿区		2		4	7	3		36	36			2	6	4	3
文京区					4	2	2	19	21			2	12	2	5
台東区								9	9						
墨田区		1				1		8	8		1		2	3	3
江東区		6		7	14	13	3	22	25		6	1	4	2	9
品川区		3			3	4	1	17	18	2	7		4	11	1
目黒区					18	4		6	6	1			3	2	2
大田区		3		7	28	2	5	24	29	12	14	2	8	25	1
世田谷区		5		2	1	3		6	6		2		1	7	1
渋谷区					1	1		21	21			1	3	1	1
中野区								6	6			1	2	1	1
杉並区		1			1	2		4	4						
豊島区								10	10			1			
北区		3			7	5	1	6	7	1	1		1	3	1
荒川区		11			2	3		1	1		5		3	13	2
板橋区		4		4	8	7		10	10	1	4		2	4	5
練馬区		2			2	2		3	3						1
足立区		4		2	2	5	2	3	5						
葛飾区		1	8		1	2	1	6	7		1			1	1
江戸川区		4		6	13	7	1	9	10	1	9	2	7	15	6

資料第5 液化石油ガスの製造事業所及び販売事業者一覧

(都環境局、本文12頁)

(平成20年3月末日現在)

業種別 地区別	第一種製造所			販売事業所
	スタンド	充てん所	消費	
千代田区				2
中央区				3
港区	1			4
新宿区	2			4
文京区	1			1
台東区	1			2
墨田区	2			12
江東区	8	1 (1)		14
品川区	6	1 (1)		4
目黒区	3			1
大田区	4			19
世田谷区	7	1 (1)		31
渋谷区	2			3
中野区	5			5
杉並区	3			9
豊島区	0			8
板橋区	9			42
練馬区	2	1		56
北区	6	1		20
荒川区	1			13
足立区	12	2 (1)		88
葛飾区	5	1 (1)		63
江戸川区	2			74

業種別 地区別	第一種製造所			販売事業所
	スタンド	充てん所	消費	
八王子市	2	3 (1)	1	51
立川市	1			22
武蔵野市				2
三鷹市	3			5
青梅市	2	2 (2)	1	27
府中市	2	1 (1)		9
昭島市	1	3		22
調布市	1			11
町田市	4	2 (2)		26
小金井市	1			3
小平市				13
日野市			1	14
東村山市				11
国分寺市				2
国立市				3
西東京市	2	2 (2)		12
福生市	3	3 (2)	1	14
狛江市				2
東大和市				6
清瀬市				5
東久留米市				8
武蔵村山市			1	16
多摩市	1			2

地区別	業種別	第一種製造所			販売事業所
		スタンド	充てん所	消費	
稲 城 市					5
あ き る 野 市				1	19
羽 村 市			3	2	14
瑞 穂 町		1	2(1)	2	15
日 の 出 町					3
奥 多 摩 町					7
檜 原 村					4
大 島 町					8
三 宅 村		1			4
御 蔵 島 村					1
八 丈 町		2			7
新 島 村					4
神 津 島 村					2
利 島 村					1
青 ケ 島 村					1
小 笠 原 村					3
市 外					5
合 計					867

(注)

- 1 充てん所の()内の数字は、スタンド兼業の内数を示す。
- 2 液化石油ガス製造事業所(第1種製造者)
 - 1 日30m³以上処理する設備を使用して、LPガスの製造を行うもの
- 3 液化石油ガス販売事業者
 - 1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条に定める事業者

資料第6 毒物劇物営業者及び業務上取扱者一覧表

(都福祉保健局、本文12、40頁)

(平成19年12月末日現在)

地区別	営業者			要届出業者			者非届出業	地区別	営業者			要届出業者			者非届出業	
	製造業	輸入業	販売業	電気め	つき業	金属熱			処理業	運送業	製造業	輸入業	販売業	電気め		つき業
千代田区	9	152	733	1	0	0	76	町田	2	2	92	2	0	0	0	119
中央区	5	187	852	0	0	0	43	町田市	2	2	92	2	0	0	0	119
港区	1	132	1,032	0	0	0	130	多摩立川	3	2	164	9	1	0	0	170
新宿区	2	45	275	1	0	0	126	立川市	2	0	61	3	0	0	0	68
文京区	4	23	294	0	0	0	134	昭島市	1	2	38	3	1	0	0	50
台東区	4	15	288	38	1	0	65	国分寺市	0	0	35	2	0	0	0	25
墨田区	11	9	227	58	0	4	126	国立市	0	0	30	1	0	0	0	27
江東区	6	22	263	5	0	1	146	村山大和	1	1	44	3	1	0	0	52
品川区	2	30	385	24	0	2	49	東大和市	0	0	29	0	0	0	0	25
目黒区	2	6	113	13	0	0	88	武蔵村山市	1	1	15	3	1	0	0	27
大田区	13	11	328	54	3	0	220	府中小金井	1	0	72	1	0	0	0	106
世田谷区	0	8	198	5	0	0	220	府中市	1	0	58	0	0	0	0	75
渋谷区	3	23	166	1	0	0	82	小金井市	0	0	14	1	0	0	0	31
中野区	1	3	90	2	0	0	91	狛江調布	2	3	79	4	0	0	0	86
杉並区	0	5	157	1	0	0	126	調布市	1	3	62	3	0	0	0	72
豊島区	2	3	170	4	0	0	101	狛江市	1	0	17	1	0	0	0	14
北区	7	7	185	15	1	2	128	三鷹武蔵野	2	3	79	4	1	0	0	112
荒川区	2	3	110	21	0	0	67	武蔵野市	2	0	40	1	1	0	0	57
板橋区	17	7	236	17	0	1	200	三鷹市	0	3	39	3	0	0	0	55
練馬区	4	4	195	3	0	0	153	多摩小平	0	1	75	4	0	0	0	98
足立区	8	3	234	39	0	0	151	小平市	0	1	39	3	0	0	0	55
葛飾区	15	2	170	58	0	1	142	西東京市	0	0	36	1	0	0	0	43
江戸川区	15	5	201	19	0	5	160	多摩東村山	0	0	77	4	0	0	0	131
多摩川	4	1	79	5	0	0	145	東村山市	0	0	33	3	0	0	0	50
青梅市	1	1	30	4	0	0	72	清瀬市	0	0	16	0	0	0	0	28
福生市	1	0	17	0	0	0	19	東久留米市	0	0	28	1	0	0	0	53
羽村市	0	0	16	0	0	0	29	大島	0	0	9	0	0	0	0	17
瑞穂町	2	0	13	1	0	0	20	利島	0	0	1	0	0	0	0	2
奥多摩町	0	0	3	0	0	0	5	三宅島	0	0	7	0	0	0	0	12
秋川	4	0	23	1	0	0	44	新島	0	0	2	0	0	0	0	6
あきる野市	3	0	19	1	0	0	33	八丈島	0	0	9	0	0	0	0	14
日の出町	1	0	3	0	0	0	8	神津島	0	0	3	0	0	0	0	3
檜原村	0	0	1	0	0	0	3	小笠原	0	0	3	0	0	0	0	7
八王子	7	8	175	4	0	0	228	御蔵島	0	0	0	0	0	0	0	3
八王子市	7	8	175	4	0	0	228	青ヶ島	0	0	0	0	0	0	0	2
南多摩	3	1	109	3	0	0	137									
日野市	2	1	50	2	0	0	55									
多摩市	0	0	34	1	0	0	47	合計	162	727	8,004	423	8	16	4,318	
稲城市	1	0	25	0	0	0	35	総合計								13,658

資料第7 放射性物質関係主要施設一覧表

(都総務局、本文13頁)

(平成20年4月1日現在)

機関別 使用区 分別	機 関 別						機関別 使用区 分別	機 関 別					
	教育 機関	研究 機関	医療 機関	民間 機関	そ機 他の 関	計		教育 機関	研究 機関	医療 機関	民間 機関	そ機 他の 関	計
区 別							市町村別別						
千代田区	4	1	9	7	4	25	八王子	3	6	2		12	23
中央区		2	3	9	5	19	立川	2		4	4	1	11
港区	6	1	7	7	3	24	武蔵野	1	2			1	4
新宿区	11	5	8	5	3	32	三鷹	1	2	1		1	5
文京区	14	6	6	1	3	30	青梅	1				1	2
台東区		1		1		2	府中	2	3	1		4	10
墨田区		1	2	5	3	11	昭島	1				1	2
江東区		4	3	11	5	23	調布			1	1	2	4
品川区	4	3	3	5	1	16	町田	1	2	4		4	11
目黒区	5	4	4	1	1	15	小金井		3			1	4
大田区	2		4	13	3	22	小平	2	1	2	1	1	7
世田谷区	5	4	3	3	4	19	日野					5	5
渋谷区	1		4	1	1	7	東村山	1		2			3
中野区	2	2	2	4	2	12	国分寺				1		1
杉並区				2	2	4	国立			1			1
豊島区	3		1	2	1	7	西東京		1			1	2
北区		1	1	8	2	12	狛江	1		1			2
荒川区	1			1	1	3	東大和			1			1
板橋区	2	5	6	10	3	26	清瀬	3	1		1	1	6
練馬区		1	1	3	3	8	東久留米					1	1
足立区			1	3	2	6	武蔵村山	1		1		1	3
葛飾区	1		1	1	2	5	多摩	2		3			5
江戸川区		2	4	6		12	稲城				1		1
区部計	73	61	43	54	109	340	羽村					3	3
							あきる野	1				1	2
							瑞穂					2	2
							市町村計	23	21	24	9	44	121
							都計	96	82	67	63	153	461

資料第8 東京港の現況

(都港湾局、本文14頁)

1 外郭施設

(平成20年10月現在)

名 称	延 長(m)	名 称	延 長(m)
中央防波堤	3,690.0	城南島小型油槽船だまり波除堤	100.0
東防波堤	615.0	芝浦小型船だまり波除堤	171.2
西防波堤	284.5	第一航路東仮防波堤	200.0
12号地貯木場南側波除堤	1,340.0	第一航路西仮防波堤	200.0
12号地貯木場東側波除堤	431.4	13号地小型船だまり波除堤	298.9
12号地貯木場西側波除堤	844.0	13号地小型船だまり防波堤	176.0
12号地木材投下泊地防波堤	430.0		
計		8,781.0	

2 水域施設

(平成20年10月現在)

区 分	幅員又は面積	水 深
第1航路	幅員 450～600m	A. P. -1.5m～-1.6m
第2航路	幅員 300m	A. P. -1.0m～-1.2m
第3航路	幅員 300～550m	A. P. -1.2m
芝浦はしけだまり	面積 77,000m ²	A. P. -4.0m
西芝浦はしけだまり	面積 7,252m ²	A. P. -3.0m
13号地その2(はしけだまり)	面積 62,000m ²	A. P. -4.0m
7号地 船だまり	面積 107,000m ²	A. P. -3.0m
城南島小型油槽船だまり	面積 18,650m ²	A. P. -4.0m

3 係留施設

(平成20年10月現在)

施設規模		大 型 船				小型船	合 計	
		計	水 深			水 深		
係留施設			9.0m以上	7.5m以上 9.0m未満	4.5m以上 7.5m未満	4.5m未満		
係船岸	公共	延長(m)	15,189	6,316	4,859	4,014	3,172	18,361
		バース数	111	28	32	51		111
	専用	延長(m)	6,299	4,324	1,315	660	247	6,546
		バース数	37	17	12	8		41
	計	延長(m)	21,488	10,640	6,174	4,674		
		バース数	148	45	44	59		152
係船浮標	公共	3		3			3	
	専用							
	計	3		3			3	

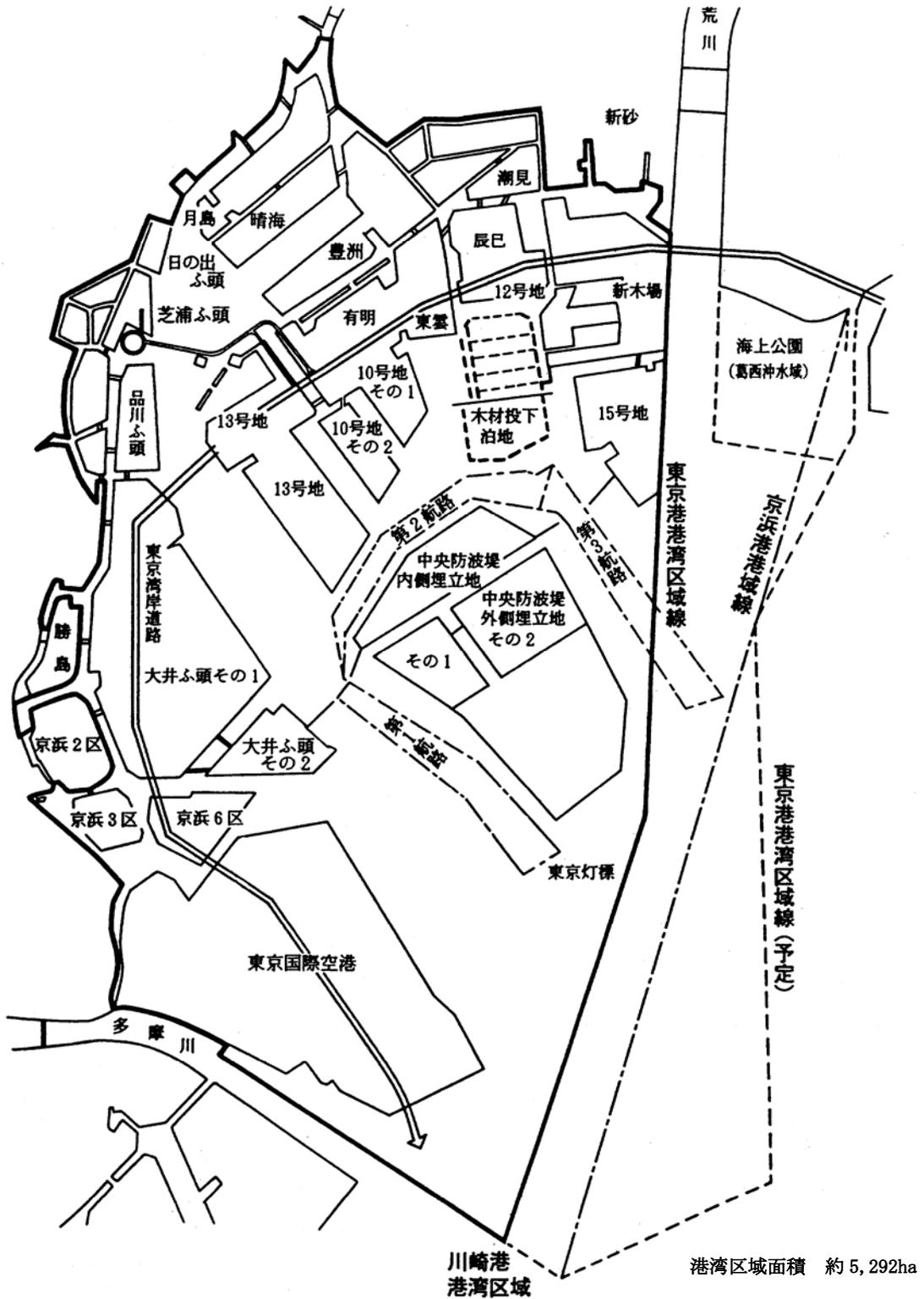
(注) 1 公共の大型船係留施設には、客船バースは含むが、官庁船バースは除いている。

また、小型船係留施設には、現在貨物が取扱われていない施設は除いている。

(注) 2 専用施設には、港内にある係留施設全てを含む。

資料第9 東京港港湾区域図及び京浜港(東京区)港域図

(都港湾局、本文14頁)



資料第10 各鉄道機関の路線

(各鉄道機関、本文16頁)
(平成20年10月現在)

機関名	路線延長 (m)	内 訳 (m)						
		掘割 区間	地下 区間	高架 区間	盛土 区間	切土 区間	平地 区間	橋梁 区間
都 交 通 局								
都 電	12,212	—	—	—	—	—	12,176	36
地下鉄	109,000	—	101,573	5,438	50	10	—	1,929
日暮里・舎人7仔- 小 計	9,700	—	—	9,700	—	—	—	—
	130,912	—	101,573	15,138	50	10	12,176	1,965
J R 東 日 本	279,343	—	41,768	81,121	79,669	76,785	—	*698
J R 東 海	15,615	275	—	6,891	3,940	2,542	—	2,003
東 武 鉄 道	31,201	124	496	7,710	3,855	2,295	16,043	678
東 急 電 鉄	62,826	(ずい道) 4,467	10,650	7,937	7,147	12,307	17,602	2,689
京 成 電 鉄	24,423	318	1,690	6,788	5,160	—	7,320	3,147
京 王 電 鉄	82,978	(ずい道) 3,361	6,019	14,445	5,400	11,100	40,537	2,116
京 浜 急 行	18,935	(ずい道) 510	828	5,509	236	—	5,935	1,770
西 武 鉄 道	98,932	—	2,186	8,786	5,854	—	80,656	1,460
小 田 急 鉄 道	26,552	1,593	1,238	6,195	5,146	6,836	4,642	902
東 地 下 京 鉄	187,184	—	158,057	17,360	6,713		—	5,054
東 京 モ ノ レ ー ル	17,959	528	4,210	11,311	—	—	—	1,910
ゆ か も り め	14,790			14,790				
北 総 鉄 道	2,000	40		1,303			326	331
東 京 臨 海 高 速 鉄 道	12,246	—	8,705	2,031	—	395	577	538
多 摩 モ ノ レ ー ル	16,180	(ずい道含) 515		15,665				
首 都 圏 新 都 市 鉄 道	58,260	—	16,312	25,523	1,888	4,353	—	10,184

*は箇所を示す

資料第11 公道現況表

(都建設局、本文17頁)

(平成20年4月1日現在)

区 分		公道合計		東京都管理道路				区市町村道		
				一般国道(指定区間外)						
		延長(m)	面積(m ²)	延長(m)	面積(m ²)	延長(m)	面積(m ²)	延長(m)	面積(m ²)	
区 部	舗 装 道	コンクリート舗装	84,395	3,079,643	13,786	1,534,747	0	27,298	70,609	1,543,955
		高級青舗装	8,720,939	68,927,138	851,824	12,794,740	18,509	304,357	7,509,920	45,470,069
		ブロック舗装	120,495	3,616,259	0	635,221	0	5,545	120,495	2,981,038
		コンクリート平板舗装	28,102	1,650,873	0	561,105	0	15,947	28,102	1,088,843
		簡易舗装	2,813,741	20,253,507	46,999	3,703,959	0	78,757	2,766,742	16,544,248
	砂利道	4,038	178,209	0	1,811	0	0	4,038	176,398	
	その他	66,469	2,447,398	615	1,869,084	0	26,010	65,854	576,263	
	計	11,874,179	100,153,027	913,224	21,100,667	18,509	457,914	10,601,760	68,380,814	
多 摩	舗 装 道	コンクリート舗装	169,034	3,564,021	18,745	1,434,272	2,107	66,623	141,358	1,935,866
		高級青舗装	5,196,523	37,266,504	969,270	8,698,946	54,645	408,483	4,106,985	24,604,379
		ブロック舗装	36,257	1,562,894	682	259,886	0	2,632	35,575	1,303,008
		コンクリート平板舗装	16,937	726,839	873	222,750	0	4,372	16,064	504,089
		簡易舗装	3,489,829	20,911,784	59,023	2,603,848	0	60,443	3,430,806	18,304,586
	砂利道	1,971,702	4,077,088	42,678	157,071	0	724	1,929,024	3,920,017	
	その他	25,582	4,039,479	0	2,712,277	0	200,862	25,582	1,292,752	
	計	10,905,864	72,148,609	1,091,271	16,089,050	56,752	744,139	9,685,394	51,864,697	
島 部	舗 装 道	コンクリート舗装	288,133	1,542,231	71,330	614,269	0	0	216,803	927,962
		高級青舗装	320,016	1,996,018	163,525	1,064,907	0	0	156,491	931,111
		ブロック舗装	700	72,632	238	68,178	0	0	462	4,454
		コンクリート平板舗装	886	46,809	0	36,532	0	0	886	10,277
		簡易舗装	168,091	890,773	3,921	98,646	0	0	164,170	792,127
	砂利道	697,534	1,496,830	2,315	11,916	0	0	695,219	1,484,914	
	その他	48	1,056,367	0	923,446	0	0	48	132,921	
	計	1,475,408	7,101,660	241,329	2,817,894	0	0	1,234,079	4,283,766	
合 計	舗 装 道	コンクリート舗装	541,562	8,185,895	103,861	3,583,288	2,107	93,921	428,770	4,407,783
		高級青舗装	14,237,478	108,189,660	1,984,619	22,558,593	73,154	712,840	11,773,396	71,005,559
		ブロック舗装	157,452	5,251,785	920	963,285	0	8,177	156,532	4,288,500
		コンクリート平板舗装	45,925	2,424,521	873	820,387	0	20,319	45,052	1,603,209
		簡易舗装	6,471,661	42,056,064	109,943	6,406,453	0	139,200	6,361,718	35,640,961
	砂利道	2,709,274	5,752,127	44,993	170,798	0	724	2,664,281	5,581,329	
	その他	92,099	7,543,244	615	5,504,807	0	226,872	91,484	2,001,936	
	計	24,255,451	179,403,296	2,245,824	40,007,611	75,261	1,202,053	21,521,233	124,529,277	

資料第12 橋梁現況表

①橋梁現況表(都建設局)

(都建設局、本文17頁)
(平成20年4月1日現在)

区分		橋数(橋)	橋長(m)	橋面積(m ²)	橋齡別現況		
					15年未満	15～25年	25年以上
鋼橋	15m未満	84	844	10,391	2	2	80
	15～30m未満	113	2,630	16,633	8	15	90
	30～100m未満	163	9,095	158,143	23	28	112
	100m以上	129	35,110	555,625	21	18	90
	計	489	47,679	740,792	54	63	372
コンクリート橋	15m未満	512	2,946	35,747	19	16	477
	15～30m未満	94	1,974	28,862	31	14	49
	30～100m未満	59	2,830	38,347	17	6	36
	100m以上	26	5,395	71,026	3	4	19
	計	691	13,145	173,982	70	40	581
混合橋	15m未満	6	31	441	0	0	6
	15～30m未満	12	234	15,944	0	0	12
	30～100m未満	15	881	15,280	1	0	14
	100m以上	34	10,546	162,604	12	1	21
	計	67	11,692	194,269	13	1	53
石橋	15m未満	—	—	—	—	—	—
	15～30m未満	—	—	—	—	—	—
	30～100m未満	—	—	—	—	—	—
	100m以上	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—
合計	15m未満	568	3,821	46,579	21	18	563
	15～30m未満	230	4,838	61,439	39	29	151
	30～100m未満	251	12,806	211,770	41	34	162
	100m以上	198	51,051	789,254	22	45	122
	計	1,247	72,516	1,109,042	123	126	998
横断歩道橋		640	34,939	67,749	16	15	609
人道橋		98	3,413	6,797	14	33	51

②橋梁現況表(都港湾局)

(都港湾局、本文17頁)
(平成20年4月1日現在)

区分		橋数(橋)	橋長(m)	橋面積(m ²)	橋齡別現況		
					15年未満	15～25年	25年以上
鋼橋	30m未満	—	—	—	—	—	—
	30～100m未満	2	158	4,401	—	1	1
	100m以上	14	7,766	186,507	4	2	8
	計	16	7,924	190,908	4	3	9

資料第13 都内幹線有料道路現況

(東日本高速道路・中日本高速道路、本文17頁)

(平成20年10月1日現在)

路線名	区 間	延長	車線数	使用開始日	連絡道路	連絡位置	所管	摘 要
東 名 高速道路	世田谷区玉川瀬田町～ 世田谷区宇奈根町	km 3.9	6	昭 43. 4. 25	環状8号 高速3号	世田谷区 玉川瀬田町	中日本 高速 道路	
中 央 自動車道	杉並区高井戸～ 八王子市裏高尾町	39.8	4	42. 12. 15 43. 12. 20 51. 5. 18	一般国道20号 都道9号 一般国道20号 " 16号	調布市 府中市 国立市 八王子市	中日本 高速 道路	
関 越 自動車道	練馬区三原台～ 清瀬市下宿	4.18	4	46. 12. 20	放射7号	練馬区 三原台	東日本 高速 道路	延長の4.18km は、埼玉県新 座市の4.3km を除く
第 三 京浜道路	世田谷区玉川野毛町 内	0.53	4	39. 10. 6	放射8号	世田谷区 玉川野毛 町	東日本 高速 道路	
京葉道路	江戸川区一之江～ 江戸川区下篠崎町	3.03	6	35. 4. 29 41. 4. 9 44. 4. 25	一般国道14号 高速7号	江戸川区 一之江町 "	東日本 高速 道路	供用開始日は 第一期、第二 期、第三期と 別れる
東京外環 自動車道	練馬区大泉町内	1.33	6	平 6. 3. 30	放射7号	練馬区大泉 町	東日本 高速 道路	
八王子BP	八王子市	4.49	4	60. 10. 31	一般国道16号	八王子市	中日本 高速 道路	
圏 央 道	青梅市今井	0.3	4	平 8. 3. 26	一般国道16号 (主要地方道 瑞穂富岡線)	青梅市	東日本 高速 道路	
	青梅市今井～ 日の出町平井	8.7	4	13. 3. 29	一般国道411号 (都道奥多摩 あきる野線)	日の出町	東日本 高速 道路	
	日の出町平井～ あきる野市牛沼	2.04	4	17. 3. 21	一般国道411号	あきる野 市	東日本 高速 道路	
	あきる野市牛沼～ 八王子市裏高尾	9.4	4	H19. 6. 23	主要地方道 山田宮の前線	八王子市	中日本 高速 道路	

資料第14 首都高速道路(都内)現況

(首都高速道路、本文17頁)
(平成20年10月現在)

路線名	区間	延長 km	一般街路との連結施設(ランプ)名	
			入口	出口
高速1号上野線	江戸橋JCT ～入谷	4.4	【上り】入谷、上野、本町 【下り】本町	【上り】本町 【下り】本町、上野、入谷
高速1号羽田線	浜崎橋JCT ～羽田	13.8	【上り】羽田、空港西、平和島、鈴ヶ森、芝浦 【下り】芝浦、勝島、平和島	【上り】平和島、勝島、芝浦 【下り】芝浦、鈴ヶ森、平和島、空港西、羽田
高速2号目黒線	一ノ橋JCT ～戸越	5.9	【上り】戸越、荏原、目黒、天現寺	【下り】天現寺、目黒、荏原、戸越
高速3号渋谷線	谷町JCT ～用賀	11.9	【上り】用賀、三軒茶屋、渋谷、高樹町 【下り】池尻	【上り】池尻、渋谷 【下り】高樹町、渋谷、三軒茶屋、用賀
高速4号新宿線	三宅坂JCT ～高井戸	13.5	【上り】高井戸、永福、幡ヶ谷、新宿、代々木、外苑 【下り】外苑、初台、永福	【上り】永福、初台、新宿、外苑 【下り】外苑、代々木、新宿、幡ヶ谷、永福、高井戸
高速5号池袋線	竹橋JCT ～美女木JCT	18.5	【上り】高島平、中台、板橋本町、北池袋、東池袋、護国寺、西神田 【下り】一ツ橋、飯田橋、東池袋、高松、板橋本町	【上り】板橋本町、東池袋、飯田橋、一ツ橋 【下り】西神田、早稲田、護国寺、東池袋、北池袋、板橋本町、中台、高島平
高速6号向島線	江戸橋JCT ～堀切JCT	10.5	【上り】堀通、向島、駒形、箱崎(浜町) 【下り】箱崎(浜町)、向島、堀通	【上り】堀通、向島、箱崎(浜町)、清洲橋 【下り】箱崎(浜町)、清洲橋、駒形、向島、堀通
高速6号三郷線	小菅JCT ～三郷JCT	4.9	【上り・下り】加平	【上り・下り】加平
高速7号小松川線	両国JCT ～谷河内	10.4	【上り】一之江、小松川、錦糸町 【下り】錦糸町	【上り】錦糸町 【下り】錦糸町、小松川、一之江
高速9号深川線	箱崎JCT ～辰巳JCT	5.3	【上り】木場 【下り】福住、塩浜	【上り】枝川、福住 【下り】木場
高速11号台場線	芝浦JCT ～有明JCT	5.0	【上り】台場	【下り】台場
高速都心環状線	環状線部分	14.8	【内回り】江戸橋、神田橋、代官町、霞が関、飯倉、芝公園、銀座、宝町 【外回り】京橋、銀座、芝公園、霞が関、神田橋、呉服橋	【内回り】呉服橋、神田橋、北の丸、霞が関、芝公園、銀座、新富町、京橋 【外回り】宝町、新富町、銀座、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、神田橋、江戸橋
高速中央環状線	西新宿JCT ～葛西JCT	33.2	【内回り】平井大橋、四ツ木、千住新橋、扇大橋、清瀬町、滝野川、西池袋 【外回り】王子北、扇大橋、千住新橋、小菅、四ツ木、船堀橋、中野長者橋	【内回り】船堀橋、四ツ木、小菅、千住新橋、扇大橋、王子北、西池袋、中野長者橋 【外回り】新大橋、扇大橋、千住新橋、四ツ木、平井大橋、清瀬町、西池袋
高速川口線	江北JCT ～川口JCT	5.6	【上り】加賀、鹿浜橋 【下り】鹿浜橋、足立入谷	【上り】足立入谷 【下り】鹿浜橋、加賀
高速八重洲線	神田橋JCT ～汐留JCT	1.9	【南行き】汐留	【南行き】丸の内、 【北行き】汐留
高速湾岸線	並木 ～高谷	23.1	【東行き】空港中央、大井南、大井、有明、新木場、葛西 【西行き】葛西、新木場、臨海副都心、大井南、空港中央、湾岸環八	【東行き】湾岸環八、空港中央、大井南、臨海副都心、新木場、葛西 【西行き】葛西、新木場、有明、大井、大井南、空港中央
高速湾岸分岐線	昭和島JCT ～東海JCT	1.9	—	—
高速神奈川1号横羽線	羽田 ～石川町JCT	0.9	【下り】羽田	【上り】羽田
合計		185.5	(延長は都内距離)	

資料第15 防火対象施設現況

(東京消防庁、本文31頁)
(平成20年1月1日)

対象物の用途				対象物の用途			
(一)	イ	劇場等	121	(九)	イ	特殊浴場等	183
	ロ	公会堂等	52		ロ	公衆浴場	670
(二)	イ	キャバレー等	38	(十)		停車場等	564
	ロ	遊技場等	821	(十一)		神社等	3,054
	ハ	待合等	24	(十二)	イ	工場等	9,327
(三)	イ	待合等	137		ロ	スタジオ等	65
	ロ	飲食店	5,189	(十三)	イ	車庫等	2,506
(四)		百貨店	5,001		ロ	格納庫等	30
(五)	イ	旅館等	1,936	(十四)		倉庫	6,641
	ロ	寄宿舎等	110,767	(十五)		その他の事業所	33,159
(六)	イ	病院等	2,320	(十六)	イ	特定用途の複合	48,576
	ロ	老人福祉施設等	3,408		ロ	上記以外の複合	48,076
	ハ	幼稚園等	1,368	(十六)の二		地下街	14
(七)		学校等	8,445	(十六)の三		準地下街	2
(八)		図書館	335	(十七)		文化財	364
				(十八)		アーケード	61
合 計							293,254

注 本表の件数は、棟を単位とする。

資料第16 放射性同位元素使用医療関連施設数一覧表

(都福祉保健局、本文41頁)

(平成20年4月現在)

病院	施設	病院	診療所	計	病院	施設	病院	診療所	計
千代田区		6	2	8	八王子市		3		3
中央区		2		2	立川市		3		3
港区		9		9	武蔵野市		1		1
新宿区		8		8	三鷹市		1		1
文京区		5	1	6	府中市		3		3
台東区		1		1	昭島市		1		1
墨田区		2		2	調布市		0		0
江東区		2		2	町田市		1		1
品川区		4		4	小金井市		0		0
目黒区		4		4	日野市		0		0
大田区		6		6	国分寺市		0		0
世田谷区		4		4	国立市		0		0
渋谷区		4		4	狛江市		1		1
中野区		2		2	東大和市		0		0
杉並区		1		1	武蔵村山市		1		1
豊島区		1		1	多摩市		2		2
北区		2		2	稲城市		1		1
荒川区		0		0	小平市		2		2
板橋区		6	1	7	東村山市		1		1
練馬区		2		2	西東京市		0		0
足立区		3		3	清瀬市		3		3
葛飾区		2		2	東久留米市		0		0
江戸川区		4		4	青梅市		1		1
					福生市		1		1
					羽村市		0		0
区部計		80	4	84	市町村計		27		27

	病院	診療所	総計
東京都計	107	4	111

資料第17 貨物駅の危険物取扱量

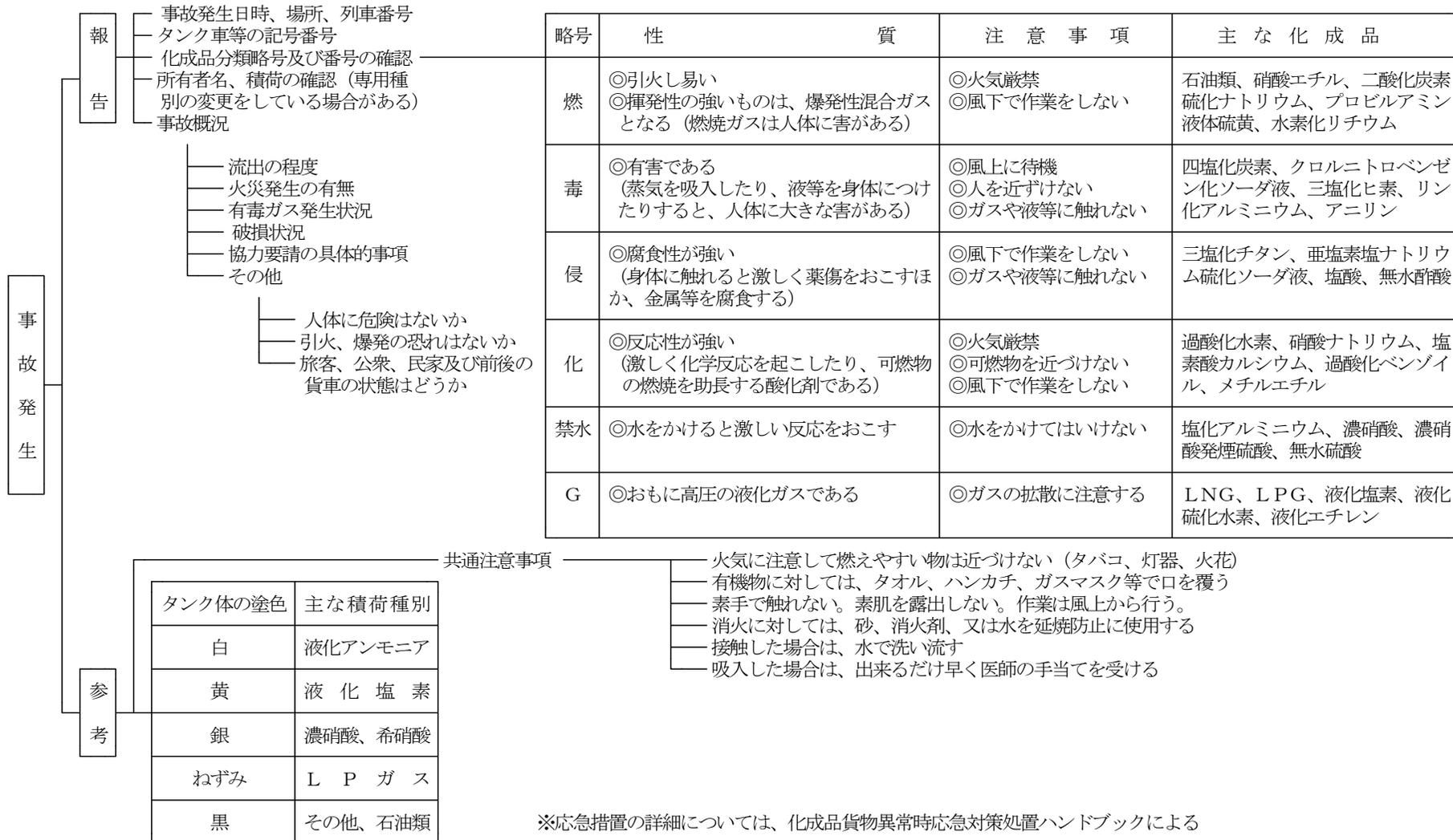
(JR貨物、本文45頁)

(平成19年度)

駅名	取扱品目	取扱数量(t)
隅田川	化学薬品	13,870
東京貨物ターミナル	化学薬品	49,585
計	——	63,455

資料第18 化成品積タンク車等応急処置要領

(JR貨物、本文45頁)



報 告

- 事故発生日時、場所、列車番号
- タンク車等の記号番号
- 化成品分類略号及び番号の確認
- 所有者名、積荷の確認(専用種別の変更をしている場合がある)
- 事故概況

事故発生

- 流出の程度
- 火災発生の有無
- 有毒ガス発生状況
- 破損状況
- 協力要請の具体的事項
- その他

- 人体に危険はないか
- 引火、爆発の恐れはないか
- 旅客、公衆、民家及び前後の貨車の状態はどうか

※応急措置の詳細については、化成品貨物異常時応急対策処置ハンドブックによる

資料第19 米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱

(自衛隊、本文106, 136, 161頁)

米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等連絡会議規約に基づき、緊急措置要綱を次のとおり定める。

(趣旨)

第1条 この要綱は、米軍又は自衛隊の航空事故等が発生した場合における緊急連絡及び被災者に対する救援活動等の応急措置活動について必要な事項を定めるものとする。

(連絡者の設置及びその任務)

第2条 各関係機関に別表1「航空事故緊急連絡者職名表」に定める連絡者及び副連絡者(以下「連絡者等」という。)を置き、事故の通報、救援活動等の連絡に当てるものとする。

2 連絡者等は、米軍又は自衛隊の航空事故等を知ったときは、別表2「航空事故通報経路図」により、他の関係機関の連絡者に直ちに通報するものとする。

3 各関係機関は、別表1「航空事故緊急連絡者職名表」に変更があった場合は直ちに北関東防衛局へ通知し、北関東防衛局は他の機関へ通知するものとする。

(緊急連絡通報の内容)

第3条 前条の規定による通報は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 事故の種類(墜落、不時着、器物落下等)

(2) 事故の発生日時、場所

(3) 事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無

(4) その他必要事項

(現地連絡所の設置)

第4条 航空事故等が発生した場合、関係機関が事故の規模、態様により現地連絡所等を設置したときは、相互に緊密な連絡に努めるものとする。

2 米軍機事故の場合は北関東防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が設置する現地連絡所にあつては、事故に関する情報交換及び被災救援に関する連絡等の円滑化に努めるものとする。

この場合において、他の関係機関は可能な限り、これに協力するものとする。

(救急及び救援活動)

第5条 航空事故による災害発生に伴う関係機関の救急及び救援活動の分担並びに協力については、米軍機事故及び自衛隊機事故のそれぞれについて、別表3「被災者救援活動分担表」に掲げるとおりとする。

(被災者救援の優先)

第6条 事故現場を管轄する関係機関は、あらゆる措置を講じ被災者の救急及び救援に努めるものとする。

(被害調査の協力)

第7条 関係機関が被害調査を行うに当たっては、現場活動に支障のない限りにおいて相互に協力するものとする。

(要綱の改正)

第8条 この要綱を改正する場合は、連絡会議規約第5条に定める会議において検討し改正するものとする。

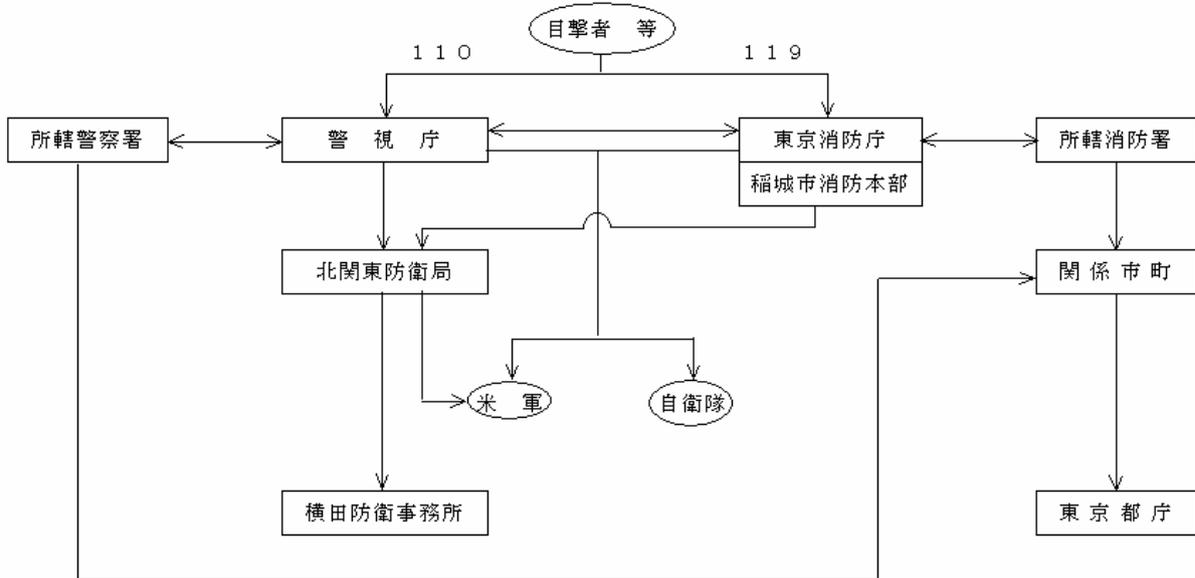
附 則 この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、昭和62年6月26日から施行する。

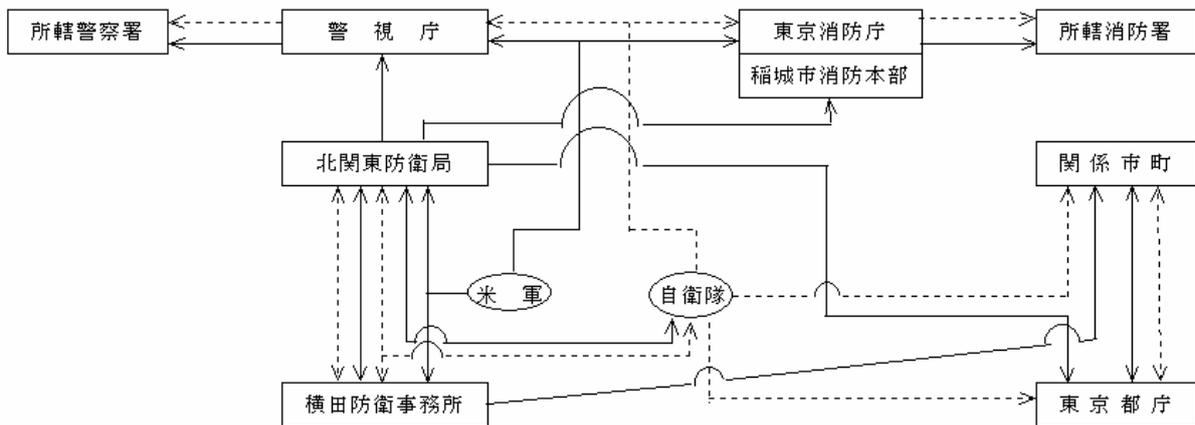
附 則 この要綱は、平成2年7月20日から施行する。

附 則 この要綱は、平成19年9月3日から施行する。

1 目撃者等からの通報経路：



2 米軍又は自衛隊からの通報経路：



凡	例
——	米軍航空事故等に係る通報経路
----	自衛隊航空事故等に係る通報経路

米軍機事故被災者救援活動分担表

NO	区 分	活動内容	警察	消防	自衛隊	東京都	市・町	防衛局
1	負傷者救援	(1) 救急活動	○	◎	○	○	○	○
		(2) 救急病院の引受確認		◎	○	○	○	○
		(3) その他(転院等)			○	○	○	◎
2	現場対策	(1) 消火活動		◎	○		○	
		(2) 警戒区域の設定	○	◎				
		(3) 立入制限、交通整理	◎	○				
		(4) 現地保存	◎	○				○
		(5) 連絡所の設置	○	○	○	○	○	◎
		(6) 通信輸送			○		○	◎
3	財産被災者救援	(1) 財産保護・警備	◎					
		(2) 仮住居の斡旋提供				○	○	◎
		(3) 生活必需品の支給				○	○	◎
備 考	<p>航空事故等の発生の場合の米軍の緊急活動については、在日米軍司令部と防衛省との間の緊急援助体制に関する合意に基づいて行われるものとする。</p> <p>注：◎は、主務機関を示す。○は、主務機関への援助協力機関を示す。</p>							

自衛隊機事故被災者救援活動分担表

NO	区 分	活動内容	警察	消防	自衛隊	東京都	市・町	防衛局
1	負傷者救援	(1) 救急活動	○	◎	○	○	○	
		(2) 救急病院の引受確認		◎	○	○	○	
		(3) その他(転院等)			◎	○	○	
2	現場対策	(1) 消火活動		◎	○		○	
		(2) 警戒区域の設定	○	◎				
		(3) 立入制限、交通整理	◎	○	○			
		(4) 現地保存	◎	○	○			
		(5) 連絡所の設置	○	○	◎	○	○	○
		(6) 通信輸送			◎			
3	財産被災者救援	(1) 財産保護・警備	◎		○			
		(2) 仮住居の斡旋提供			◎	○	○	
		(3) 生活必需品の支給			◎	○	○	
備 考	注 : 1 ◎は、主務機関を示す。 2 ○は、主務機関への援助協力機関を示す。							

資料第20 鉄道災害時における消防機関と鉄道事業者との連携に関する覚書

(都総務局、本文161頁)

東京都内の消防本部（島しょ地区の消防本部を除く。以下「甲」という。）と鉄道事業者（以下「乙」という。）は、乙が営業する鉄道路線で、甲の出動する人身事故及び火災等（以下「鉄道災害」という。）が発生し、又は発生のおそれのある場合、並びに甲の災害出動に支障のおそれのある場合における、安全かつ迅速な消防活動と公共交通機関としての列車運行の早期復旧を図るため、東京都総務局（以下「丙」という。）の調整の下、この覚書を定める。

(緊急通報)

第1条 乙は、鉄道災害の発生を覚知したときは、消防法（昭和23年法律第186号）第24条（同法第36条により準用する場合を含む。）に基づき119番通報しなければならない。

2 119番通報にあたっては、次の情報を収集し、判明した内容について甲に提供する。

- (1) 災害の種別(火災、救助、救急)
- (2) 発生場所(住所のほか、駅舎内外の別、最寄駅、軌道内～何キロ地点、目標物等の情報)
- (3) 負傷者の人数と状況
- (4) 消防隊（甲が出動させる消防隊をいう。以下同じ）が向かう入口（中央口等、軌道内～何キロ地点、目標物等）
- (5) 現場責任者（乙が派遣する現場の責任者をいう。以下同じ。）の派遣状況、その職名等
- (6) 列車の運行状況及び電源遮断の有無
- (7) その他乙が既に実施している事項

(指定連絡先)

第2条 甲及び乙は、119番通報のほか、連絡を行う場合の指定連絡先を定める。

2 甲及び乙は、指定連絡先を定めた場合（指定連絡先に変更が生じた場合を含む。）は、互いに通知するとともに、甲は丙に報告する。

(指定連絡先への連絡)

第3条 乙は、119番通報の後、甲が到着するまでの間に得た新たな情報が第1条第2項各号に該当する場合は、可能な限り甲の指定連絡先に連絡するものとする。また、甲は必要に応じ新たな情報の収集を行う。

2 甲は、鉄道災害の発生について、旅客等から通報を受けた場合には、直ちに乙の指定連絡先に連絡するとともに、鉄道災害の発生の有無を確認する。

3 甲及び乙は、鉄道災害の発生のおそれがあると認める情報を得た場合は、速やかに関係する指定連絡先に連絡する。

(現場責任者の派遣等)

第4条 乙は、鉄道災害の発生を覚知したときは、直ちに災害現場に現場責任者を派遣する。

2 現場責任者と消防隊の指揮者（以下「指揮者」という。）は、相互に連携し、軌道内における安全確保に努める。

3 甲及び乙は、安全チョッキ、腕章の着用等により指揮者及び現場責任者を明確にする。

(情報共有)

第5条 現場責任者は、次の事項について、把握している情報を消防隊が活動する前に、速やかに指揮者に説明するとともに、必要に応じて災害現場等へ誘導を行う。

- (1) 災害状況
- (2) 列車の運行状況
- (3) 負傷者及び避難の状況
- (4) 監視員の配置状況
- (5) 電源遮断措置等の有無
- (6) 消防活動又は避難上危険であるものの措置の状況
- (7) 換気、排煙設備その他の消防用設備等の運転状況

2 指揮者は、人員、任務等消防機関の活動体制及び救助方法等の活動方針を現場責任者に説明する。

(避難誘導)

第6条 鉄道災害が発生し避難が必要とされるときは、甲は消防車両の拡声器等による広報により、また、乙は構内アナウンス、車内アナウンス等により、旅客の混乱、動揺を抑えるとともに、相互に連携し旅客の円滑な避難誘導を実施する。

(現場活動)

第7条 甲及び乙は、相互に協力し、次により安全かつ迅速な現場活動を実施する。

(1) 指揮者は、災害現場において活動を開始する前に、現場責任者に対して第5条第1項各号に定める事項について確認するとともに、事故の状況により、列車の停止及び電源遮断について現場責任者と協議を行い、安全を確認後、軌道内に進入し活動を開始する。

(2) 現場責任者は、指揮者が行う活動に対し、必要な協力を行う。

(3) 災害現場に現場責任者が不在で、第1号に定める確認及び協議が行えないときは、指定連絡先を通じ甲が乙に対し確認及び協議を行い、指揮者は、その結果を受け安全を確認後、活動を開始する。

- (4) 指揮者は、列車の固定、ジャッキアップ等を実施するときは、現場責任者に連絡するほか、必要に応じ、列車の電源遮断、技術者の派遣、活動への助言及び資機材の提供等を求める。
- (5) 指揮者は、活動が終了したときは、その旨を現場責任者に連絡する。
- (6) 乙による列車の運行規制の変更又は解除は、現場責任者と指揮者が協議し、安全を確認した後に行う。

(踏切閉鎖等の相互連絡)

第8条 甲の災害出動における支障を未然に防止するため、乙は踏切の故障を知り得た場合、甲の指定連絡先に連絡するものとし、甲は乙の連絡前に鉄道災害等の情報から出動への支障のおそれを予期した場合、乙の指定連絡先に確認する。

(事前対策)

第9条 甲及び乙は、鉄道災害発生時の連携及び効果的な活動を行うため、次の事項について、あらかじめ両者で確認する。

- (1) 高架、鉄橋、トンネル内等特殊な場所への進入方法
- (2) 乙が保有する大型ジャッキ等の数量、保管場所、災害時の調達経路等

2 甲及び乙は、鉄道災害へ対応するため、あらかじめ必要な情報を、相互に交換する。

(訓練)

第10条 甲及び乙は、鉄道災害時における相互の諸活動を円滑に遂行するため連携し、訓練の実施に努める。

(東京都総務局の役割)

第11条 丙は、この覚書の効果的な履行のため、必要に応じ連絡会を開催する等消防組織法（昭和22年法律第226号）第29条の規定に基づき支援を行う。

(連絡会)

第12条 甲又は乙は、丙に連絡会の開催を求めることができる。

2 この覚書に定めのない事項又はこの覚書の解釈について疑義が生じたときは、その都度、連絡会で協議して決定する。

この覚書の締結を証するため、本書24通を作成し、それぞれ記名押印の上、各々一通を保有するものとする。

平成18年8月1日

(甲) 東京消防庁
消防総監 関口 和重

京王電鉄株式会社
常務取締役鉄道事業本部長
松木 謙吉

東久留米市消防本部
消防長 投埜 博樹

京浜急行株式会社
常務取締役鉄道本部長
坂巻 武彦

稲城市消防本部
消防長 市岡 一彦

京成電鉄株式会社
常務取締役鉄道本部長
三枝 紀生

(乙) 小田急電鉄株式会社
常務取締役交通事業本部長
嶋崎 章臣

首都圏新都市鉄道株式会社
代表取締役専務鉄道事業本部長
木村 誠之

株式会社ゆりかもめ
代表取締役社長 安楽 進

西武鉄道株式会社
常務取締役上席執行役員鉄道本部長
高須 洋一

多摩都市モノレール株式会社
代表取締役社長 細瀬 清

日本貨物鉄道株式会社関東支社
専務取締役関東支社長
浅井 廣志

東京急行電鉄株式会社
取締役社長 越村 敏昭

東日本旅客鉄道株式会社千葉支社
理事千葉支社長 原田 尚志

東京地下鉄株式会社
代表取締役社長 梅崎 壽

東日本旅客鉄道株式会社東京支社
取締役東京支社長 中村 弘之

東京都交通局
交通局長 松澤 敏夫

東日本旅客鉄道株式会社八王子支社
理事八王子支社長 高野 裕一

東京モノレール株式会社
代表取締役社長 齋藤 雅之

東日本旅客鉄道株式会社横浜支社
理事横浜支社長 井上 進

東京臨海高速鉄道株式会社
代表取締役社長 勝田 三良

北総鉄道株式会社
取締役社長 亀甲 邦敏

東武鉄道株式会社
常務取締役 鉄道事業本部長
柴田 浩一郎

(丙)

東京都
総務局長 大原 正行

資料第21 新幹線災害時における東京消防庁と鉄道事業者との連携に関する覚書

(都総務局、本文161頁)

東京消防庁（以下「甲」という。）と鉄道事業者（以下「乙」という。）は、乙が営業する甲管内の新幹線（全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第2条に定める新幹線鉄道をいう。以下同じ。）の路線で、甲の出動する人身事故及び火災等（以下「鉄道災害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合における、安全かつ迅速な消防活動と公共交通機関である新幹線運行の迅速な復旧を目的として、東京都総務局（以下「丙」という。）の調整の下、この覚書を定める。

(緊急通報)

第1条 乙は、鉄道災害の発生を覚知したときは、消防法（昭和23年法律第186号）第24条（同法第36条により準用する場合を含む。）に基づき119番通報しなければならない。

2 119番通報にあたっては、次の情報を収集し、判明した内容について甲に提供する。

- (1) 災害の種別(火災、救助、救急)
- (2) 発生場所(住所のほか、駅舎内外の別、最寄駅、軌道内～何キロ地点、目標物等の情報)
- (3) 負傷者の人数と状況
- (4) 消防隊(甲が出動させる消防隊をいう。以下同じ。)が向かう入口(軌道内に立ち入る門扉、軌道内～何キロ地点、目標物等)
- (5) 現場責任者(乙が派遣する現場の責任者をいう。以下同じ。)の派遣状況、その職名等
- (6) 列車の運行状況及び給電停止の有無
- (7) その他乙が既に実施している事項

(指定連絡先)

第2条 甲及び乙は、119番通報のほか、連絡を行う場合の指定連絡先を定める。

2 甲及び乙は、指定連絡先を定めた場合(指定連絡先に変更が生じた場合を含む。)は、互いに通知するとともに、甲は丙に報告する。

(指定連絡先への連絡)

第3条 乙は、119番通報の後、甲が到着するまでの間に得た新たな情報が第1条第2項各号に該当する場合は、可能な限り甲の指定連絡先に連絡するものとする。また、甲は必要に応じ新たな情報の収集を行う。

2 甲は、鉄道災害の発生について、旅客等から通報を受けた場合には、直ちに乙の指定連絡先に連絡するとともに、鉄道災害の発生の有無を確認する。

3 甲及び乙は、鉄道災害の発生のおそれがあると認める情報を得た場合は、速やかに関係する指定連絡先に連絡する。

(現場責任者の派遣等)

第4条 乙は、鉄道災害の発生を覚知したときは、直ちに災害現場に現場責任者を派遣する。

2 現場責任者と消防隊の指揮者(以下「指揮者」という。)は、相互に連携し、軌道内における安全確保に努める。

3 甲及び乙は、安全チョッキ又は腕章の着用等により指揮者及び現場責任者を明確にする。

(情報共有)

第5条 現場責任者は、現場の状況(災害状況、列車の運行状況、負傷者及び避難の状況、監視員の配置状況、給電停止の状況、換気・排煙設備その他の消防用設備等の運転状況など)について、把握している情報を消防隊が活動する前に、速やかに指揮者に説明するとともに、必要に応じて災害現場等へ誘導を行う。

2 指揮者は、人員、任務等消防機関の活動体制及び救助方法等の活動方針を現場責任者に説明する。

(避難誘導)

第6条 鉄道災害が発生し避難が必要とされるときは、甲と乙が相互に連携し、旅客の円滑な避難誘導を実施する。

(現場活動)

第7条 甲及び乙は、相互に協力し、次により安全かつ迅速な現場活動を実施する。

(1) 指揮者は、災害現場において活動を開始する前に、現場責任者に対して第5条第1項に定める事項について確認するとともに、事故の状況により、列車の停止及び給電停止について現場責任者と協議を行い、安全を確認した後、軌道内に進入し活動を開始する。

(2) 現場責任者は、指揮者が行う活動に対し、必要な協力を行う。

(3) 現場責任者は、指揮者から列車の固定、ジャッキアップ等の実施が必要と連絡を受けた場合は、列車への給電停止、技術者の派遣、活動への助言及び資機材の提供等を行う。

(4) 指揮者は、活動終了後速やかに人員が施設内から退去したことを確認し、活動終了・退去完了を現場責任者へ連絡する。

(5) 乙による列車の運行規制の変更又は解除は、現場責任者と指揮者が協議し、安全を確認した後に行う。

(6) 災害現場において、指揮者が現場責任者に対して第1号に定める確認及び協議ができないときは、指揮者は、指定連絡先を通じ乙に対し確認及び協議を行い、軌道内等の安全が確認できた場合、活動を開始することができる。

(7) 指揮者は、前号の活動を開始するにあたり、乙の指定連絡先の責任者の了承を受けて防護柵の門扉の施錠を開放することができる。

(事前対策)

第8条 甲及び乙は、鉄道災害発生時の連携及び効果的な活動を行うため、あらかじめ門扉位置等必要な情報を、

相互に交換する。

(訓練)

第9条 甲及び乙は、鉄道災害時における相互の諸活動を円滑に遂行するため連携し、訓練の実施に努める。

(東京都総務局の役割)

第10条 丙は、この覚書の効果的な履行のため、必要に応じ連絡会を開催する等消防組織法（昭和22年法律第226号）第29条の規定に基づき支援を行う。

(連絡会)

第11条 甲又は乙は、丙に連絡会の開催を求めることができる。

2 この覚書に定めのない事項又はこの覚書の解釈について疑義が生じたときは、その都度、連絡会で協議して決定する。

この覚書の締結を証するため、本書4通を作成し、それぞれ記名押印の上、各々一通を保有するものとする。

平成19年10月 1日

(甲) 東京消防庁

消防総監 関口 和重

(乙) 東日本旅客鉄道株式会社東京支社

取締役東京支社長 中村 弘之

東日本旅客鉄道株式会社東京支社

新幹線運行本部長 万代 典彦

東海旅客鉄道株式会社

専務取締役新幹線鉄道事業本部長 阿久津 光志

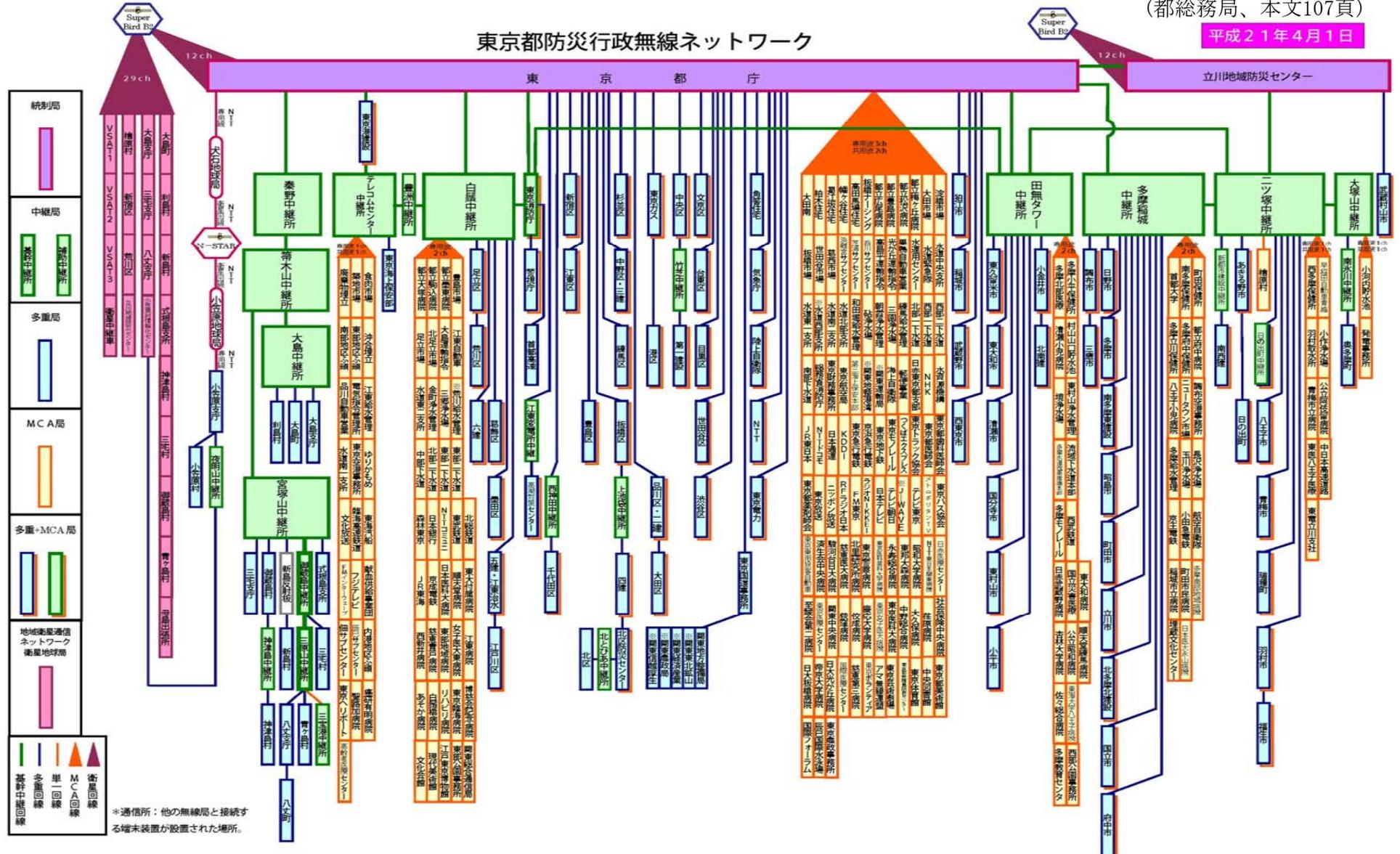
(丙) 東京都

総務局長 大原 正行

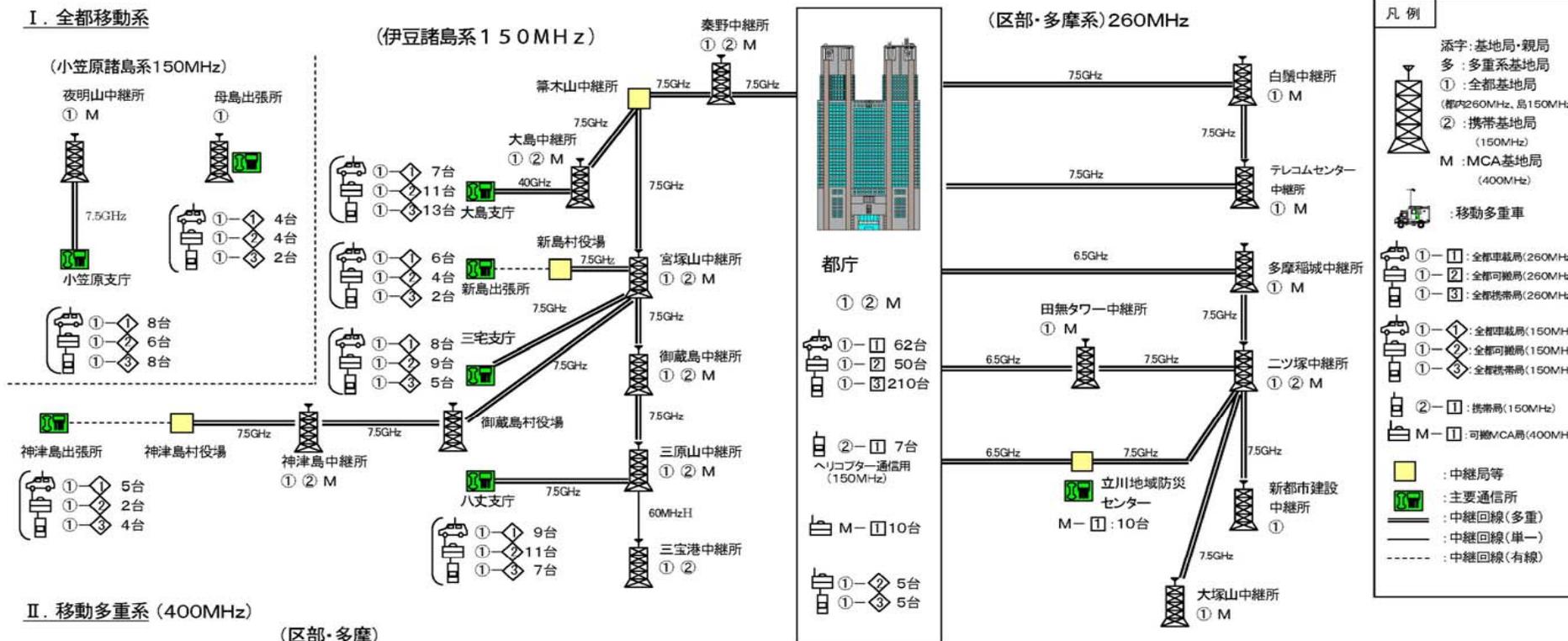
資料第22 東京都防災行政無線ネットワーク

(都総務局、本文107頁)

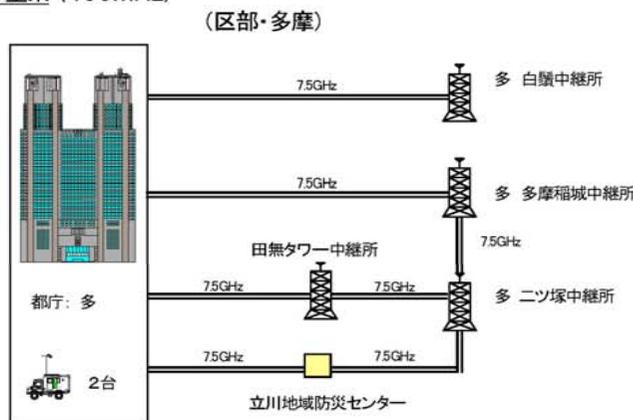
平成21年4月1日



I. 全都移動系



II. 移動多重系 (400MHz)



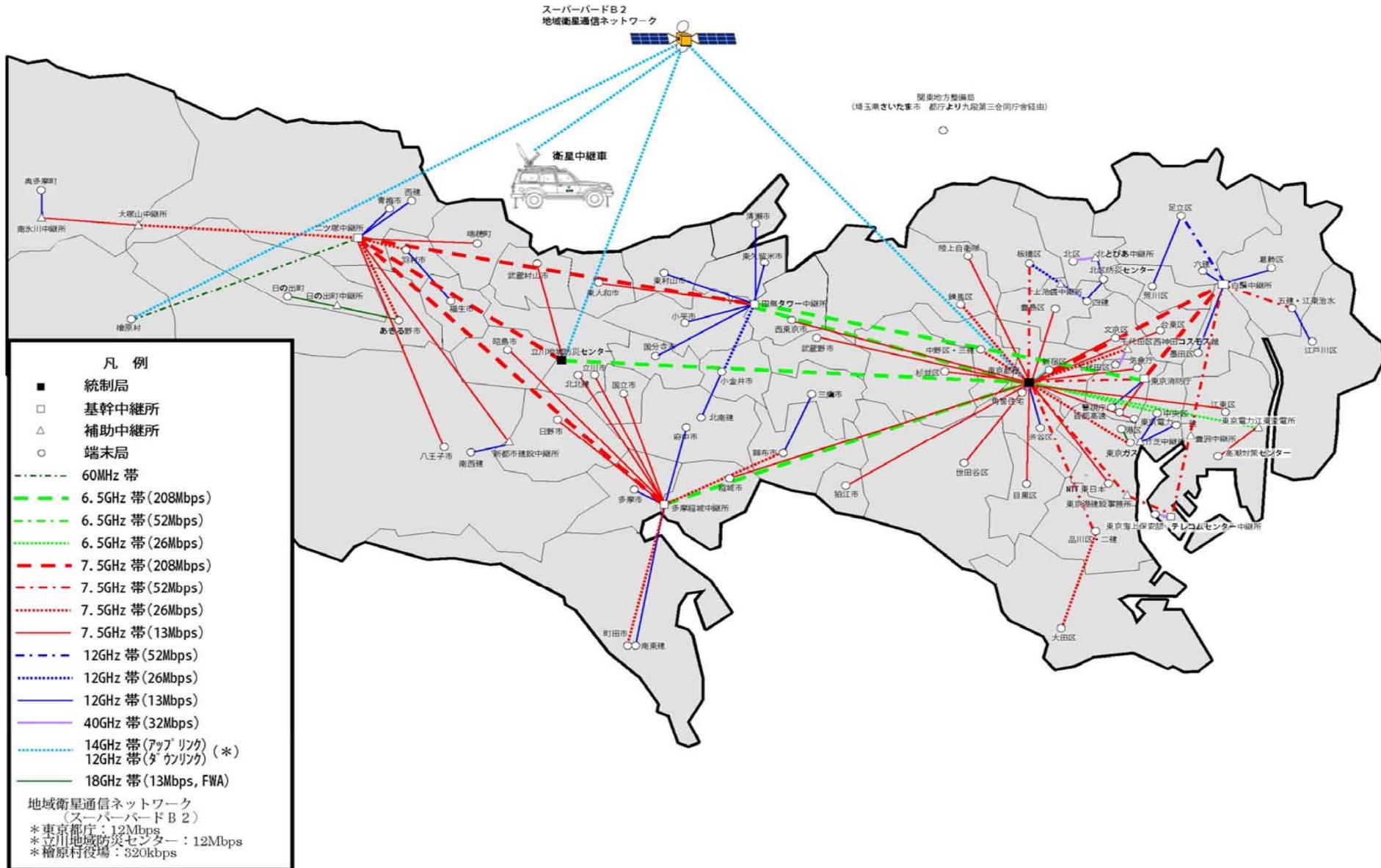
移動系無線局数内訳

種別	全都移動島しょ系(150MHz)				全都移動都内系(260MHz)		携帯局	可搬MCA	移動多重
	伊豆諸島	小笠原	都内	小計	都内	小計			
基地局	7	2	—	9	8	8	9	14	4
車載	35	12	—	47	62	62	—	—	2
可搬	37	10	5	52	50	50	—	76	—
携帯	31	10	5	46	210	210	7	—	—
小計	103	32	10	145	322	322	7	76	2
計 ※	110	34	10	154	330	330	16	76	6

※1 島しょ系の全都移動局基地局と携帯局の基地局は同一設備 ※2 可搬MCAの基地局は固定系MCA親局と同一設備

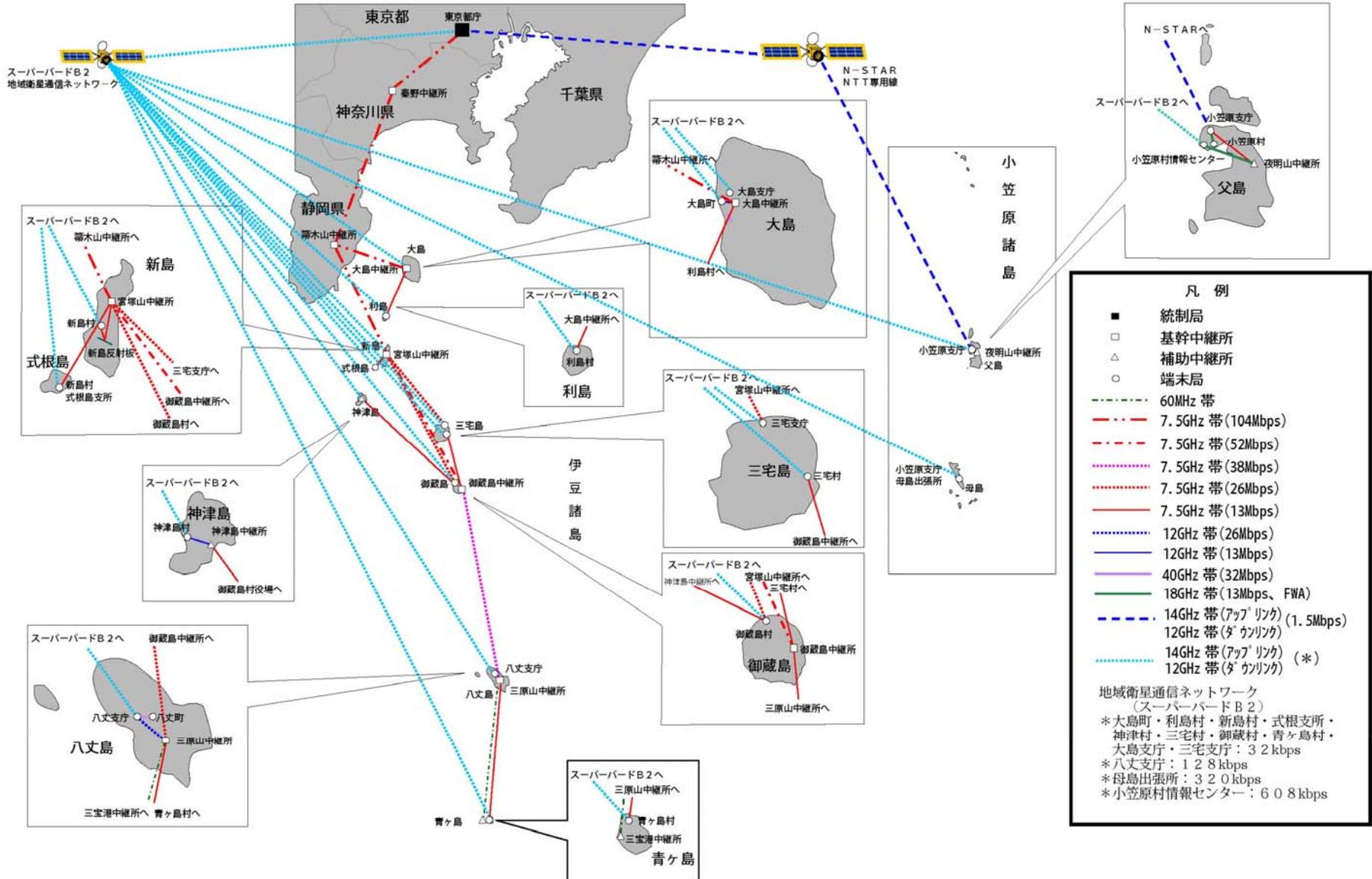
資料第24 東京都防災行政無線多重回線構成図(区部・多摩)

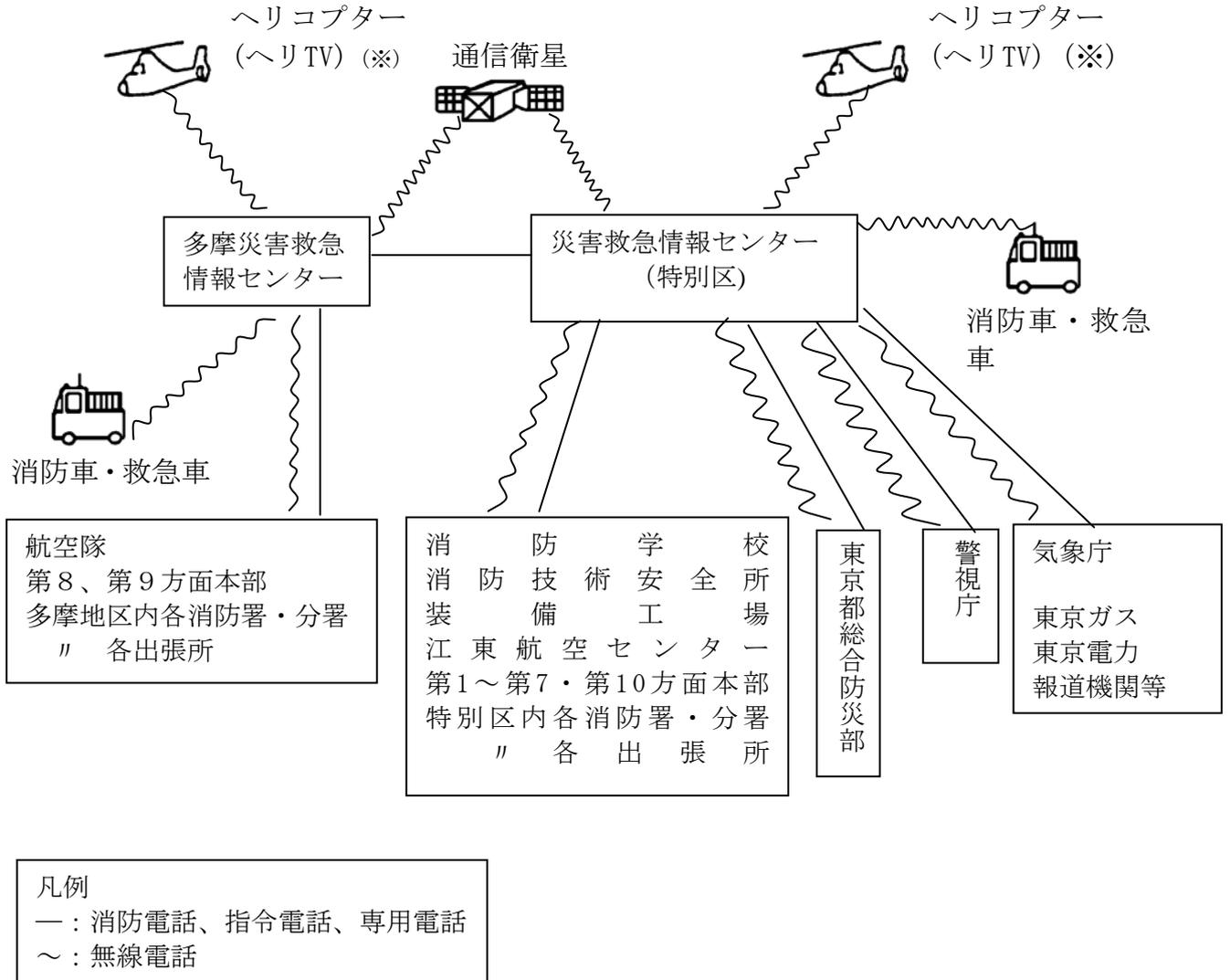
(都総務局、本文107頁)



資料第25 東京都防災行政無線多重回線構成図(鳥しよ系)

(都総務局、本文107頁)





※消防ヘリコプターに積載するカメラは、夜間にも対応可能な高度なものである。

資料第27 区市町村の保有する防災行政無線等一覧表

(都総務局、本文107頁)

(平成20年4月1日現在)

1 特別区

	固定局			移動局					
	屋外	戸別	計	小・中学校	警察署	消防署	医療機関	その他	計
千代田	69	223	292	-	-	-	-	4	4
中央	94	96	190	-	-	-	-	20	20
港	119	213	332	28	6	4	6	145	189
新宿	98	403	501	-	-	5	-	63	68
文京	86	304	390	-	-	-	-	12	12
台東	116	-	116	-	-	-	-	47	47
墨田	60	167	227	-	2	2	-	30	34
江東	112	-	112	88	4	3	14	103	212
品川	136	280	416	58	-	-	-	63	121
目黒	59	113	172	-	-	-	-	65	65
大田	200	540	740	-	-	-	-	-	0
世田谷	187	348	535	-	-	-	-	35	35
渋谷	90	144	234	28	3	1	1	54	87
中野	113	501	614	-	-	-	-	84	84
杉並	118	705	823	-	-	-	-	-	0
豊島	76	284	360	12	-	1	-	46	59
北	107	537	644	-	3	3	2	76	84
荒川	104	167	271	-	-	-	-	35	35
板橋	105	308	413	-	3	2	1	197	203
練馬	191	895	1,086	-	-	-	-	-	0
足立	183	393	576	-	-	-	-	21	21
葛飾	128	247	375	-	-	-	-	40	40
江戸川	255	332	587	-	-	-	-	28	28
区部計	2,806	7,200	10,006	214	21	21	24	1,168	1,448

2 市町村

	固定局			移動局					
	屋外	戸別	計	小・中学校	警察署	消防署	医療機関	その他	計
八王子	340	419	828	-	-	-	-	-	30
立川	69	-	69	-	-	-	-	30	30
武蔵野	41	97	304	-	-	-	-	0	10
三鷹	54	112	270	-	-	-	-	10	91
青梅	104	-	281	-	1	1	-	79	241
府中	132	45	239	33	1	1	-	125	243
昭島	62	-	310	-	1	1	-	81	198
調布	113	135	668	28	1	1	1	84	306
町田	240	180	474	-	1	1	1	188	191
小金井	54	-	100	-	-	-	-	-	18
小平	46	-	302	-	-	-	-	18	81
日野	119	137	472	-	-	-	-	63	121
東村山	60	156	257	-	-	1	-	57	112
国分寺	41	-	73	-	-	-	-	54	66
国立	32	-	106	-	-	-	-	12	12
西東京	74	-	204	-	-	-	-	-	8
福生	40	90	157	-	-	-	-	8	46
狛江	27	-	79	10	1	1	1	25	111

	固 定 局			移 動 局					
	屋外	戸別	計	小・中 学校	警察署	消防署	医療 機関	その他	計
東大和	52	-	76	15	1	1	1	55	115
清瀬	21	3	118	-	-	-	-	42	45
東久留米	48	46	150	-	-	-	-	3	3
武蔵村山	56	-	289	-	-	-	-	-	136
多摩	115	118	286	-	-	1	-	135	192
稲城	53	-	94	17	-	-	1	38	119
羽村	41	-	1,007	-	1	22	-	40	188
あきる野	107	859	5,504	16	-	-	-	109	1,544
市部計	2,141	2,397	12,717	119	8	31	5	1,256	4,257

3 町村

	固 定 局			移 動 局					
	屋外	戸別	計	小・中 学校	警察署	消防署	医療 機関	その他	計
瑞穂町	49	43	94	-	-	1	-	49	68
日の出町	1	1	1,036	5	1	1	-	11	33
檜原村	34	1,000	1,034	-	-	-	-	15	15
奥多摩町	5	2,758	6,654	-	-	-	-	39	161
多摩町村計	89	3,802	8,818	5	1	2	0	114	277
大島町	78	-	290	-	-	-	-	-	15
利島村	4	208	212	-	-	-	-	15	15
新島村	19	-	892	-	-	-	-	-	8
神津島村	17	856	2,217	-	-	1	1	6	56
三宅村	44	1,300	1,344	6	1	1	1	39	48
御蔵島村	-	-	4,540	-	-	-	-	-	10
八丈町	40	4,500	4,659	-	-	-	-	10	20
青ヶ島村	9	110	301	-	-	-	-	10	10
小笠原村	20	162	7,549	-	-	-	-	-	91
島しょ町村 計	231	7,136	22,004	6	1	2	2	80	273

	固 定 局			移 動 局					
	屋外	戸別	計	小・中 学校	警察署	消防署	医療 機関	その他	計
総計	5,267	20,535	53,545	344	31	56	31	2,618	6,255

資料第28 区市町村等の通信連絡態勢

(都総務局、本文107頁)

機関名	内 容
区 市 町 村 及び防災機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 連絡態勢の確保 夜間、休日を含め、常時、都と通信連絡が開始できるよう通信連絡態勢を整備する。 2 通信連絡責任者の選任等 都本部、都各部局、区市町村及び防災機関は、情報の収集、伝達に関する直接の責任者として正副各1名の通信連絡責任者を選任する。また、通信連絡責任者は、通信連絡事務従事者をあらかじめ指名する。
都	<ol style="list-style-type: none"> 1 通常態勢時における通信連絡態勢 都本部が設置されるまでの間、都の通信連絡は、通常の勤務時間においては都総務局(総合防災部)が担当し、夜間休日等の時間外において災害対策要員が参集するまでの間は、東京都夜間防災連絡室が担当する。 2 通信連絡責任者の選任 都各部局は、前記区市町村の例と同様、通信連絡責任者を選任する。 3 本部を設置した場合の通信連絡態勢 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本部が設置された場合には、原則として本部(都総務局総合防災部)に一元的に情報連絡を集約する。 (2) 都各部局は、各機関相互及び本部との連絡並びに非常配備態勢への移行等に備えて情報連絡責任者と若干の職員を配置する。 (3) 情報連絡を密にするため、都各部局は必要に応じ、情報連絡のための要員を本部に派遣する。 4 都本部設置後の通信連絡態勢 <ol style="list-style-type: none"> (1) 都本部及び都防災会議への通信連絡は、東京都防災センター内指令情報室及び通信室において処理する。 (2) 都本部及び都各部局は、情報の収集、伝達に係る事務に従事させるため、あらかじめ通信連絡事務従事者を指名し、通信連絡事務に従事させる。 5 通信連絡の方法 通信連絡は、原則として東京都防災行政無線の電話、ファクシミリ、システム端末及び画像端末を使用して行うものとする。

資料第29 電話サービス及び電報サービスの優先利用

(NTT東日本、NTTドコモ、本文108頁)

(手動接続(電話交換手扱)で優先的に接続する非常・緊急通話)

(1) 非常通話とは

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合の災害予防もしくは、救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする手動接続通話(以下「非常扱いの通話」と言う。)は、他の手動通話に先立って接続する。

(2) 非常扱いの通話の内容等

非常扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り取扱う。

通話の内容	機関等
1 気象、水象、地象もしくは地象の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、もしくは発生するおそれがあることの通報又はその警報もしくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設(道路、港湾等を含みます。)の災害予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信設備の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力施設の災害予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

(3) 緊急扱いの通話とは

非常扱いの通話を除くほか、公共の利益のため緊急を要する手動通話(以下「緊急扱いの通話」と言います。)は、他の手動通話(非常扱いの通話を除きます。)に先立って接続する。

(4) 緊急扱いの通話の内容等

緊急扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り取扱う。

通話の内容	機関等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故、その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取扱う機関相互間(前項の表中8欄に掲げるものを除く。) (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
2 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
3 国会議員又は地方公共団体の長もしくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
4 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とする事項	別記1の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
5 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関(前表及びこの欄の(3)までのものを除く。)相互間

(非常扱いの電報及び緊急扱いの電報の伝送及び配達の種類)(NTTドコモ除く)

(1) 非常扱いの電報の伝送及び配達の種類

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合の災害予防もしくは、救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報(以下「非常扱いの電報」と言う。)は、他の電報に先立って伝送及び配達する。

(2) 非常扱いの電報の内容

非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取扱う。

通話の内容	機関等
1 気象、水象、地象もしくは地動の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、もしくは発生するおそれがあることの通報又はその警報もしくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設(道路、港湾等を含みます。)の災害予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信設備の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力施設の災害予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

(3) 緊急扱いの電報の内容

緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取扱う。(NTTドコモ除く。)

電報の内容	機関等
1 気象、水象、地象もしくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取扱う機関相互間(前項の表中8欄に掲げるものを除きます。) (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
4 国会議員又は地方公共団体の長もしくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別記1の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
6 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別記2の病院相互間
7 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関(前項の表及びこの表の1欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます。)相互間

別記1(新聞社等の基準)(NTT東日本)

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること
2 放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

別記2 医療のための無線電報を発信し、又は配達を受ける病院(NTT東日本)

名 称	位 置	あ て 名
小樽掖済会病院	小樽市色内1の10の17	オタルエキサイ
宮城利府掖済会病院	宮城郡利府町森郷字新太子堂51	ミヤギリフエキサイ
横浜掖済会病院	横浜市中区山田町1の2	ヨコハマエキサイ
名古屋掖済会病院	名古屋市中区松年町4の66	ナゴヤエキサイ
大阪掖済会病院	大阪市西区本田2の1の10	オサカエキサイ
神戸掖済会病院	神戸市垂水区学ヶ丘1の21の1	コウベエキサイ
日本海員掖済会門司病院	北九州市門司区清滝1の3の1	モンエキサイ
日本海員掖済会長崎病院	長崎市樺島町5の16	ナガサキエキサイ
せんぼ東京高輪病院	東京都港区高輪3の10の11	トウキョウセンインホケン
船員保険無線医療センター	横浜市保土ヶ谷区釜台町43の1 横浜船員保険病院内	センボムセンインホケン又は ヨコハマセンインホケン
大阪船員保険病院	大阪市港区築港1の8の30	オサカセンインホケン

(手動接続(電話交換手扱)で優先的に接続する非常・緊急通話の及び電報の請求)(NTTドコモ除く)

区 分	内 容
非 常 扱 い 通 話	1 非常扱い通話は、やむを得ない特別の理由がある場合を除き、あらかじめ受持ちのNTT東日本営業支店の承諾を受けた番号の加入電話によるものとする。 2 非常扱い通話の請求にあたっては、前記の承諾を受けた利用機関等が通話の必要がある場合は、市外局番なし「102番」をダイヤルし、非常扱い通話申込経由を告げて申し込むものとします。 あらかじめ届けていない加入電話でも非常扱い電話に該当することが確認できるときは、非常扱い電話として受付ける。
緊 急 扱 い 通 話	非常扱い通話の請求方法に準ずる。
非 常 扱 い 及 び 緊 急 扱 い 電 報	1 非常扱い及び緊急扱い電報は、電報取扱営業窓口であれば、どこでも発信できる。 また、加入電話から申し込む場合は下記へ申し込む。 東京電報サービスセンタ(TEL 03-5820-9749) 2 非常扱い及び緊急扱い電報を発信するときは、発信人は「非常扱い及び緊急扱い電報」である旨を告げるものとする。

(手動接続(電話交換手扱)で優先的に接続する非常・緊急通話の接続及び電報の電送順位)(NTTドコモ除く)

区 分	内 容
非 常 扱 い 通 話	他の市外通話、緊急扱い通話に優先して接続する。
緊 急 扱 い 通 話	他の市外通話に優先して接続する。
非 常 扱 い 電 報	非常扱い電報は、他の電報に先立って伝送及び配達する。
緊 急 扱 い 電 報	緊急扱い電報は、他の電報(非常扱い電報を除く)に先立って伝送及び配達する。

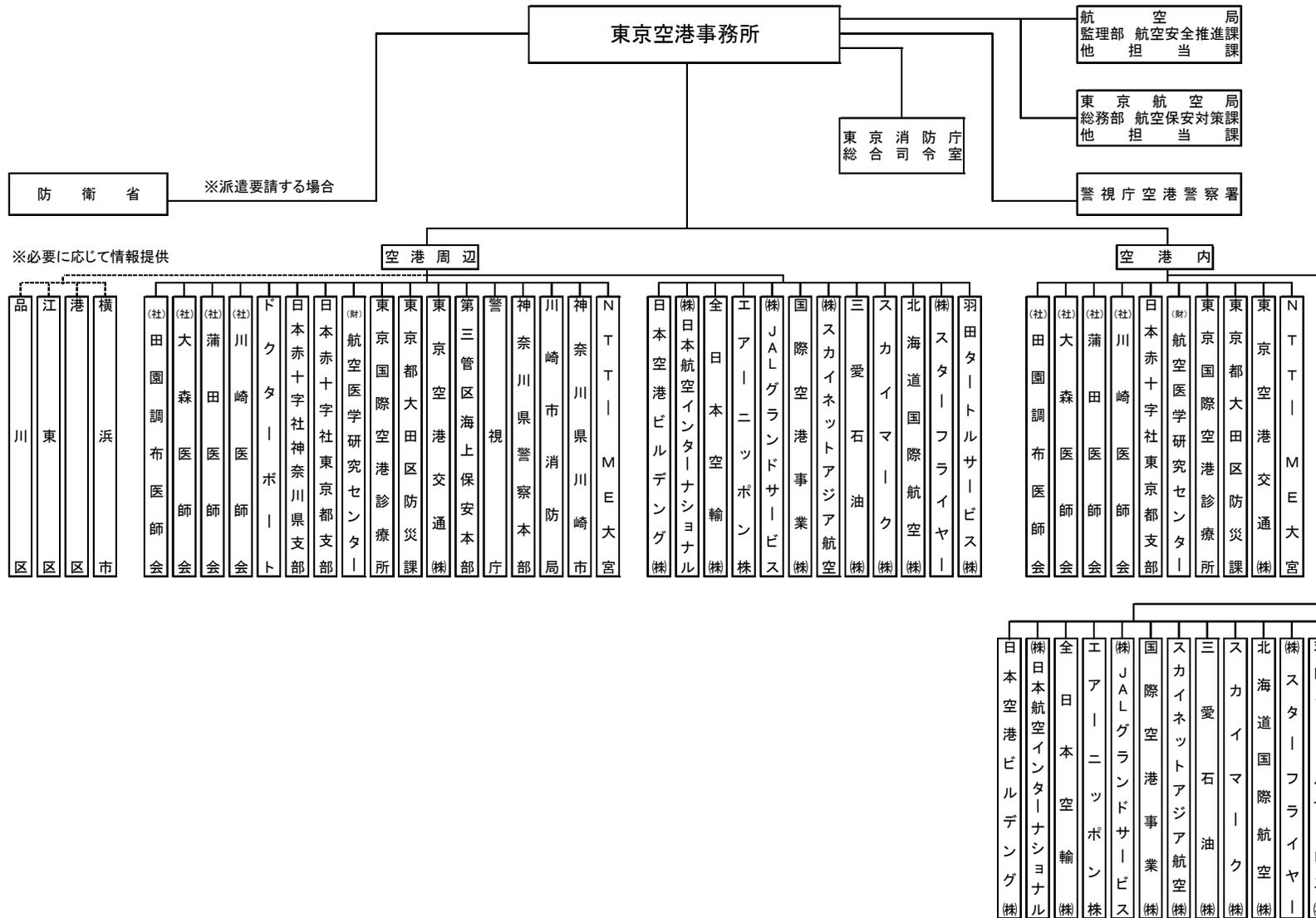
(手動接続(電話交換手扱)で優先的に接続する非常・緊急通話及び電報の料金)(NTTドコモ除く)

区 分	内 容
非 常 及 び 緊 急 扱 い 通 話	料金は普通通話料と同額とする。
非 常 及 び 緊 急 扱 い 電 報	料金は普通電報と同額とする。

資料第30 東京国際空港航空機事故緊急連絡体制

(東京空港事務所、本文118,160頁)

平成20年10月現在



資料第31 災害時等における放送要請・報道要請に関する協定

(都知事本局、本文126, 127頁)

①日本放送協会及び民間放送各社との協定「災害時等における放送要請に関する協定」

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第57条及び大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第20条の規定に基づき、東京都知事(以下「甲」という。)が日本放送協会(以下「乙」という。)に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送の要請)

第2条 甲は、災害対策基本法第55条の規定による通知又は、要請が公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは、無線設備により通信できない場合又は、通信が著しく困難場合において、その通信のため特別の必要があるときは、同法第57条の規定に基づき乙に対し、放送を行うことを求めることができる。

2 前項の規定は甲が、大規模地震対策特別措置法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき乙に対し、放送を行うことを求めるときに準用する。

(要請の手続)

第3条 甲は乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- 1 放送要請の理由
- 2 放送事項
- 3 その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻及び送信系統をそのつど自主的に決定し、放送する。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、甲及び乙はそれぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出しておくこととする。

(雑則)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和55年12月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、当事者記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和55年12月1日

甲 東京都知事 鈴木 俊 一
乙 日本放送協会会長 坂 本 朝 一

同文の協定

昭和55年12月1日

乙 株式会社東京放送取締役社長 山西 由 之
乙 株式会社文化放送取締役社長 岩 本 政 敏
乙 株式会社ニッポン放送取締役社長 石 田 達 郎
乙 株式会社ラジオ関東取締役社長 遠 山 景 久
乙 株式会社エフエム東京取締役社長 大 野 勝 三
乙 日本テレビ放送網株式会社取締役社長 小 林 与 三 次
乙 株式会社フジテレビジョン取締役社長 浅 野 賢 澄
乙 全国朝日放送株式会社取締役社長 高 野 信
乙 株式会社東京12チャンネル取締役社長 中 川 順
(現 株式会社 テレビ東京)

昭和56年1月10日

乙 株式会社日本短波放送取締役社長 安 藤 蕃
(現 株式会社 日経ラジオ社)

平成2年7月30日

乙 株式会社エフエムジャパン取締役社長 曾 山 克 巳

同文の協定

平成8年1月31日

甲 東京都知事 青 島 幸 男
乙 東京メトロポリタンテレビジョン
株式会社取締役社長 藤 森 鐵 雄

平成8年4月30日

乙 エフエムインターウェーブ
株式会社取締役社長 竹 内 経 輝

「災害時等における放送要請に関する協定」実施細目

(趣 旨)

第1 この実施細目は、「災害時等における放送要請に関する協定」(昭和55年12月1日締結。以下「協定」という。)

第6条の規定に基づき放送要請の実施に関し必要な事項を定める。

(要請の依頼先)

第2 都各局等は、協定第2条にいう事態において放送機関に放送を求める必要がある場合は、総務局指令情報部(災害対策本部の設置前においては、総務局災害対策部。以下同じ。)に対し要請依頼する。

2 災害対策本部設置前の夜間及び休日等において要請する場合は、夜間防災連絡室に対し要請依頼する。

(放送要請手続の指示等)

第3 総務局指令情報部は、都各局等から要請があった場合又は災害時において緊急を要する通信のため特に必要と認めた場合は、知事本部政策部(災害対策本部の設置前においては、知事本部政策部。以下同じ。)に対し放送要請手続きをとるよう指示する。

2 夜間防災連絡室は、災害対策本部設置前の夜間及び休日等において都各局等から要請があった場合は、原則として総務局災害対策部応急対策課長に連絡する。連絡を受けた同課長は、知事本部政策部報道課長と協議し、放送要請手続きをとる。

(要請文の作成・協議)

第4 知事本部政策部は、総務局指令情報部と協議のうえ要請文(別記第1号様式)を作成する。

(放送要請の決定)

第5 放送要請は、本部長(知事)が決定する。

(要請文の伝達方法)

第6 知事本部政策部は、総務局指令情報部に対し要請文の各放送機関への伝達を依頼する。

2 総務局指令情報部は、別表により無線一斉通報(音声及びファクシミリ)にて各放送機関へ伝達する。

(知事等の直接放送)

第7 知事等が、テレビ・ラジオで直接都民に呼びかける場合(生放送)は、原則として、映像スタジオ(第1本庁舎5階)で行う。

(区市町村の放送要請)

第8 区市町村が災害対策基本法第57条に基づき放送要請を行う場合は、原則として都を経由(知事に要請依頼)するものとする。ただし、都との通信途絶など特別の事情がある場合は、区市町村は放送機関に対し直接、要請することができるものとする。この場合、区市町村は事後すみやかに都に報告するものとする。

2 都に対し要請依頼する場合の要請依頼先は、前記第2に準じることとし、要請依頼文は別記第2号様式により行うこととする。

(放送機関の対応)

第9 都から放送要請を受けた各放送機関は、放送の形式、内容、時刻等をそのつど自主的に決定し放送する。

2 各放送機関は、前記第8但し書による区市町村からの直接要請があった場合についても可能な限り放送するものとする。

3 各放送機関は、放送の日時等について、すみやかに報道局報道部へ報告する。

(都庁記者クラブ等への発表)

第10 知事本部長(災害対策本部の設置前においては、知事本部長)は放送要請を行うときは、各放送機関への伝達と同時に都庁記者クラブ等にその旨を発表する。

(附 則)

この実施細目は昭和60年9月1日(60情報庶第96号)から施行する。

一部改正 昭和63年4月1日(62情報庶第706号)

一部改正 平成2年8月1日(2情報庶第240号)

一部改正 平成4年6月1日(4情報総第5号)

一部改正 平成13年8月20日(13知政報第86号)

②AFNとの協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、(以下「災害時等」という。)公共への通知に資するため、東京都知事(以下「甲」という。)がアメリカン・フォーシズ・ネットワーク・トウキョウ(以下「乙」という。)に放送を依頼するときの手続きを定めるものとする。

(放送の要請)

第2条 甲は、災害時等において、乙に放送を要請することができるものとする。

(要請の手続)

第3条 甲は乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

(1)放送要請の理由

(2)放送を要請する事項

(3)その他必要な事項

2 依頼は、有線電気通信設備、無線設備もしくは使用者等により行う。

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から要請を受けた場合、いかなる要請についてもこれを好意的に検討する。但し、乙は、放送の形式、内容、時刻及び送信系統を、その都度自主的に決定する。乙は、放送を見合わせる権利を留保する。

2 乙は、放送の日時等について、すみやかに甲へ報告する。

(連絡者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達、第4条第2項に掲げる報告及びこれらに関する連絡の確実、円滑を図るため、甲は知事本部政策部報道課長、乙はAFNラジオチーフを連絡者として定める。

(雑則)

第6条 この協定の有効期間は、下記署名の遅い方の日付から10年間とする。ただし、この協定は、当事者双方の文書による合意により、いつでもこれを無効することができ、また当事者の一方が他方に対し最小限60日間の事前予告を文書により行うことによって、これを破棄することができる。この協定の修正は双方の文書による合意によりなされ、連番をとった補遺とする。双方はこの協定の現実性と必要性を検証するため、2年ごとに再検討を行う。

この協定は、英語及び日本語により2通を作成し、英文、日本文ともに等しく正文とするが、協定の解釈にあたっては、英文を優先する。この協定の成立を証するため、当事者署名のうえ各一通を保有する。

東京都知事本部長 前川耀男

アメリカン・フォーシズ・ネットワーク(AFN)東京局長 キース V. レプリング

2003. 3. 13

(英文略)

③「災害時等における報道要請に関する協定」

「災害時等における報道要請に関する協定」

(趣旨)

第1条 この協定は、東京都知事(以下「甲」という。)が東京都地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合(以下「災害時等」という。)において、東京都が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に関し、甲、東京都公安委員会(以下「乙」という。)及び株式会社朝日新聞社(以下「丙」という。)との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲又は乙は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の各号に掲げる事項に関する広報を行う場合において、必要なときは、丙に対し、報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関する事項
- (6) 保健衛生に関する事項
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置、生活の安全に関することその他の災害応急対策に関する事項

(要請の手続)

第3条 甲又は乙は、前条に規定する報道要請を行う場合には、丙に対し、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 丙は、甲又は乙から第2条に規定する報道要請を受けた場合は、適切に対応する。

(車両の通行)

第5条 丙は、報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることをないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置き、東京都政策報道室広報部報道課長、警視庁総務部広報課長及び株式会社朝日新聞東京本社編集局社会部長をもってこれに充てる。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項が生じた場合、その都度、甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

(適用)

第8条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲、乙、丙は記名押印の上、各1通を保有する。

平成9年9月1日	甲 東京都知事	青島 幸男
	乙 東京都公安委員会委員長	河野 義克
	丙 株式会社朝日新聞社代表取締役社長	松下 宗之

同内容の協定

平成9年9月1日	丙 社団法人共同通信社社長	犬養 康彦
	丙 株式会社読売新聞社代表取締役社長	渡辺 恒雄
	丙 株式会社毎日新聞社代表取締役社長	小池 唯夫
	丙 株式会社日本経済新聞社代表取締役社長	鶴田 卓彦
	丙 株式会社中日新聞東京本社代表取締役社長	白井 文吾
	丙 株式会社産業経済新聞東京本社代表取締役社長	清原 武彦
	丙 株式会社日刊工業新聞社代表取締役社長	溝口 勲夫
	丙 株式会社日本工業新聞社代表取締役社長	山下 幸秀
	丙 株式会社時事通信社代表取締役社長	村上 正敏
	丙 株式会社内外タイムズ社代表取締役社長	恩田 貢
	丙 株式会社ジャパンタイムズ代表取締役会長兼社長	小笠原 敏晶

資料第32 災害時等における放送要請に関する協定に係る運用マニュアル

(都総務局、本文126頁)

(番号は人事異動があれば見直しのこと)

平成 18 年 10 月改訂

東京都から AFN への災害時の報道要請の詳細な手順は以下のとおりとする。

1 東京都から AFN への要請の事前連絡

(1) AFN の執務時間内(午前 8 時～午後 4 時 30 分・月曜日～金曜)に要請する場合

①東京都報道課長もしくは報道課職員が AFN の事務所へ電話をする。

②AFN の職員へ次の内容を通知する。(日本語)

- A) 通知者氏名
- B) 協定に基づく要請文を送付すること
- C) 要請文の送付方法(電子メール、防災無線ファクシミリ等)

(2) AFN の勤務時間外(午後 4 時 30 分～午前 8 時・月～金曜日及び土・日曜日・アメリカ合衆国祝日)に要請する場合

①東京都報道課長もしくは報道課職員が、AFN 東京局長もしくは AFN 放送担当責任者へ電話をする。

②東京都は AFN へ次の内容を通知する。(英語)

- A) 通知者氏名
- B) 協定に基づく要請文を送付すること
- C) 要請文の送付方法(電子メール、防災無線ファクシミリ等)

2 東京都から AFN への要請文の送信

東京都報道課長もしくは報道課職員が AFN へ通知した方法で送信する。

ファクシミリ送付状は別紙 1 とする。(英語)

要請文は別添様式 1 の例によるものとする。(英語)

3 東京都の要請に関する AFN の確認

東京都からの電話及び要請文受領後、AFN は、東京都報道課へ電話をし、東京都が要請を行ったこと及び要請内容を確認する。(日本語または英語)

4 報告

放送を行った場合、AFN は、東京都報道課へ放送の日時を速やかに報告する。(日本語または英語)

放送をしない場合、AFN は、この旨東京都報道課へ速やかに報告する。(日本語または英語)

連絡先一覧

AFN

電話 042-552-2511 内線 52374

(AFN 勤務時間内午前 8 時～午後 4 時 30 分(月～金曜日))

電話 090-4249-7380 (AFN 東京局長)

080-6626-9217 (放送責任者)

(AFN 勤務時間外 午後 4 時 30 分～午前 8 時(月～金曜日)及び

土・日曜日・アメリカ合衆国祝日)

ファクシミリ 042-552-2511 内線 57057 (24 時間 オペレータ経由)

00579-3117-55-7057 (直通)

アドレス afn.eagle810@yokota.af.mil

東京都

電話 03-5388-2210 (24 時間 報道課長)

090-3223-0255 (24 時間 報道課長)

03-5388-2211 (24 時間 報道課)

03-5388-2212 (24 時間 報道課)

ファクシミリ 03-5388-1228 (24 時間 報道課)

アドレス S0000003@section.metro.tokyo.jp

(英文略)

資料第33 給与品事前購入分一覧表

(都福祉保健局、本文133頁)

(平成20年3月31日)

区 分		数 量	金額 (評価額)	備 考	
都福祉保健局	食料品・生活必需品	クラッカー	452,289食	42,897,903円	
		アルファ化米	922,000食	171,075,115円	
		即席めん	1,200,000食	154,980,000円	
		毛布	889,403枚	2,329,487,245円	
		ビニールゴザ ・カーペット	981,337枚	965,818,825円	
		肌着	288,090組	194,479,635円	
		安全キャンドル	179,429本	132,407,770円	
		木炭	26,800袋	112,660,430円	
		コンロ	20,650個	49,426,580円	
		なべセット	23,998個	58,828,582円	
		やかん	7,998個	23,708,791円	
		簡易風呂 ・シャワー	30組	89,939,600円	
		簡易トイレ	9,690組	16,007,880円	
		折畳式リヤカー	100台	9,888,000円	
		水袋詰機	5機	44,805,000円	
		家庭用テント	964張	28,903,901円	
		ビッグテント	17張	28,191,100円	
		調製粉乳	19,033,272 g	32,201,133円	
		ほ乳びん	10,000本	5,528,250円	
		医薬品	186,195人分	464,157,202円	
合 計			4,955,392,942円		

資料第34 東京消防庁相互応援協定の締結一覧

(東京消防庁、本文134頁)

1 消防相互応援協定

都府県	市町村等	締結者	都府県	市町村等	締結者	都府県	市町村等	締結者	
東京都	東久留米市	市長	神奈川県	横浜市	市長	埼玉県	川口市	市長	
	稲城市	市長					所沢市	市長	
	○大島町	町長					戸田市	市長	
	○新島村	村長					鳩ヶ谷市	市長	
	○八丈町	町長	川崎市	市長	入間市		市長		
	○利島村	村長	千葉県	市川市	市長		秩父広域市町村圏組合	管理者	
	○神津島村	村長		松戸市	市長		埼玉西部広域事務組合	管理者	
	○三宅村	村長		浦安市	市長		朝霞地区一部事務組合	管理者	
	○御蔵島村	村長	埼玉県	三郷市	市長		山梨県	大月市	市長
	○青ヶ島村	村長		八潮市	市長			上野原町	町長
		草加市		市長	東山梨行政事務組合	管理者			

(注) ○印は、消防応援協定を締結しているもの

2 中央高速道路富士吉田線消防相互応援協定

県	市町村等	締結者	県	市町村等	締結者
神奈川	相模原市	市長	山梨	富士河口湖町	町長
山梨	富士吉田市	市長		西桂町	町長
	都留市	市長		上野原市	市長
	大月市	市長		富士五湖広域行政事務組合	管理者

3 東京湾消防相互応援協定

県	市	締結者	県	市	締結者
神奈川	川崎市	市長	千葉	千葉市	市長
	横浜市	市長		市川市	市長

4 航空消防相互応援協定

大阪市消防局

5 航空機消防相互応援協定

県	市	締結者	県	市	締結者
神奈川	川崎市	市長	宮城	仙台市	市長
	横浜市	市長	愛知	名古屋市	市長
千葉	千葉市	市長	兵庫	神戸市	市長

6 業務協定

- (1) 海上保安庁東京海上保安部
- (2) 国土交通省東京国際空港事務所

7 その他の消防相互応援協定

米空軍第 374 空輸団

資料第35 都と他の地方公共団体との広域的な相互応援協力等(総括表)

(都総務局、本文135, 137頁)

1 都

(1) 地方公共団体

項目	内容
1都9県の震災時等の相互応援	東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県は、昭和52年6月「震災時等の相互応援に関する協定」を締結し、食料、飲料水及び生活必需物資の供給、医療救護等を中心とした応援要請手続、費用の負担等についてとりきめている。(平成16年2月24日改正)
18大都市災害時相互応援	東京都、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市は、大規模な震災が発生した場合で、被災都市のみでは十分に応急措置が実施できないときにおいて、18大都市が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、応急措置が円滑に実施できるよう平成18年4月1日に「18大都市災害時相互応援に関する協定」をとりかわしている。
八都府県市災害時相互応援	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市及びさいたま市は、災害発生時の被害を最小限に止め、首都機能を維持し各方面に与える影響を軽減するために、都府県市域を越えて機動的、効果的に対応するため、平成15年4月に「八都府県市災害時相互応援に関する協定」を締結、同15年5月に対象を自然災害から大規模事故、テロまで広げる改正を行った。(平成17年5月18日改正)
14大都市水道局災害相互応援	都水道局は、災害が発生した際の水道施設の応急復旧活動及び給水活動の相互協力とその円滑かつ迅速な実施を図るため、札幌市、仙台市、さいたま市、川崎市、横浜市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市と平成18年2月、「14大都市水道局災害相互援助に関する覚書」を取り交わしている。
下水道災害時における相互支援	1 関東ブロック災害時支援 都下水道局は、被災した自治体独自で対応できない下水道被害が発生した際に、友愛精神に基づき相互支援協力を行うためのブロック内体制を構築し、支援ルールを確立するために、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、千葉市、川崎市、横浜市、川口市、八王子市、横須賀市、さいたま市の他、関係民間団体などと「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」を定めている。(平成20年8月改正) 2 18大都市災害時相互支援(対象：区部) 都下水道局は、大都市において災害が発生した際、下水道事業に関し友愛的精神に基づいて相互に救援協力するものとし、その円滑かつ迅速な実施を図り、また、恒久の相互支援の基礎とするため、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市と、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」を作成している。(平成20年2月改正)

(2) 防災機関等

項目	内容
日赤東京都支部との委託契約	昭和55年7月、日赤東京都支部と締結した「災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約」を、平成4年4月に一部改定し、医療、助産及び死体の処理(死体の一時保存を除く)について委託業務の範囲、費用の負担等について定めている。
日赤東京都支部等との協定	日本赤十字社東京都支部及び財団法人献血供給事業団と「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定」を平成15年7月に締結し、災害時における血液製剤の供給体制の確立を図っている。
都医師会との協定	昭和51年8月「災害時の医療救護活動についての協定」を締結し、医療救護班の派遣手続、業務及び費用弁償などについて定めている。
都歯科医師会との協定	平成11年6月「災害時の歯科医療救護活動についての協定」を締結し、歯科医療救護班の派遣手続、業務及び費用弁償などについて定めている。
都薬剤師会との協定	平成8年2月、都薬剤師会と「災害時の救護活動に関する協定」を締結し、薬剤師班の派遣手続、業務及び費用弁償などについて定めている。

項 目	内 容
日本放送協会及び民間放送各社との協定	災害対策基本法第57条の規定に基づき、昭和55年12月、日本放送協会と、また、昭和55年12月1日以降、民間放送各社と「災害時等における放送要請に関する協定」を締結している。この協定は、主として災害のため、電気通信設備等によっては、通信不能又は著しく困難な場合において、放送各社に放送を要請するときの手續きについてとりきめている。

2 防災機関

項 目	内 容
東京海上保安部と日赤東京都支部との相互協力	東京海上保安部と日赤東京都支部とは、昭和41年10月、救護班の派遣、り災者用救援物資の輸送等、災害時の救護活動について協定を締結している。
電力会社相互間における協力	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策用資機材等の広域運営 東京電力は、災害対策用資機材等の保有を効率的にするとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、復旧用資材の規格の統一を電力会社間で進めるほか、「非常災害時における復旧応援要綱」及び「東地域非常災害対策要綱」に基づき、他電力会社ならびに電源開発株式会社と災害対策用資機材の相互融通体制を整えている。 2 復旧要員の広域運営 「非常災害時における復旧応援要綱」及び「東地域非常災害対策要綱」に基づき、他電力会社ならびに電源開発株式会社と復旧要員の相互応援体制を整えている。 3 災害時における電力の融通 災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認められた場合、東京電力は、各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力受給契約」に基づき電力の緊急融通を行う。

3 民間協力

項 目	内 容
道路応急対策業務（東京建設業協会、日本道路建設業協会、東京都中小建設業協会）	災害による道路の破損の応急修理及び道路障害物除去等を迅速かつ円滑に推進するため、東京建設業協会、日本道路建設業協会、東京都中小建設業協会、西多摩建設業協同組合、南多摩建設業協会、北多摩建設業協会と「災害時における応急対策業務に関する協定」を昭和50年4月以降に締結し、建設資器材と労働力の提供、緊急道路障害物除去作業を実施する路線を定めている。
河川応急対策業務（東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会、東京建設業協会、東京都中小建設業協会、北多摩建設業協会、南多摩建設業協会、西多摩建設業協同組合、他14企業）	災害時の河川施設の応急復旧を迅速かつ円滑に推進するため、東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会、東京建設業協会、東京都中小建設業協会、北多摩建設業協会（以上平成9年9月）、南多摩建設業協会、西多摩建設業協同組合、水門等・排水機場26施設の施工した14企業（以上平成9年10月）と災害時における応急復旧業務に関する各種協定を平成9年10月に締結し、巡回・点検の実施と方法、建設資器材と労働力の提供を定めている。
救助救急業務（東京建設業協会）	東京消防庁は、災害時において、現有の救助資機材では対処できない大規模な救助救急事象の発生に備え、東京建設業協会と「災害時における救助・救急業務に関する協定」（昭和57年2月）を締結し、建設資器材と労働力の確保体制の確立を図っている。
プレハブ建築協会との協定	災害により倒壊又は焼失した住宅の迅速な復旧と被災者の収容施設を確保するため、昭和54年12月、プレハブ建築協会と「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結し、応急仮設住宅の建設及び建設資器材の提供について定めている。
東京都漬物事業協同組合等の協力	被災者に対する米飯給食に必要な副食品（梅干、しょう油漬、たくわん、つくだ煮・煮豆）、調味料（みそ、しょう油）の調達について、東京都漬物事業協同組合、東京都佃煮惣菜工業協同組合、東京都味噌工業協同組合及び東京都醤油協会と常に連絡を保ち、災害時の副食品及び調味料の円滑な確保を図ることとしている。

項 目	内 容
生活必需品関連協同組合等の協力	毛布、肌着、鍋、湯沸等生活必需品の調達について、常に関連協同組合等と連絡を保ち、調達可能数量を把握することにより、災害時の生活必需品の迅速な集荷を図ることとしている。
都柔道接骨師会との協定	平成3年3月、都柔道接骨師会と「災害時における応急救護活動についての協定」を締結し、応急救護(柔道整復師法に規定された業務)の範囲、衛生材料の提供及び費用弁償などについて定めている。
東京都医薬品卸協同組合との協定	東京都医薬品卸業協会と「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定」を平成18年2月に締結し、医薬品等の調達及び費用弁償などについて定めている。
大東京歯科用品商協同組合との協定	大東京歯科用品商協同組合と「災害時における歯科用医薬品等の調達業務に関する協定」を平成18年2月に締結し、歯科用医薬品や歯科材料等の調達及び費用弁償などについて定めている。
日本医療ガス協会関東地域本部との協定	日本医療ガス協会関東地域本部と「災害時における医療ガス等の調達業務に関する協定」を平成18年2月に締結し、酸素ガスや液体酸素等の調達及び費用弁償などについて定めている。
商工組合東京医療機器協会との協定	商工組合東京医療機器協会と「災害時における医療機器等の調達業務に関する協定」を締結し、医療機器等の調達及び費用弁償などについて定めている。
日本衛生材料工業連合会との協定	日本衛生材料工業連合会と「災害時における衛生材料の調達業務に関する協定」を締結し、衛生材料等の調達及び費用弁償などについて定めている。
日本救急医療財団との協定	日本救急医療財団と「災害時等の航空機による医療搬送等業務の協力に関する協定」を締結し、航空会社の保有する航空機による災害時等の医療搬送等業務の協力の内容や費用負担などについて定めている。
日本即席食品協会との協定	社団法人日本即席食品工業協会と「災害時における食料品調達業務に関する協定」を締結し、災害時において都民生活に必要な食料品(即席めん)の供給体制の確立を図っている。

資料第36 震災時等の相互応援に関する協定・実施細目

(都総務局、本文137頁)

①「震災時等の相互応援に関する協定」

(趣旨)

第1条 この協定は、関東地方知事会を組織する知事の協議により、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県(以下、「都県」という。)において、地震等による災害が発生し、被災した都県独自では十分な応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法第5条の2、同法第8条第2項第12号及び同法第74条第1項の規定並びに友愛精神に基づき、都県が相互に救援協力し、被災した都県(以下、「被災都県」という。)の応急対策及び復旧対策を円滑に実施するため、必要な応援その他の事項について定める。

(連絡窓口)

第2条 都県は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、都県において激甚な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

2 都県は、災害時の情報交換手段を確保するため、複数の通信連絡網整備に努めるものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん

ア 食料、飲料水及びその他の生活必需物資

イ 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資

ウ 救援及び救助活動に必要な車両・舟艇等

(2) 応急対策に必要な職員の派遣等

ア 救助及び応急復旧等に必要職員

イ ヘリコプターによる情報収集等

ウ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアのあっせん

(3) 施設又は業務の提供若しくはあっせん

ア 傷病者の受入れのための医療機関

イ 被災者を一時収容するための施設

ウ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務

エ 仮設住宅用地

オ 輸送路の確保及び物資拠点施設

(4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

2 都県は、前項の応援が円滑に実施できるよう、物資、資機材等の確保、備蓄に努めるものとする。

(応援都県・調整都県・協力都県の設置)

第4条 都県は、協議により、被災都県に対して直接応援をする都県(以下、「応援都県」という。)をあらかじめ定めることができる。

2 都県は、複数の都県が被災し、応援都県が複数になる場合には、協議により、連絡調整の中心となる都県(以下、「調整都県」という。)を定めることができる。

3 発災時において、第1項に規定する応援都県、第2項に規定する調整都県及び被災都県に対し必要に応じて応援する都県(以下、「協力都県」という。)を設置した場合には、全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定第3条第1項に規定する関東地方知事会の幹事県(以下、「幹事都県」という。)は、この旨をただちに都県に通報するものとする。

(応援要請の方法)

第5条 応援を受けようとする都県は、次の事項について、とりあえず口頭で要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 第3条第1項各号に掲げる応援の要請内容

(3) 応援の場所及び応援場所への経路

(4) 車両、航空機、船舶の派遣場所

(5) 応援の期間

(6) 要請担当責任者氏名及び連絡先

(7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の自主出動)

第6条 災害が発生し、被災した都県と連絡が取れない場合、他の都県は、速やかにその被害状況についてヘリコプター等による自主的な情報収集を行い、その情報を被災した都県及び他の都県に提供するものとする。

2 前項の情報等により応援が必要と認められたときは、応援都県及び協力都県は、調整の上、自主的に応援活動に出動できるものとする。

3 応援する都県は、前項による自主出動した際には、被災した都県に対して、出動の連絡を行うものとする。

4 応援都県及び協力都県は、前項による自主的な応援活動のために職員を派遣する場合には、派遣職員自らが消費又は使用する物資の携行その他自律的活動に努めるものとする。

(応援受入れ体制)

第7条 都県は、災害時における他の都県からの応援要員、応援物資等を受け入れるための施設、場所をあらかじめ定めておくものとする。

(応援に伴う車両等の誘導)

第8条 被災都県及び応援のために出動する車両等が通行する都県は、応援車両等の誘導に可能な限り努めるものとする。

なお、応援都県は、通過時間、ルート等を関係都県に通報するものとする。

(応援経費の負担)

第9条 応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた都県が負担するものとする。

2 応援を受けた都県が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた都県から要請があった場合には、応援した都県は、当該費用を一部繰替支弁するものとする。

3 自主出動による被災地における情報収集活動等に要した経費は、応援した都県が負担するものとする。

4 前3項の規定によりがたいときは、その都度、応援を受けた都県と応援した都県の間で協議して定めるものとする。

(訓練の実施)

第10条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(資料の交換)

第11条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(連絡会議の設置)

第12条 都県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置するものとする。

(その他)

第13条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、都県が協議して別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成8年6月13日から適用する。

2 昭和52年6月16日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成14年3月31日から適用する

2 平成8年6月13日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成16年2月24日から適用する

2 平成14年3月31日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書10通を作成し、各都県記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成16年2月24日

東京都知事	石原 慎太郎	千葉県知事	堂本 暁子
茨城県知事	橋本 昌	神奈川県知事	松沢 成文
栃木県知事	福田 昭夫	山梨県知事	山本 栄彦
群馬県知事	小寺 弘之	静岡県知事	石川 嘉延
埼玉県知事	上田 清司	長野県知事	田中 康夫

②「震災時等の相互応援に関する協定実施細目」

(趣 旨)

第1条 この実施細目は、「震災時等の相互応援に関する協定」(以下「協定」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この実施細目において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災都県 協定第1条に規定する、被災した都県をいう。
- (2) 応援都県 協定第4条第1項に規定する、被災都県に対し直接応援をする都県をいう。
- (3) 調整都県 協定第4条第2項に規定する、複数の都県が被災し、応援都県が複数になる場合に、連絡調整の中心となる都県をいう。
- (4) 協力都県 協定第4条第3項に規定する、必要に応じて応援を行う都県をいう。

(応援都県)

第3条 応援都県は、都県が関東地方知事会の幹事県(以下、「幹事都県」という。)に対して報告する様式1(災害対策本部設置の有無等の通知書)に基づき、幹事都県が別表1により決定する。

2 協定第4条第3項に規定する通報は、様式2(応援体制通知書)により行うものとする。

3 応援都県は、主に、次のことを行う。

- (1) 被災都県との連絡手段を確保する。
- (2) 被災都県における情報を収集する。なお、調整都県が設置された場合には、収集した情報を整理したうえで、調整都県へ報告する。
- (3) 被災都県に対し応援を実施する。
- (4) 応援都県単独で対応が困難な場合には、協力都県に応援を要請する。この場合、被災都県及び協力都県との間で、連絡調整を行う。ただし、調整都県が設置された場合には、調整都県に対し要請を行い、連絡調整は、調整都県が行う。

(調整都県)

第4条 調整都県は、被災都県及び前条で決定された応援都県以外の都県のうち、都庁あるいは県庁が震源地から最も近くに所在する都県とし、幹事都県が決定する。

2 協定第4条第3項に規定する通報は、様式第2により行うものとする。

3 調整都県は、主に、次の事項を行う。

- (1) 各都県間の連絡手段を確認する。
- (2) 情報の収集及び一元管理を行うとともに、応援都県、協力都県へ情報を提供する。
- (3) 応援都県から要請のあった応援内容について、協力都県もしくは他の応援都県へ要請を行う。
- (4) 必要に応じ広報を担当する。
- (5) 自都県も必要に応じ被災都県を応援する。

4 また、調整都県は、応援都県及び協力都県と協議し、次の事項を決定する。

- (1) 応援都県・協力都県の役割及び分担
- (2) 人的・物的支援基地の設置
- (3) 物的応援の場合は、品目、数量、輸送手段、搬入場所
- (4) 人的応援の場合には、活動内容、人数、派遣場所、派遣期間
- (5) その他応援に際し必要な事項

(連絡担当部署)

第5条 協定2条に規定する連絡担当部署は、別表2のとおりとする。

2 都県は、当該地域において、協定第2条に規定する激甚な災害が発生したときは、様式3(連絡確認書)に基づき様式3-2(相互連絡手段・担当者確認書)を作成し、各都県の連絡担当者との専用の通信手段を確保するものとする。

(応援要請の手続)

第6条 協定第5条に規定する文書による応援要請は、様式4(応援要請書)により行うものとし、当該要請に際しては、様式5(規制状況報告書)により、規制状況の報告を併せて行うものとする。

2 前項に規定する応援要請、又は規制状況の報告は、応援都県に対し行うものとする。

(応援の実施)

第7条 応援都県は、応援要請を受けた事項に関する応援計画を作成するものとする。なお、必要に応じて、協力都県と調整を行うものとする。

2 応援計画を作成したとき、応援都県は、次の事項について電話等により、応援を要請した被災都県(以下、「要請都県」という。)に連絡調整のうえ、応援を実施するものとし、後日速やかに、様式6(応援通知書)を送付するものとする。

- (1) 物的応援については、品目、数量、搬入場所、輸送手段、物資の出発予定日時及び到着予定日時
- (2) 人的応援については、活動内容、人数、派遣場所、派遣の期間、派遣人員出発予定日時及び派遣人員到着予定日時
- (3) 施設及び業務の提供については、受入れ施設の種別、所在地、受入れ可能人数又は数量及び受入れ可能期間
- (4) その他の応援については、応援内容及び応援の期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

3 調整都県が設置されたときであって、応援都県が単独で対応できない場合には、第1項の規定にかかわらず、応援都県は、調整都県に対し、様式7(応援計画調整要請書)により、応援計画の調整を要請するものとする。

4 調整都県は、前項の要請に基づき応援計画を調整した場合には、様式8(応援計画調整通知書)により、応援都県に通知するものとする。

5 前項の場合における、応援都県から要請都県への応援通知は、第2項を準用する。

(応援物資の受領通知)

第8条 要請都県は、応援要請に基づく応援物資を受領した場合には、応援都県に対し様式9(応援物資受領書)を送付するとともに、物資受け渡し場所においては、物資搬送者に対し、様式10(応援物資受領書(現地))を交付するものとする。

2 応援都県は、前項の応援物資が協力都県からのものであった場合には、様式9(応援物資受領書)を、物資を提供した協力都県に送付するものとする。なお、調整都県が設置された場合は、調整都県を経由して実施するものとする。

(応援終了要請)

第9条 要請都県は、応援を受ける必要がないと判断した場合には、応援都県に対し様式11(応援終了要請書)により応援終了の要請をすることができる。

2 協力都県による応援の場合には、要請都県は、応援都県を経由してその旨の要請をするものとする。ただし、調整都県が設置された場合には、応援都県から、調整都県を経由して、協力都県にその旨の要請をするものとする。

(応援終了報告)

第10条 応援都県は、応援要請に基づく応援を終了した場合又は前条に定める応援終了の要請を受け、応援を終了した場合には、要請都県に対し様式12(応援終了報告書)により、その旨を報告するものとする。

2 協力都県が応援を実施した場合には、協力都県は、応援都県を経由して報告するものとする。ただし、調整都県が設置された場合には、調整都県から応援都県を経由して報告するものとする。

(応援の自主出動)

第11条 協定第6条に規定する応援の自主出動をしたときは、後日第7条第2項に定める応援通知書を送付するものとし、第8条から第10条を準用する。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第12条 協定第9条に規定する費用のうち、応援職員の派遣に係るものについては、次のとおり定めるものとする。

(1) 要請都県が負担する費用の額は、応援都県が定める規定により算出した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

(2) 応援職員が応援業務により負傷、疾病、又は死亡した場合における公務災害補償に要する費用は、応援都県の負担とする。

(3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請都県が、要請都県への往復の途中において生じたものについては応援都県が賠償責任を負う。

(資料の交換)

第13条 協定第11条に規定する資料は、次のとおりとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) 協定第2条に規定する連絡担当部署
- (3) 協定第7条に規定する施設、場所
- (4) 備蓄物資、資機材、車両、船舶、航空機等の保有状況及び調達体制
- (5) 陸上輸送基地、海上輸送基地、航空輸送基地、水上輸送基地、及び緊急輸送路等の状況
- (6) 都県の支援できる項目
- (7) その他必要な資料
(連絡会議の開催)

第14条 協定第12条に規定する連絡会議は、各都県持ち回りにより、毎年年度当初及び必要に応じて随時開催するものとする。

2 連絡会議においては、次のような事項について協議及び情報交換を行う。

- (1) 応援体制
- (2) 各都県の備蓄体制
- (3) 各都県の医療機関、社会福祉施設及びゴミ、し尿処理施設等の受入れ体制
- (4) その他必要な事項
(活動マニュアルの見直し)

第15条 都県は、相互応援体制の運用を円滑に行うことを目的として作成した活動マニュアルに、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

附 則

この実施細目は、平成8年9月1日から施行する。

附 則

この実施細目の改正は、平成10年5月1日から施行する。

附 則

この実施細目の改正は、平成12年2月3日から施行する。

附 則

この実施細目の改正は、平成14年3月31日から施行する。

附 則

この実施細目の改正は、平成16年2月24日から施行する。

別表 1

応 援 都 県

被災都県	応 援 都 県				
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	第5順位
東京都	埼玉県	千葉県	神奈川県	山梨県	栃木県
茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	東京都	静岡県
栃木県	茨城県	群馬県	埼玉県	千葉県	長野県
群馬県	長野県	埼玉県	栃木県	山梨県	千葉県
埼玉県	千葉県	神奈川県	東京都	群馬県	長野県
千葉県	神奈川県	東京都	埼玉県	茨城県	静岡県
神奈川県	東京都	埼玉県	千葉県	静岡県	山梨県
山梨県	静岡県	長野県	東京都	神奈川県	茨城県
静岡県	山梨県	神奈川県	長野県	栃木県	茨城県
長野県	群馬県	山梨県	静岡県	埼玉県	栃木県

別表 2

震災時等の相互応援のための連絡担当部署

都県名	担当部署	所在地	電話(上段)・FAX(下段)	
			昼間	夜間
			ホームページアドレス	
東京都	総務局総合防災部 防災管理課	〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1	03-5388-2486	03-5388-2459
			03-5388-1270	03-5388-1958
			http://www.metro.tokyo.jp	
茨城県	生活環境部 消防防災課	〒310-8555 水戸市笠原町978-6	029-301-2885	029-301-8800
			029-301-2898	029-301-8801
			http://www.pref.ibaraki.jp	
栃木県	総務部 消防防災課	〒320-8501 宇都宮市埜田 1-1-20	028-623-2136	028-623-2136
			028-623-2146	028-623-2146
			http://www.pref.tochigi.jp	
群馬県	総務局 消防防災課	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1	027-226-2244	027-226-2251
			027-221-0158	027-221-0158
			http://www.pref.gunma.jp	
埼玉県	危機管理防災部 消防防災課	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1	048-830-3184	048-822-4149
			048-830-4779	048-824-7079
			http://www.pref.saitama.jp	
千葉県	総務部 消防地震防災課	〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1	043-223-2176	043-223-2178
			043-222-5208	043-222-5219
			http://www.pref.chiba.jp	
神奈川県	安全防災局 災害消防課	〒231-8588 横浜市中区日本大通1	045-210-3430	045-210-3456
			045-210-8829	045-201-6409
			http://www.pref.kanagawa.jp	
山梨県	総務部 消防防災課	〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1	055-223-1432	055-223-1432
			055-223-1429	055-223-1753
			http://www.pref.yamanashi.jp	
静岡県	総務部防災局 防災政策室	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6	054-221-3592	054-221-2072
			054-221-3252	054-221-3252
			http://www.pref.shizuoka.jp	
長野県	危機管理室 危機管理防災チーム	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2	026-235-7184	026-235-7184
			026-233-4332	026-233-4332
			http://www.pref.nagano.jp	

資料第37 18大都市との災害時相互応援に関する協定・実施細目

(都総務局、本文137頁)

①「18 大都市災害時相互応援に関する協定」

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市（以下「大都市」という。）は、大都市において災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請にこたえ、災害を受けていない都市が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

(応援の種類)

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続)

第2条 応援を要請する都市（以下「応援要請都市」という。）は、原則として、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(実施)

第3条 応援を要請された都市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

- 2 被災都市以外の都市は、通信の途絶等により被災都市との連絡が取れない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的な判断により応援を行うことができるものとする。
- 3 自主出動した都市は、応援内容等を被災都市に速やかに連絡する。
- 4 自主出動した都市は、応援に必要な情報の収集をし、その情報を被災都市に提供する。また、応援活動にあたっては、自立的活動に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請する都市の負担とする。

- 2 前条第2項に定める応援に要した経費の負担は、応援を受けた都市と応援した都市（以下「応援都市」という。）が協議して定める。
- 3 応援要請都市が、第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、応援都市は、一時繰替支弁するものとする。

(連絡担当部局)

第5条 大都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(資料の交換)

第6条 大都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、大都市が協議して定めるものとする。

第8条 この協定を証するため、本協定書18通を作成し、各都市は記名押印の上、各1通を保有する。

附 則

- 1 この協定は、昭和61年10月23日から効力を生ずる。
- 2 次に掲げる覚書は、廃止する。
 - (1) 大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市及び広島市が締結した指定都市災害救援に関する覚書（昭和35年5月13日締結）
 - (2) 東京都、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市が締結した七大都市震災相互応援に関する覚書（昭和50年6月6日締結）

附 則

- 1 この協定は、平成2年2月22日から効力を生ずる。
- 2 「11大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成5年1月26日から効力を生ずる。
- 2 「12大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成9年3月31日から効力を生ずる。

附 則

- 1 この協定は、平成15年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「13大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成17年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「14大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成18年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「15大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成19年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「16大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

平成20年2月20日

札幌市 仙台市 さいたま市 千葉市 東京都 川崎市 横浜市 新潟市 静岡市
浜松市 名古屋市 京都市 大阪市 堺市 神戸市 広島市 北九州市 福岡市

②「18大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」

(趣旨)

第1条 この実施細目は、18大都市災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第5条により大都市は、相互応援のための連絡担当部局課名、担当責任者及び同補助者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡する。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第3条 協定第4条第1項に定める経費のうち、協定第1条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援を要請した都市（以下「応援要請都市」という。）が負担する経費の額は、応援をした都市（以下「応援都市」という。）が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復の途中において生じたものについては応援都市が賠償の責めに任ずる。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

2 応援職員は、応援都市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

4 応援要請都市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与する。

(救援物資等の経費の支払方法)

第4条 応援都市は、協定第4条第3項に定める応援に要する経費を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、応援要請都市に請求する。

(1) 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

(2) 車両、舟艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

2 前項に定める請求は、応援都市の知事名又は市長名による請求書（関係書類添付）により、担当部局を経由して応援要請都市の長に請求する。

3 前2項の規定により難いときは、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

(幹事都市)

第5条 協定の運用に係る所掌事務は、幹事都市において処理し、幹事都市は、別表1に掲げる輪番により1会計

年度の間これに当たるものとする。

2 幹事都市の次順の都市を、副幹事都市とし、幹事都市がその所掌事務を処理することが困難であるときは、これを代行する。

3 前2項によりがたい場合は、大都市が協議して定める。

(幹事都市の所掌事務)

第6条 幹事都市は、協定の円滑な運用に資するため、次の事務を行う。

- (1) 協定第5条に定める連絡担当部局の大都市への周知
- (2) 協定第6条に定める大都市相互の資料の交換の促進
- (3) 協定第7条の定めによる大都市が協議する必要がある場合における会議の開催又は文書による調整
- (4) 防災に関する大都市間の会議の開催等
- (5) 応援要請都市又は応援都市と他の大都市との情報連絡又は情報の周知
- (6) 被災都市から要請のあった事項

(応援都市)

第7条 応援都市は、応援の内容を幹事都市へ連絡するものとする。

2 応援都市は、応援に必要な情報を得たときは、その旨を幹事都市に連絡するものとする。

(会議及び訓練の実施)

第8条 大都市は、防災に関する会議及び情報伝達等の訓練を適時実施するものとする。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「1 1 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「1 2 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「1 3 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「1 4 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「1 5 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「1 6 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

別表1 (第5条関係)

順	都市名	順	都市名
1	神戸市	10	大阪市
2	さいたま市	11	川崎市
3	広島市	12	京都市
4	千葉市	13	横浜市
5	札幌市	14	名古屋市
6	静岡市	15	新潟市
7	福岡市	16	北九州市
8	堺市	17	浜松市
9	東京都	18	仙台市

順は、平成19年度を1とする。

資料第38 八都県市との災害時相互応援に関する協定・実施細目

(都総務局、本文137頁)

①「八都県市災害時相互応援に関する協定」

平成15年4月1日制定

首都圏を構成する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市及びさいたま市(以下「八都県市」という。)は、八都県市域において災害等が発生し、被災都県市独自では十分な応急措置ができない場合に、八都県市の相互連携と協力のもと、被災都県市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(災害等の定義)

第1条 この協定における「災害等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 災害対策基本法(昭和36年11月15日 法律第223号第2条第1号)に規定する災害
- (2) 故意又は不法行為に起因する大規模被害、その他八都県市が必要と認める事象

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
 - ア 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資器材の提供及びあっせん
 - イ 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及びあっせん
 - ウ 情報収集及び救援・救助活動に必要な車両、ヘリコプター、舟艇等の提供及びあっせん
 - エ 救助、応急復旧等に必要な人員の派遣
- (2) 医療機関への被災傷病者等の受入れ及びあっせん
- (3) 被災者を一時的に受入れるための施設の提供及びあっせん
- (4) 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん
- (5) 救援物資等の荷さばき場、仮設住宅用地、火葬場及びごみ、し尿等の処理施設の提供及びあっせん
- (6) 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等都県市境付近における必要な措置
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

(応援の要請)

第3条 被災都県市が応援の要請をするときは、別に定める実施細目に基づいて行う。

(応援の自主出動)

第4条 災害等の発生により、被災都県市との連絡がとれない場合で、緊急に応援出動をすることが必要であると認められるときは、他の都県市は、自主的な判断に基づき必要な応援を行う。

- 2 自主出動した都県市は、応援内容等を被災都県市に速やかに連絡する。
- 3 自主出動した都県市は、相互に協力して災害に係る情報を収集し、その情報を被災都県市に提供する。

(応援調整都県市の設置)

第5条 八都県市は、被災都県市への効率的な応援を実施するため、その調整を行う応援調整都県市をあらかじめ定める。なお、設置に関して必要な事項は、別に定める実施細目による。

- 2 被災都県市と応援調整都県市の連絡調整は、原則として、前項に規定する都県市を経由して行う。

(現地連絡本部の設置)

第6条 前条第1項に規定する都県市は、被災都県市の情報を収集するために、現地連絡本部を設置することができる。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として、応援を要請した都県市の負担とする。ただし、第4条第1項の規定に基づく応援に要した経費の負担は、八都県市で別途協議する。

(平常時からの取組)

第8条 各都県市は、災害等の発生時における相互応援を円滑に行うため、平常時から連携して、次に掲げる取組を推進する。

- (1) 応援受入体制の整備
他の都県市からの応援物資及び派遣人員を受入れるための場所又は施設を定める。
- (2) 通信体制の整備
複数の通信体制を整備することにより、共通の連絡手段を確保するように努める。
- (3) 情報の共有
協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な情報を共有し、連携して対策を強化する。
- (4) 訓練の実施
この協定の実効性を確保するために、相互に協力して必要な訓練を実施する。
- (5) その他
前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項。

(協定に関する協議)

第9条 この協定に関し必要な事項は、八都県市防災・危機管理対策委員会において協議する。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、八都県市が協議して定める。

附 則

(実施期日)

この協定は、平成15年4月1日から実施する。

この協定は、平成17年5月19日から実施する。

この協定の締結を証するため、本協定書8通を作成し、各都県市は記名押印の上、各1通を保有する。

平成17年 5月18日

埼	玉	県	知	事	上	田	清	司
千	葉	都	知	事	堂	本	曉	子
東	京	都	知	事	石	原	慎	郎
神	奈	川	知	事	松	沢	成	太
横	浜	市	知	長	中	田	孝	文
川	崎	市	市	長	阿	部	啓	宏
千	葉	市	市	長	鶴	岡	宗	夫
さ	い	た	ま	長	相	川		一

②「八都県市災害時相互応援に関する協定 実施細目」

(趣旨)

第1条 この実施細目は、八都県市災害時相互応援に関する協定(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

(応援調整都県市の設置)

第2条 協定第4条に規定する応援調整都県市は、別表のとおりとする。

2 災害の規模により、応援調整都県市による調整が困難なときは、八都県市共同運営による応援調整本部を設置し、当該応援調整本部が応援調整都県市の役割を担うものとする。

(応援要請の手続)

第3条 被災都県市は、次の事項を明らかにして、文書又は口頭で、応援調整都県市を経由し、応援を要請する。ただし、その内容は応援要請の時点で判別しているもので差し支えない。

(1) 被害の概要

(2) 物資等の提供及びあっせんに関する応援(以下「物的応援」という。)を要請するときは、物資等の品目、数量、受領場所等

(3) 人員の派遣に関する応援(以下「人的応援」という。)を要請するときは、活動内容、要請人数・場所・期間等

(4) その他の応援を要請するときは、要請の内容、場所・期間等

(5) 前各号に定めるもののほか必要な事項

2 被災都県市は、応援要請をしたときは、できる限り速やかに応援要請書(様式1)を応援調整都県市に送付する。(応援実施の手続)

第4条 応援都県市は、応援を行う事項について応援計画を作成する。

2 応援都県市は、次の事項についての応援計画を応援調整都県市に連絡した上、応援を実施する。また、応援調整都県市は、被災都県市との連絡が可能なときは、応援内容についての連絡調整を行う。

(1) 物的応援をするときは、物資等の品目、数量、搬入場所等

(2) 人的応援をするときは、活動内容、派遣人数・場所・期間等

(3) その他の応援をするときは、応援の内容、場所・期間等

(4) 前各号に定めるもののほか必要な事項

3 応援都県市は、速やかに応援通知書(様式2)を応援調整都県市及び被災都県市に送付する。

(応援物資の受領通知)

第5条 被災都県市は、物的応援通知書(様式2-1)に基づく物資等を受領したときは、応援調整都県市を経由し、応援都県市に応援物資等受領書(様式3)を送付する。

(応援終了の報告)

第6条 応援都県市は、応援を終了したときは、応援調整都県市を経由し、被災都県市に応援終了報告書(様式4)を送付する。

(連絡担当部局の設置)

第7条 各都県市は、災害時に効率的な相互応援が実施できるよう、あらかじめ連絡担当部局を定め、部局名・連絡先等必要な事項を他の都県市に周知する。

(応援職員の派遣に要した経費負担等)

第8条 協定第7条の規定において、職員の派遣に要した経費の負担については、次のとおり定める。ただし、同条ただし書に係るものについてはこの限りでない。

(1) 被災都県市が負担する経費の額は、応援都県市が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

(2) 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要した経費は、応援都県市の負担とする。

(3) 応援職員が業務上第3者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災都県市が、被災都県市への往復の途中において生じたものについては応援都県市が賠償責任を負う。

(4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要した経費については、被災都県市及び応援都県市が協議して定める。

附 則

この実施細目は、平成15年4月 1日から実施する。

この実施細目は、平成17年5月19日から実施する。

別 表

実施細目第2条に規定する応援調整都縣市は、次のとおりとする。

応援調整都縣市			
被災都縣市	第1順位	第2順位	第3順位
埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市	神奈川県 横浜市 川崎市	東京都
千葉県 千葉市	神奈川県 横浜市 川崎市	東京都	埼玉県 さいたま市
東京都	埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市	神奈川県 横浜市 川崎市
神奈川県 横浜市 川崎市	東京都	埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市

※ 応援調整都縣市で、「神奈川県・横浜市・川崎市」「千葉県・千葉市」「埼玉県・さいたま市」の順位は、それぞれ上に記載してある都市を優先とする。

※ 被災地域が、「千葉市以外の千葉県」の場合は、応援調整都縣市として千葉市を優先し、同じく「横浜市及び川崎市以外の神奈川県」の場合は、横浜市及び川崎市を優先し、「さいたま市以外の埼玉県」の場合は、さいたま市を優先する。

資料第39 災害時における応急対策業務に関する協定

(都総務局・都建設局、本文137頁)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき災害時における民間協力の一環として、東京都が社団法人東京建設業協会に対し、災害応急事務に関する協力をを行うことを求めるときの手続き等を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 東京都知事(以下「甲」という。)は、災害が発生し東京都のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、状況により社団法人東京建設業協会会長(以下「乙」という。)に対し、災害応急対策業務の協力を要請することができる。

(業務の指示)

第3条 甲は災害の実情に応じて、乙に対し地域防災計画に定める東京都各局の分掌事務に従い所管業務局長より業務内容、日時場所を指定して建設資機材労力等(以下「建設資機材等」という。)の提供を求めるものとする。

(建設資機材等の提供)

第4条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し建設資機材等を提供する。

(費用負担)

第5条 甲の使用した建設資機材等に要する費用は甲が負担する。

(請求)

第6条 乙は業務の終了後、甲の認定を受けて当該地域における通常の実費用を甲に請求するものとする。

(協議)

第7条 この協定の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定の実施に関し必要な事項は、甲(又は所管業務局長)と乙が協議して定めるものとする。

(雑則)

第8条 この協定は、昭和50年4月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和50年4月1日

	甲	東京都知事	美濃部亮吉
	乙	社団法人 東京建設業協会会長	戸田順之助
(同趣旨の協定 昭和51年4月1日)	甲	東京都知事	美濃部亮吉
	乙	社団法人 日本道路建設業協会会長	清水忠雄
(同趣旨の協定 昭和62年4月1日)	甲	東京都知事	鈴木俊一
	乙	社団法人 東京都中小建設業協会会長	渡邊輝
(同趣旨の協定 平成8年7月18日)	甲	東京都知事	青島幸男
	乙	社団法人 南多摩建設業協会理事長	横瀬喜久平
(同趣旨の協定 平成8年7月18日)	甲	東京都知事	青島幸男
	乙	社団法人 北多摩建設業協会会長	林貞夫
(同趣旨の協定 平成8年7月18日)	甲	東京都知事	青島幸男
	乙	西多摩建設業協同組合理事長	入江實

資料第40 災害時における応急復旧業務に関する協定

(都建設局、本文137頁)

東京都を甲とし、東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会を乙として、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が乙に対し、災害時の応急復旧業務に関して協力を求め、乙がこれに応じて協力を行うときの手続き等を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急復旧を実施することができない場合において、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲の要請を受けたときは、特別の理由のない限り、甲に協力するものとする。

(費用負担)

第3条 甲の要請により、乙が業務の遂行に要した費用は、甲が負担する。

(請求)

第4条 乙は、業務の終了後、甲の認定を受けて業務の実施に要した費用を甲に請求する。

(協議)

第5条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(雑則)

第6条 この協定は、平成9年9月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年9月1日

甲 東京都知事

青島幸男

乙 東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会

会長 川田利雄

資料第41 災害時における救助・救急業務に関する協定

(東京消防庁、本文137頁)

東京消防庁(以下「甲」という。)と社団法人東京建設業協会(以下「乙」という。)とは、昭和50年4月1日付をもって東京都知事と乙との間に締結した災害時における応急対策業務に関する協定第7条の規定に基づき、甲の所管業務の実施に関し、次のとおり協定する。

(業務の内容)

第1条 この協定により甲が乙に実施を要請する業務は、災害時における建築物その他の工作物等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急人命救助活動のための障害物の除去作業(以下「業務」という。)とする。

(出場の要請)

第2条 甲は、消防署長(以下「署長」という。)をして、乙に属する会員(以下「会員」という。)に対し、日時及び場所を指定して、文書・電話等の方法により建設資機材及び労力(以下「建設資機材等」という。)の出動を要請するものとする。

2 甲は、前項の規定に基づき、会員に対し、建設資機材等の出動を要請したときは、速やかに乙にその旨を連絡するものとする。

(業務等の実施)

第3条 会員は、前項の規定に基づき、出動要請を受けたときは、指定された場所に出動し、署長の指示に基づき、業務を実施するものとする。

2 会員は、前項の規定に基づき、出動したときは、直ちに出動責任者、出動時間、建設資機材等を出動要請をした署長に通知するものとする。

3 業務を円滑に推進するため、甲乙協議して訓練を実施するものとする。

(費用の請求及び支払)

第4条 会員は、前条第1項に基づく業務の終了後、別紙様式により、署長の承認を受けて、当該業務に要した実費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第5条 第3条の規定に基づき生じた損害は、甲乙協議して定めるものとする。

(従事者の災害補償)

第6条 甲は、業務に従事した会員が、この協定に基づく業務の実施により死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例(昭和41年東京都条例第84号)に定めるところに準じて、これを補償するものとする。

(建設資機材等の調査)

第7条 乙は、甲が毎年1回実施する会員の災害時における可動可能な建設資機材等の調査に協力するものとする。

(会員名簿の提出)

第8条 乙は、会員名簿を毎年1回甲に提出するものとし、会員に異動があったときは、その都度、通知するものとする。

(協 議)

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(適 用)

第10条 この協定は、昭和57年2月1日から適用する。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

昭和57年2月1日

甲 東京消防庁
消防総監 曾根晃平

乙 社団法人東京建設業協会
会 長 飛島 齋

資料第42 高圧ガスに係る連絡通報窓口

(都総務局、本文146頁)

① 高圧ガス大規模漏えい時に係る連絡通報窓口

都 県 名	連 絡 窓 口		
	機 関 別 担 当 課 名		電 話 番 号
東 京 都	都	昼	総務局総合防災部防災対策課 13-5671 (消防防災無線) 13-5096 (〃FAX) 01401-2430 (TZ) 03-5321-1111 (NTT) (代) 03-5388-2456 (NTT) 03-5388-1260 (〃FAX) 03-5388-3542 (NTT)
		夜	夜間防災連絡室 5349 (消防防災無線) 5096 (〃FAX) 03-5388-2459 (NTT)
	警 察	警視庁警備部災害対策課 03-3581-4321 (NTT) (代) 内 55510	
	消 防 本 部	東京消防庁災害救急情報センター 東久留米市消防本部 稲城市消防本部 03-3212-2111 (NTT) 042-471-0119 (NTT) 042-377-7119 (NTT)	
	消 防 本 部	別紙のとおり	
埼 玉 県	県	昼	危機管理防災部消防防災課 11-63171 (消防防災無線) 11-392 (地域衛星FAX) 048-824-2111 (NTT) (代) 048-830-3171 (NTT) 048-830-4779 (〃FAX) 048-830-2970 (NTT) 048-830-4768 (〃FAX)
		夜	防災無線室 11-63177 (消防防災無線) 11-392 (地域衛星FAX) 048-830-3166 (NTT)
	警 察	県警察本部 (警備課) 048-832-0110 (NTT) (代)	
	消 防 本 部	各消防本部 別紙のとおり	
千 葉 県	県	昼	総務部消防地震防災課消防室 12-7207 (消防防災無線) 12-7298 (〃FAX) 043-223-2175 (NTT) 043-222-5208 (〃FAX) 043-223-2736 (NTT)
		夜	総務部消防地震防災課情報通信管理室 12-7275 (消防防災無線) 043-223-2178 (NTT)
	警 察	県警察本部警備部警備課 043-227-9131 (NTT) (代) 内 5772	
	消 防 本 部	各消防本部 別紙のとおり	
神 奈 川 県	県	昼	安全防災局災害消防課 1421 (消防防災無線) 1434 (〃FAX) 014-100-21 (TZ) 045-210-3430 (NTT) 045-210-8829 (〃FAX) 045-210-3475 (NTT) 045-210-8830 (〃FAX)
		夜	安全防災局災害消防課 1421 (消防防災無線) 1434 (〃FAX) 014-100-21 (TZ) 045-210-3456 (NTT) 045-201-6409 (〃FAX)
	警 察	県警察本部警備部災害対策課 045-211-1212 (NTT) (代) 内 5771~5773	
	消 防 本 部	各消防本部 別紙のとおり	

② 各県消防本部一覧表(県境を接する本部のみ掲載)

県名	機関名	電話	F A X	県名	機関名	電話	F A X
埼玉 県	川口市消防本部	048-261-3119	048-261-5955	千葉 県	市川市消防局	047-333-2111	047-335-8181
	所沢市消防本部	04-2924-0119	04-2924-5184		松戸市消防局	047-363-1111	047-363-0333
	埼玉西部広域 消防本部	042-973-9119	042-974-7228		野田市消防本部	04-7124-0119	04-7125-8782
	春日部市消防本部	048-738-3111	048-735-1536		流山市消防本部	04-7158-0119	04-7159-0889
	草加市消防本部	048-924-2111	048-928-8338		浦安市消防本部	047-304-0119	047-352-3597
	戸田市消防本部	048-420-2119	048-443-6655	神奈 川 県	横浜市安全管理局	045-334-6789	045-331-5221
	入間市消防本部	04-2962-7255	04-2965-7241		川崎市消防局	044-211-0119	044-223-2654
	鳩ヶ谷市消防本部	048-281-0119	048-286-3711		相模原市消防本部	042-751-9111	042-751-9284
	朝霞地区一部事務組合 埼玉県南西部消防本部	048-460-0119	048-463-0493		大和市消防本部	046-261-1119	046-264-8327
	八潮市消防本部	048-996-0119	048-996-1300	山梨 県	上野原市消防本部	0554-62-4111	0554-63-4119
	三郷市消防本部	048-952-1211	048-952-5568		大月市消防本部	0554-22-0119	0554-23-0119
	幸手市消防本部	0480-42-9119	0480-42-9117		東山梨行政事務組合東 山梨消防本部	0553-32-0119	0553-32-3240
	杉戸町消防本部	0480-33-0119	0480-34-9885				
	秩父消防本部	0494-21-0119	0494-21-0125				
	吉川松伏消防組合 消防本部	048-982-3931	048-981-7150				

③ 通報内容様式

連絡チェック				
連絡先	消 防	警 察	高圧ガス担当課	保安団体
電 話	119	110	(昼)	
			(夜)	

高圧ガス施設事故通報(受・発信用)

1	事故発生年月日	年 月 日	時 分
2	発信者		
3	事業所名	電話	
4	事業所所在地	都 区 町 市 町 村 県	丁目 番地 号
5	ガス保有量等	種類	数量 トン・kg
6	被害状況		
7	風向	の風 風下	方向
8	事故状況	1. 噴出漏えい(ガス・液体) 2. 破裂・破壊・破損 3. 爆発 4. 火災 5. その他()	
9	事故箇所	1. 配管 2. 容器 kg× 本 3. 貯槽 4. 設備全部 5. その他	
10	拡散予測	風上最小 m 拡散 1. 事業所内に止まる。 2. 事業所外に 風下最大 m 拡散	
11	事業所での対応	1. 事業所員応急措置 2. 事業所員退避 3. 付近住民に避難警告	
12	応援等の必要性		
13	備考(原因見込等)		
14	受信・発信日時	年 月 日	時 分
15	受信者名		

資料第43 危険物搭載船の専用岸壁

(第三管区海上保安部、本文151頁)
(平成20年10月1日現在)

岸壁名称	最大接岸能力	貯蔵タンク		備考
		危険物	重油	
東京電力(株) 大井火力発電所 A栈橋	3,217 G/T	原油 30,000kl×2 200kl×3 軽油 500kl×2		品川区八潮 1-2-2
(株)朝田商会 東京油槽所栈橋	499 G/T	ガソリン 439kl×5 軽油 493kl×3 灯油 198kl×3 キシレン 198kl×1 トルエン 198kl×1	493kl×5 198kl×1	江東区若洲 15番
三愛石油(株) 羽田支社 第1～3栈橋	244 G/T	ジェット燃料 9,800kl×1 8,000kl×1		大田区 羽田空港 2-8
出光興産(株) 江東油槽所 第1岸壁 第2岸壁	2,593 G/T	ガソリン 3,000kl×2 灯油 3,000kl×1 2,500kl×1 軽油 3,000kl×2 2,300kl×1	3,000kl×1 2,500kl×1	江東区若洲 13番地

資料第44 清掃船一覽表

(都港湾局、本文158頁)

(平成20年9月現在)

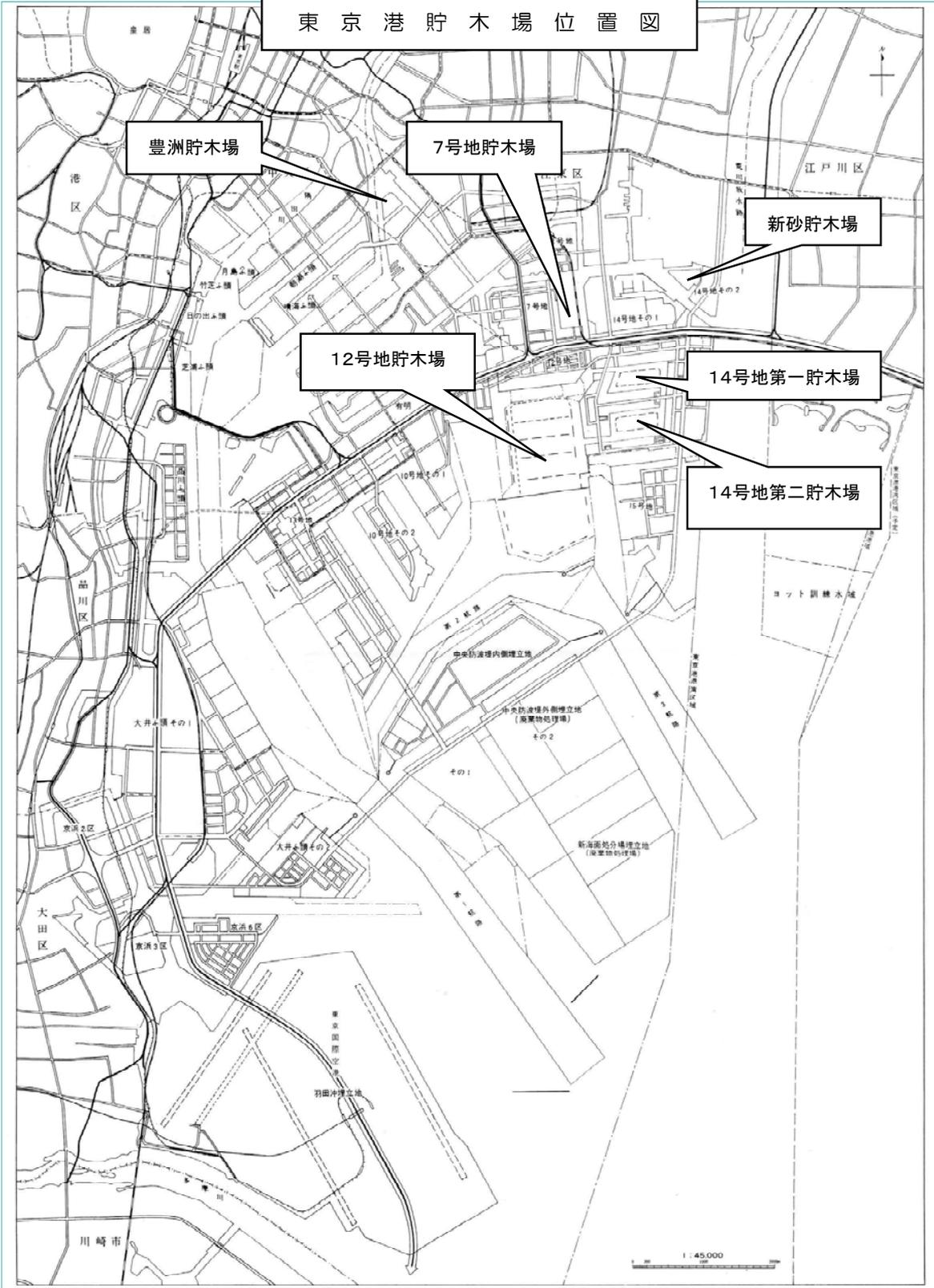
名 称	ごみ処理能力	主 機 馬 力	備 考
清 海 丸	71 m ³	105 馬力 1 基	清掃母船
第 一 清 海 丸	20	230 2	油回収装置搭載兼用船
第 二 清 海 丸	20	230 2	油回収装置搭載兼用船
第 三 清 海 丸	30	70 2	
第 五 清 海 丸	9	230 2	
第 六 清 海 丸	20	105 2	
第 七 清 海 丸	15	150 2	

資料第45 港湾区域内の貯木場及び運河筋の貯木能力一覧表

(都港湾局、本文158頁)

(平成20年9月1日現在)

施設名		貯木可能面積	同時保管量
貯木場	豊洲	26,350 m ²	5,455 m ³
	14号地	256,607	53,118
	12号地	369,601	76,507
	新砂	49,218	10,188
	7号地	30,000	6,210
合計		731,776	151,478



資料第47 警視庁の車両・資器材

(警視庁、本文170, 182頁)

1 車両

機動救助車(人員)	10
機動救助車(資材)	10
災害用資材車	112
多目的災害用車	10
災害用広報車	10
水難救助車	3
山岳救助車	3
クレーン付資材車	20
災害用ショベル車	20
災害用フォークリフト車	12
災害用投光車	2
給水車	4
衛星通信車	1

2 舟艇一覧表

船種	隻数
警備艇	25

3 ヘリコプター

所属	機数
航空隊	14

4 災害用資材

救命ボート	361
船外機	186
救命索発射器	68
可搬式膨張堰	5 セット
チェンソー	289
エンジンカッター	386
携帯型簡易救助セット	333 セット

資料第49 東京都関係部署所属船艇一覧表

(第三管区海上保安部、本文171頁)

1 船 艇(巡視船7隻、巡視艇17隻、消防船1隻)

所 属	船 種	船 名	総トン数	全 長 (m)	喫 水 (m)
東京海上保安部 (所在地) 東京都江東区青海 2-56 ☎ 03-5564-2021 緊急通報用 03-5564-4999	巡視艇	まつなみ	204	38	3.3
		ゆりかぜ	24	20	2.3
		ゆめかぜ	24	20	2.3
		いそぎく	26	18	2.3
		やまぶき	26	18	2.3
		はやかぜ	19	17	0.4
横浜海上保安部 (所在地) 横浜市中区新港 1-2-1 ☎ 045-201-1673 緊急通報用 045-641-4999	ヘリコプター搭載型巡視船	しきしま	6,500	150	10.0
		やしま	5,204	130	8.8
	巡視船	いず	3,680	110	7.5
		あまぎ	960	78	5.3
		しきね	959	78	5.3
	消防船	ひりゆう	322	35	5.5
	巡視艇	はまなみ	113	35	3.4
		はまぐも	116	35	3.4
		いそづき	123	26	3.3
		きりかぜ	24	20	2.3
		はまかぜ	24	20	2.3
		やまゆり	26	20	2.3
		しおかぜ	24	20	2.3
		たまつばき	21	18	2.3
		いそかぜ	17	19	2.0
のげかぜ	25	20	2.3		
下田海上保安部 (所在地)静岡県下田市 3-18-23 ☎ 0558-22-0650 緊急通報用 0558-22-4999	巡視船	するが	960	78	5.3
		かの	330	69	4.4
	巡視艇	いずなみ	104	32	3.3

2-(1) 航空機(固定翼5機、回転翼7機)

所 属	機 種	機番号	型 式 (略 称)
羽田航空基地 (所在地) 東京都大田区 羽田空港1-12-1 ☎ 03-3747-1118	大型ジェット飛行機	LAJ500	ガルフストリーム ・エアロスペース式 G-V型 (ガルフV)
		LAJ501	
	大型飛行機	LA 701	日本航空機製造式 YS-11A型 (YS11A)
		LA 702	
	中型回転翼航空機	MH 805	ユーロコプター式 AS332L1型 (スーパーピューマ)
		MH 806	
巡視船「しきしま」搭載機	中型回転翼航空機	MH 685	ユーロコプター式 AS332L1型 (スーパーピューマ)
		MH 686	
巡視船「やしま」搭載機	中型回転翼航空機	MH 684	ベル式212型 (ベル212)
		MH 931	

2-(2) 航空機性能(羽田駐機分)

区 分	性能諸元							
	巡航速度 (kt)	航続時間 (h)	搭載能力			離着陸場 所要面積 長さ×幅 (m)	使用 燃料	
			人	物資 (Kg)	物資最大容積 高さ×幅×奥行き (Cm)			
固 定 翼	ガルフV	510	11:45	22	1,136	78×90×95	1,700×45	JETA-1
	YS-11A	180	7:10	26	2,300	160×100×80	1,200×45	JETA-1
回 転 翼	スーパーピューマ	119	4:45	19	530	135×135×160	60×60	JETA-1
	ベル 206B	90	3:10	5	75	70×40×40	30×30	JETA-1

- * 1 搭載能力については、人又は物資のいずれか一つの場合の基準を示す。
- * 2 物資最大容積は、航空機に搬入可能な1個あたりの最大容積をいう。
- * 3 気象状況、飛行距離、高度、物資の形状等によっては、基準以下となる。
- * 4 搭載能力の人は、乗組員を含めた人数である。

資料第50 避難の勧告及び指示者一覧表

(都総務局、本文174頁)

実 施 責 任 者	災 害 の 種 別	根 拠 法
区市町村長又は知事 (勧告・指示) 警察官 (指示)	災 害 全 般 同 上	災 害 対 策 基 本 法 60 条 災 害 対 策 基 本 法 61 条
海上保安官 (指示)	同 上	警 職 法 4 条 災 害 対 策 基 本 法 61 条
水防管理者 (指示)	洪 水 高 潮	水 防 法 22 条
知事又はその命を受けた職員 (指示)	洪 水 高 潮	水 防 法 22 条
" (指示)	地 す べ り	地 す べ り 等 防 止 法 25 条
自 衛 官 (指示)	災 害 全 般	自 衛 隊 法 94 条

資料第51 ヘリコプター性能諸元

(東京消防庁、本文182頁)
(平成20年5月1日現在)

機体名		ゆりかもめ	ひばり はくちょう	ちどり	かもめ つばめ	おおたか
機体	項目					
	型式	ユーロコプター式 EC225LP型 スーパーピューマ	アエロスパシアル式 AS332L1型 スーパーピューマ	アエロスパシアル式 AS365N2型 ドーファンII	アエロスパシアル式 SA365N1型 ドーファンII	アエロスパシアル式 AS365N3型 ドーファンII
性能	巡航速度	260km/h	240km/h	220km/h	220km/h	220km/h
	航続時間	3時間30分	4時間	3時間20分	3時間20分	3時間20分
	搭載能力	3,100kg	1,400kg	662kg	512kg	712kg
	座席数 (乗務員を 含む)	23席	はくちょう:27席 ひばり:23席	14席	14席	14席
	最小離着 陸 面積	24m×20m	23m×19m	17m×15m	17m×15m	17m×15m
	ホバリン グ 性能	地面効果内:1,800m	地面効果内:3,300m	地面効果内:1,950m	地面効果内:1,800m	地面効果内:2,400m
	使用燃料	航空用ジェットA-1	航空用ジェットA-1	航空用ジェットA-1	航空用ジェットA-1	航空用ジェットA-1
	耐風制限	25.7m/s	33.4m/s	28.3m/s	28.3m/s	28.3m/s
	最小視程	1,500m	1,500m	1,500m	1,500m	1,500m
	最低雲高	300m	300m	300m	300m	300m
洋上飛行 最大航続距離	947Km	960km	726km	726km	726km	
夜間飛行の照明	サチイト:1,600W エディングライト:600W×2	サチイト:1,600W エディングライト:600W×2	サチイト:1,600W エディングライト:450W×2	サチイト:1600W エディングライト:450W×1	サチイト:1,600W エディングライト:450W×2	
消火装 置	胴体下部 取付け式	2,700L	2,000L	900L	900L	900L
	バケット 式	1,500L	1,500L	500L	500L	500L

- 備考 1 ホバリング性能、巡航速度、航続時間ともに機種別の全備重量を基準として算出しているが、全備重量を軽くすれば、いずれも効率は良くなる。
- 2 性能は、高度0m、地上温度15℃の標準大気状態としており、気温が上昇すれば性能は低下する。
- 3 航続距離等は、予備燃料を30分(EC225型:400L、AS332型:300L、AS365型:150L)として算出した。
- 4 搭載能力は、乗組員4名、燃料1,500L(大型機)、600L(中型機)で算出した。

資料第52 東海汽船所有船舶一覧

(東海汽船、本文209頁)

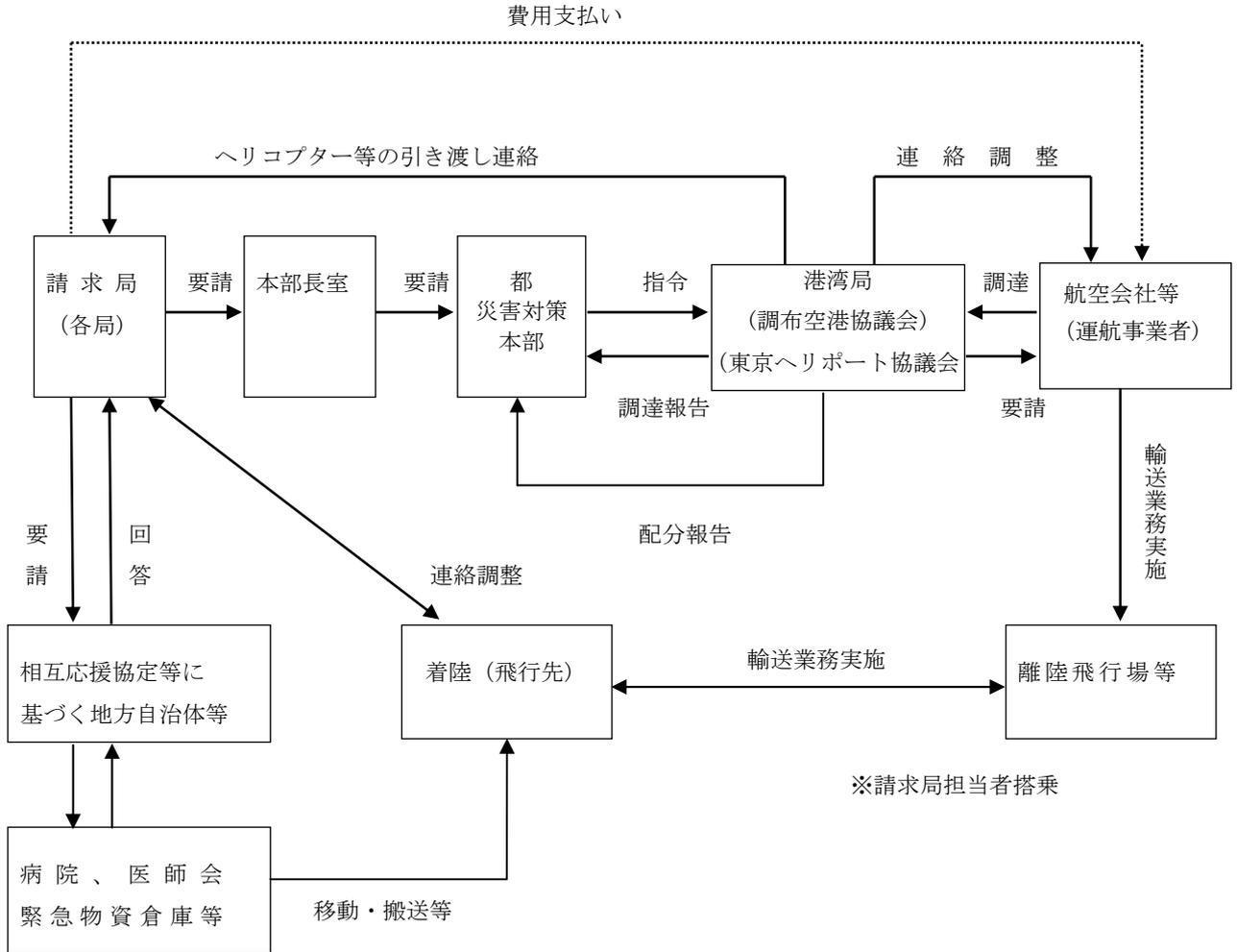
(平成20年6月現在)

船名	総屯数	航行区域 輸送定員	輸送貨物	
さるびあ丸	4,965 t	近海	(沿海定員) 1,546人	436.2 m ²
かめりあ丸	3,837 t	近海	(沿海定員) 1,343人	500.0 m ²
セブンアイランド愛 (ジェット船)	279.56 t	限定沿海	270人	
セブンアイランド夢 (ジェット船)	280.72 t	限定沿海	270人	
セブンアイランド虹	281.14 t	限定沿海	270人	

(参考) 大島で保有するバス22両

資料第53 ヘリコプター等による緊急輸送業務実施の流れ

(都港湾局、本文210頁)



資料第54 都医師会等との協定

(都福祉保健局、本文187頁)

① 都医師会「災害時の医療救護活動についての協定書」

東京都を「甲」とし、社団法人東京都医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 甲は、災害対策基本法(昭和36年法律第 223号)に基づき区市町村が行う医療救護について、災害対策の広域性連続性に鑑み、本協定に準じて地区医師会の協力を受けて実施できるよう必要な調整を行うものとする。

3 乙は、地区医師会に対し、前項の定めによる区市町村の医療救護体制の整備が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

(医療救護班の派遣)

第2条 甲は、東京都地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条に定める医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

- | | | |
|-------------|---|-----|
| (1) 医 師 | } | 若干名 |
| (2) 看護婦 | | |
| (3) その他補助事務 | | |

(医療救護班の活動場所)

第4条 乙所属の医療救護班は、甲が避難所又は災害現場等に設置する救護所において、医療救護活動 を実施するものとする。

(医療救護班の業務)

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療
- (4) 死亡の確認

(指揮命令)

第6条 医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(医療救護班の輸送)

第7条 乙所属の医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第8条 乙所属の医療救護班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(後方医療施設の指定)

第9条 乙は、甲が東京都地域防災計画に基づく後方医療施設を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(医療費)

第10条 救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

(合同訓練)

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せ担当するものとする。

(費用弁償等)

第12条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成、派遣に伴うもの

ア 医療救護班の編成、派遣に要する経費

イ 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時における医療救護活動の前(1)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(災害医療運営連絡会の設置)

第13条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関をもって構成する東京都災害医療運営連絡会を設置するものとする。

(細目)

第14条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第15条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和51年8月17日

東京都千代田区丸の内三丁目5番1号

甲 東京都

代表者 東京都知事 美濃部 亮 吉

東京都千代田区神田駿河台二丁目5番地

乙 社団法人東京都医師会

代表者 東京都医師会長 渡 辺 真 言

② 都歯科医師会との「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」

東京都(以下「甲」という。)と社団法人東京都歯科医師会(以下「乙」という。)との間で締結した災害時の歯科医療救護活動についての協定書(平成8年2月1日)の全部を次のように改正する。

(総則)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歯科医療救護班の派遣)

第2条 甲は、東京都地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき歯科医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる歯科医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条に定める歯科医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

- | | | |
|-------------------|---|-----|
| (1) 歯科医師 | } | 若干名 |
| (2) 歯科衛生士又は歯科技工士等 | | |
| (3) その他の補助事務 | | |

(歯科医療救護班の活動場所)

第4条 乙所属の歯科医療救護班は、甲が避難所等に設置する救護所において、歯科医療救護活動を実施するものとする。

(歯科医療救護班の業務)

第5条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導
- (4) 検視・検案に際しての法歯学上の協力

(指揮命令)

第6条 歯科医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものが行うものとする。

(医療救護班の輸送)

第7条 乙所属の歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第8条 乙所属の歯科医療救護班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

(合同訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せ担当するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医療救護班の編成、派遣に伴うもの
 - ア 歯科医療救護班の編成、派遣に要する経費
 - イ 歯科医療救護班が持参した医薬品等を使用した場合の実費弁償
 - ウ 歯科医療救護班の医師等が歯科医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合
- (2) 合同訓練時における歯科医療救護活動の前(1)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(災害医療運営連絡会への参画)

第12条 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する東京都災害医療運営連絡会へ参画するものとする。

(細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成11年6月28日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都
代表者 東京都知事 石原 慎太郎

東京都千代田区九段北四丁目1番20号
乙 社団法人東京都歯科医師会
代表者 会長 西村 誠

③ 都薬剤師会「災害時の救護活動に関する協定書」

東京都を「甲」とし、社団法人東京都薬剤師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(薬剤師班の派遣)

第2条 甲は、東京都地域防災計画に基づき調剤、服薬指導及び医薬品管理等の医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき薬剤師班を編成し、救護所及び医薬品の集積場所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

(薬剤師班の活動場所)

第4条 薬剤師班は、救護所及び医薬品の集積場所等において、医療救護活動を実施するものとする。(薬剤師班の業務)

第5条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

(1) 救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導

(2) 救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理

(指揮命令)

第6条 薬剤師班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものを行うものとする。

(薬剤師班の輸送)

第7条 薬剤師班の輸送は、原則として甲が行う。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第8条 薬剤師班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所等において薬剤師班が必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(調剤費)

第9条 救護所における調剤費は、無料とする。

(合同訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の調剤、服薬指導を併せて担当するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 薬剤師班の編成、派遣に伴うもの

ア 薬剤師班の編成、派遣に要する経費

イ 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 薬剤師班の薬剤師が医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時における医療救護活動の前(1)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(災害医療運営連絡会への参画)

第12条 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する東京都災害医療運営連絡会に参画するものとする。

(細 目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第14条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保管する。

平成8年2月1日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都
代表者 東京都知事 青島幸男

東京都千代田区神田錦町一丁目21番地
乙 社団法人 東京都薬剤師会
代表者 会長 神原 赳

資料第55 災害時における応急救護活動についての協定書

(都福祉保健局、本文187頁)

東京都を「甲」とし、社団法人東京都柔道接骨師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。
(総則)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 乙は、災害対策基本法(昭和36年法律第233号)に基づき区市町村が行う医療救護活動について、本協定に準じた協力を努めるものとする。

3 甲は、前項に規定する乙と区市町村との協力関係の確保について、必要な調整に努めるものとする。

(協力の内容)

第2条 災害時において、乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。

ア 傷病者に対する応急救護(柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定された業務の範囲)の実施

イ 傷病者に対する応急救護に関する衛生材料等の提供

2 乙が救護所において行う応急救護は、救護所の医師の指示により実施するものとする。

(費用弁償)

第3条 甲は、乙の協力に係る衛生材料等の提供資料について、その実費を弁償するものとする。

(損害補償)

第4条 甲の要請に基づき、乙が行った救護活動にかかる従事者の損害補償については、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和38年東京都条例第38号)の例による。

(防災訓練への参加)

第5条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

(応急救護計画の策定)

第6条 乙は、本協定で定める救護活動を実施するため、災害応急救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の災害応急救護計画を策定するに当たっては、社団法人東京都医師会との密接な連携のもとに行うものとする。

(協議)

第7条 この協定の条項の解釈について疑義を生じたとき、または、この協定に定めのない事項については、そのつど甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は平成3年3月8日から平成4年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヵ月前までに、甲・乙なんらの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定を証するため、本書2通作成し、甲・乙記名押印のうえ、各一通保有する。

平成3年3月8日

甲 東京都
代表者 東京都知事 鈴木俊一

乙 社団法人東京都柔道接骨師会
代表者 東京都柔道接骨師会長 市毛富士穂

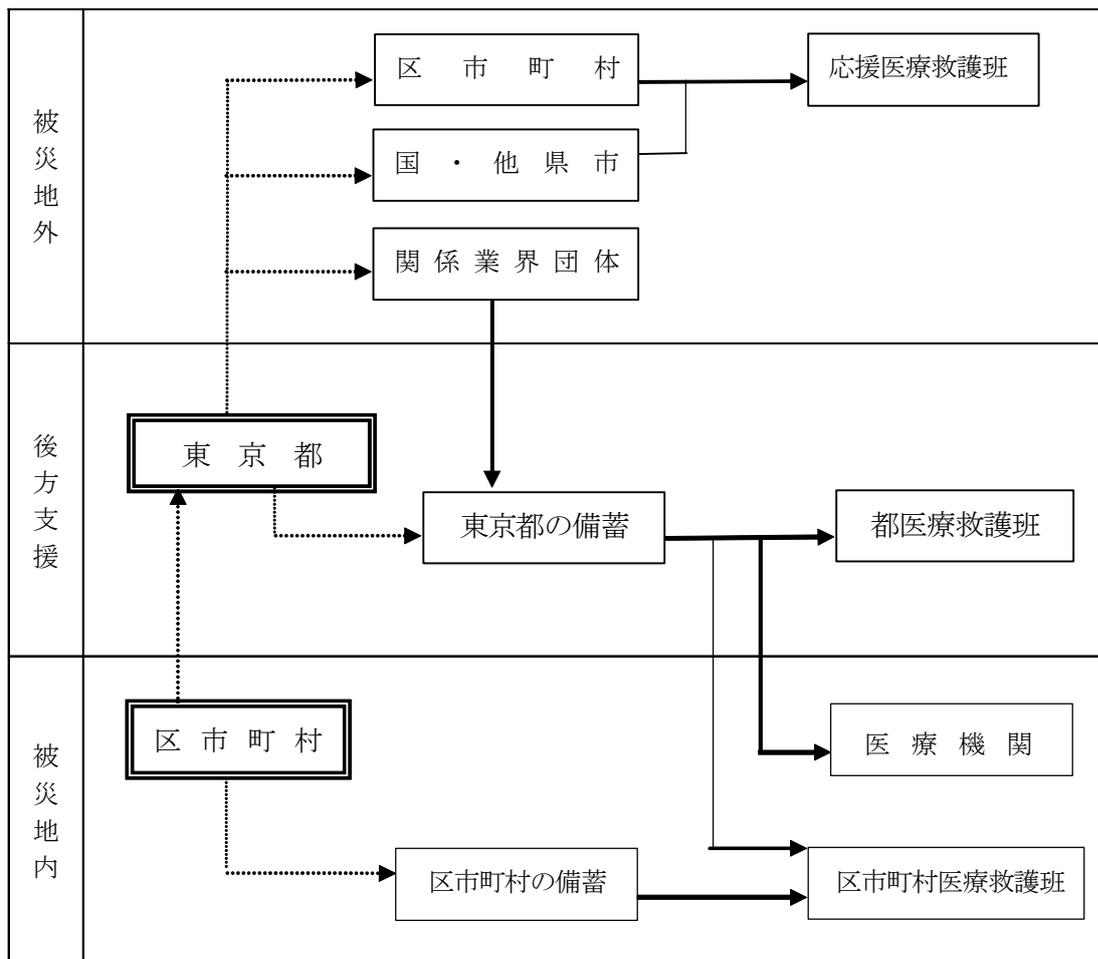
1 供給体制の基本的考え方

- ① 備蓄医薬品等の供給
災害発生後おおむね2日間は、被災地内の区市町村が自ら備蓄する医薬品等により対応する。
- ② 医薬品ストックセンターからの供給
被災地内の区市町村は、災害発生後、速やかに地区薬剤師会と連携の上、原則として、あらかじめ選定した候補地に「医薬品ストックセンター」を設置する。
医薬品ストックセンターは、医療救護所や医療機関等への医薬品等の供給拠点としての機能を果たす。
- ③ 医薬品集積センターからの供給
医薬品のストッカーセンターが複数設置された場合、都は被災地外に「医薬品集積センター」を設置する。
医薬品集積センターは、被災地外からの救援医薬品等の受入れ・仕分を行った上で必要な医薬品等を医薬品ストックセンターへ供給する。
- ④ 各施設間の医薬品等の搬送は、原則として、都又は区市町村が行う。

2 初動期の体制

- ① 被災地内の区市町村の医療救護班は、各区市町村が備蓄している緊急用医薬品等を使用して救護活動を行う。
- ② 医薬品等が不足する場合は、区市町村は都へ供給を要請する。
なお、緊急時には地区薬剤師会に対し、当該地区にある医薬品管理センター、薬局在庫等からの補完供給を要請する。
- ③ 都は、区市町村の要請を受け、備蓄医薬品を医療機関へ供給するとともに、被災地外の区市町村、国、他県市及び関係業界団体へ、医薬品等の供給を要請する。

初動期(医薬品ストックセンター設置前)の供給体制

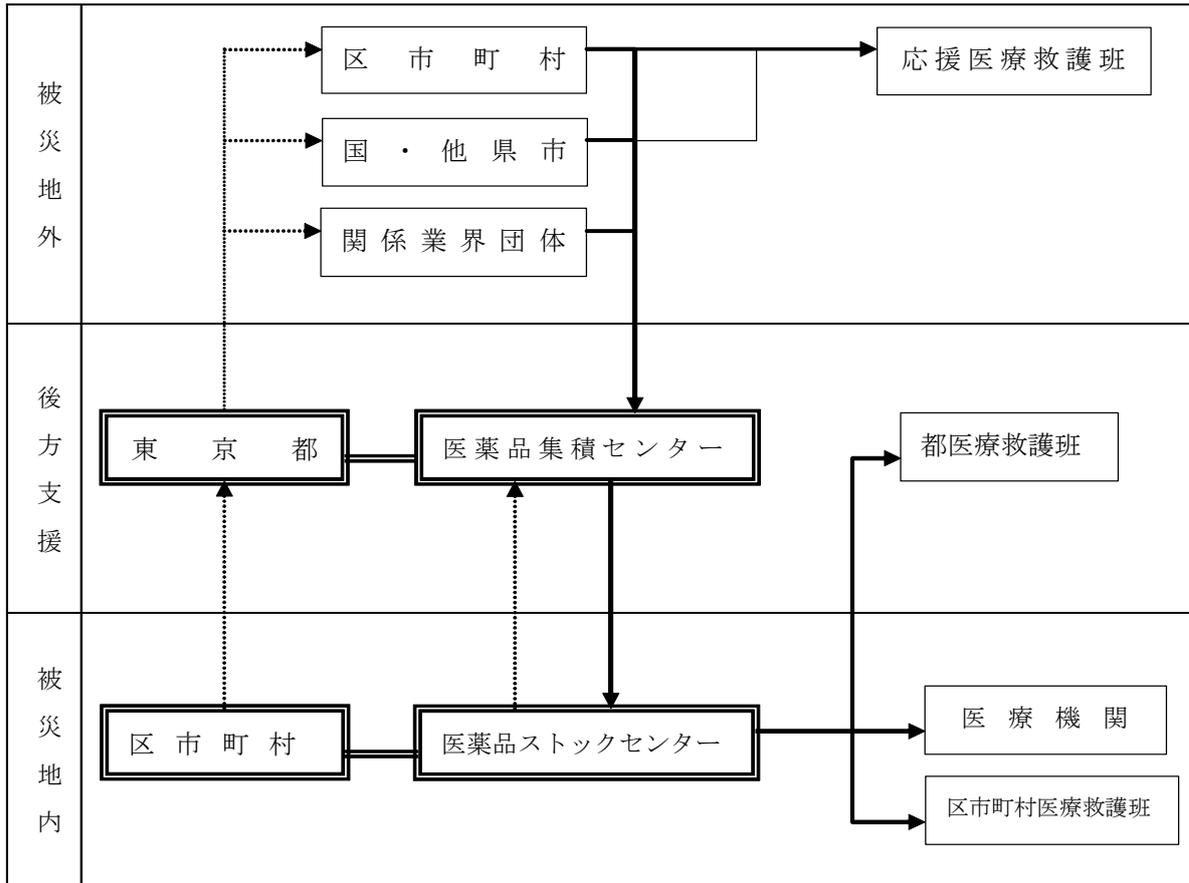


[..... 情報の流れ ——— 医薬品の流れ ——— 医薬品等の主な流れ]

3 医薬品ストックセンター設置後の体制

- ① 各医療機関及び救護班は、医薬品ストックセンターに、不足医薬品等の供給を要請する。
- ② 被災地内の区市町村は、地域内の必要量を把握集約し、支援必要量の供給を都へ要請する。
- ③ 都は、被災地外の区市町村、国・他縣市、医薬品卸等の関係業界団体へ、医薬品等の供給を要請する。
- ④ 都から要請を受けた被災地外の区市町村、国、他縣市及び関係業界団体は、医薬品集積センターへ医薬品等を供給する。
- ⑤ 医薬品集積センターは、受け入れた医薬品等を仕分した上、医薬品ストックセンターの要請に基づき、必要な医薬品等を医薬品ストックセンターへ供給する。
- ⑥ 医薬品ストックセンターは、医薬品集積センターから受け入れた医薬品等を、各医療機関及び医療救護班（医療救護所）へ供給する。

医薬品ストックセンター設置後の供給体制



[.....▶ 情報の流れ —▶ 医薬品の流れ —▶ 医薬品等の主な流れ]

《医薬品ストックセンターが取扱う医薬品等の範囲》

- ・ 医療用医薬品
- ・ 一般用医薬品
- ・ 医療用具
- ・ 医療救護活動に必要な衛生材料
- ・ 酸素ガス及び液体酸素(※1)
- ・ 歯科用医薬品等(※2)

(※1) 供給要請の受理及び供給指示は医薬品ストックセンターが行うが、酸素ガス及び液体酸素は、関係業界団体等から直接、医療救護所へ搬入する。

(※2) 歯科用医薬品及び歯科材料の仕分・管理・供給は、原則として歯科用医薬品の担当者が行うものとする。

資料第57 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

(都福祉保健局、本文189頁)

東京都を「甲」とし、有限責任中間法人東京都医薬品卸業協会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

(要請事項の措置等)

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(医薬品等の範囲)

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 医療救護活動に必要となる医薬品等
- (2) その他、甲が指定するもの

(緊急要請)

第5条 第2条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙の加入組合員に対し、協力を要請することができるものとする。

(医薬品等の引取り)

第6条 医薬品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

(搬送体制の確保)

第7条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

(費用弁償)

第8条 甲は、乙の協力により調達された医薬品等について、その実費を負担するものとする。

(細 目)

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成18年2月13日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 石原 慎太郎

乙 東京都中央区日本橋本町二丁目1番5号
有限責任中間法人東京都医薬品卸業協会
代表者 理 事 長 内匠屋 理

資料第58 災害時における歯科用医薬品等の調達業務に関する協定書

(都福祉保健局、本文189頁)

東京都を「甲」とし、大東京歯科用品商協同組合を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における歯科用医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第2条 甲は、災害時における歯科用医薬品等の確保を図るため、歯科用医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

(要請事項の措置等)

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(歯科用医薬品等の範囲)

第4条 甲が供給を要請する歯科用医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 医療救護活動に必要となる歯科用医薬品及び歯科材料
- (2) その他、甲が指定するもの

(緊急要請)

第5条 第2条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙の加入組合員に対し、協力を要請することができるものとする。

(歯科用医薬品等の引取り)

第6条 歯科用医薬品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

(搬送体制の確保)

第7条 歯科用医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等については、甲は必要な措置を講じるものとする。

(費用弁償)

第8条 甲は、乙の協力により調達された歯科用医薬品等について、その実費を負担するものとする。

(細 目)

第9条 この協定を案施するために必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成18年2月13日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 石原 慎太郎

乙 東京都文京区本郷一丁目25番25号
大東京歯科用品協同組合
代表者 理事長 井上 恒雄

資料第59 災害時における医療機器等の調達業務に関する協定書

(都福祉保健局、本文189頁)

東京都を「甲」とし、商工組合東京医療機器協会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医療機器等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第2条 甲は、災害時における医療機器等の確保を図るため、医療機器等を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

(要請事項の措置等)

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(医療機器等の範囲)

第4条 甲が供給を要請する医療機器等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 医療救護活動に必要となる医療機器等
- (2) その他、甲が指定するもの

(緊急要請)

第5条 第2条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙の加入組合員に対し、協力を要請することができるものとする。

(医療機器等の引取り)

第6条 医療機器等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

(搬送体制の確保)

第7条 医療機器等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

(費用弁償)

第8条 甲は、乙の協力により調達された医療機器等について、その実費を負担するものとする。

(細 目)

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成18年2月13日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東 京 都
代表者 東京都知事 石 原 慎 太 郎

乙 東京都文京区本郷三丁目39番15号
商工組合東京医療機器協会
代表者 理事長 松 原 一 雄

資料第60 災害時における衛生材料の調達業務に関する協定書

(都福祉保健局、本文189頁)

東京都を「甲」とし、社団法人日本衛生材料工業連合会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における衛生材料の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第2条 甲は、災害時における衛生材料の確保を図るため、衛生材料を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

(要請事項の措置等)

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(衛生材料の範囲)

第4条 甲が供給を要請する衛生材料の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 医療救護活動に必要となる衛生材料
- (2) 避難所等で使用される衛生材料
- (3) その他、甲が指定するもの

(緊急要請)

第5条 第2条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙傘下の組合又は乙の加入組合員に対し、協力を要請することができるものとする。

(衛生材料の引取り)

第6条 衛生材料の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

(搬送体制の確保)

第7条 衛生材料の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

(費用弁償)

第8条 甲は、乙の協力により調達された衛生材料について、その実費を負担するものとする。

(細 目)

第9条 この協定を案施するために必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成18年2月13日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東 京 都
代表者 東京都知事 石原慎太郎

乙 東京都港区芝大門二丁目10番1号
社団法人 日本衛生材料工業連合会
代表者 会長 高原慶一朗

資料第61 災害時における医療ガス等の調達業務に関する協定書

(都福祉保健局、本文189頁)

東京都を「甲」とし、有限責任中間法人日本医療ガス協会関東地域本部を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医療ガス等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第2条 甲は、災害時における医療ガス等の確保を図るため、医療ガス等を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

(要請事項の措置等)

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(医療ガス等の範囲)

第4条 甲が供給を要請する医療ガス等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 酸素ガス及び液体酸素
- (2) 酸素ガス及び液体酸素の使用にあたり必要となる資器材等
- (3) その他、甲が指定するもの

(緊急要請)

第5条 第2条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙の加入組合員に対し、協力を要請することができるものとする。

(医療ガス等の引取り)

量を確認の上、甲はこれを引取るものとする。第6条 医療ガス等の引き取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数

(医療ガス等を使用する施設の安全性等の確認)

第7条 医療ガス等を使用する施設の安全性等を確認する必要がある場合は、甲は乙に対し、安全性の確認について協力を要請するものとする。

(搬送体制の確保)

第8条 医療ガス等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

(費用弁償)

第9条 甲は、乙の協力により調達された医療ガス等について、その実費を負担するものとする。

(細 目)

第10条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成18年2月13日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東 京 都
代表者 東京都知事 石原慎太郎

乙 東京都港区西新橋1丁目16番7号太陽日酸新宿ビル6階
有限責任中間法人日本医療ガス協会 関東地域本部
代表者 本部長 鈴木慶彦

資料第62 災害時等の航空機による医療搬送等業務の協力に関する協定

(都福祉保健局、本文189頁)

東京都を甲とし、財団法人日本救急医療財団を乙として、甲乙間において、次の条項により、航空会社の保有する航空機による災害時等の医療搬送等業務(以下「本業務」という。)の協力に関する協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画等に基づいて行う本業務を甲と乙が協力して実施し、被災者等の救援活動を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、被害が発生し、甲のみでは十分な応急措置を実施できない場合において、乙が別途協定を締結した航空会社(以下「指定航空会社」という。)に対し、乙に代わり、本業務等の協力を要請することができる。

(指定航空会社の通知)

第3条 乙は、あらかじめ甲に対し指定航空会社名等を通知するものとする。

(業務の指示)

第4条 甲は、災害の状況に応じて、東京都地域防災計画等に基づいて本業務を実施するため、乙に代わり、指定航空会社に対し、日時、場所等を指定して航空機の運航を指示することができる。

2 乙は、指定航空会社に対し、甲から指示があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し航空機等の提供を行わせるものとする。

3 甲は、前2項に係る業務の実施について問題が生じたと判断するときは、乙に対してその改善を申し入れることができる。

(業務内容)

第5条 乙は、指定航空会社に対し、甲の要請又は指示により提供した航空機等によって、甲の指示する次の業務を行わせるものとする。

(1) 傷病者、医療従事者、医薬品、医療資器材、食料品、飲料水等の搬送

(2) その他甲乙協議して合意した人員、物資等の搬送

(航空保険)

第6条 乙は、指定航空会社に対して、航空保険(機体、第三者・乗客包括賠償責任保険)に加入させるものとする。

(費用負担)

第7条 甲又は乙の要請又は指示により、指定航空会社が実施した本業務に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 航空機運航に係る経費

(2) その他本業務遂行に必要な経費

2 前項第1号の定めによる費用弁償等の額については、運輸大臣に届け出た航空運送事業に係る運賃料金における当該提供機種の貸切運賃に、本業務に要した時間を乗じて得た額とする。本業務に要した時間については、航空機が指定航空会社の定常基地を出発してから戻るまでの合計飛行時間を算定するものとする。

3 前項の本業務に要した時間については、1時間以下の場合は1時間とし、1時間を超えた場合は30分を単位として超えた時間を算定するものとする。

(損害賠償)

第8条 本業務の実施に伴い、乙が甲に損害を与えた場合の損害賠償額は、指定航空会社が加入する航空保険の保険金額を限度とする。

(災害補償)

第9条 甲は、指定航空会社等の職員がこの協定に基づく業務の実施により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、乙の求めに応じ、災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和38年東京都条例第38号)に定めるところに準じて、これを補償するものとする。

(協定の有効期間及び解除)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2年間とする。ただし、甲又は乙から協定の終期1か月前までに特段の意思表示がない場合は、引き続き2年間、協定の有効期間が延長されたものとみなす。

2 甲又は乙は、必要があるときは、甲乙協議の上、この協定を解除することができる。

(疑義の解釈等)

第 11 条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(施行期日)

第 12 条 この協定は、平成 13 年 3 月 1 日から施行する。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 13 年 3 月 1 日

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

甲 東京都

代表者 東京都知事 石原 慎 太 郎

東京都文京区湯島三丁目 37 番 4 号

乙 財団法人日本救急医療財団

理 事 長 大塚 敏 文

資料第63 災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約書

(都福祉保健局、本文189頁)

東京都(以下「甲」という。)と日本赤十字社東京都支部(以下「乙」という。)との間に、災害救助又はその応援の実施に関し、下記のとおり委託契約を締結する。

記

第1条 甲は乙に対し、災害救助法(以下「法」という。)第32条の規程に基づき、甲の行う災害救助業務のうち、次の事項を委託する。

- (1) 医 療
- (2) 助 産
- (3) 死体の処理(一時保存を除く)

第2条 乙が行う医療、助産及び死体の処理(以下「委託業務」という。)は、原則として、甲の指示によりこれを行うものとする。

第3条 委託業務の実施の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 医 療
 - イ 診 察
 - ロ 薬剤又は治療材料の支給
 - ハ 処置、手術その他の治療
 - ニ 看 護
- (2) 助 産
 - イ 分娩の介助
 - ロ 分娩前後の処置
 - ハ 脱脂綿、ガーゼ等衛生材料の支給
 - ニ 看 護
- (3) 死体の処理(一時保存を除く)
 - イ 死体の縫合、洗浄、消毒等の処置
 - ロ 検 査

2 医療の期間は、災害発生の日から14日以内、助産の期間は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩したものであって、分娩の日から7日以内、死体の処理を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、災害の状況により甲は、乙と協議のうえ期間の延長を行うことができる。

第4条 委託業務は、乙の編成する救護班によって、これを行うことを原則とする。

第5条 委託業務を実施するために要した費用については、甲が支弁するものとする。

2 前項の定めによる支弁費用については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

第6条 第3条の範囲を越えて委託業務を行った場合の費用は、これを乙において負担するものとする。

ただし、災害の状況によっては、甲乙協議のうえ甲において負担することができる。

第7条 甲は、この契約による委託業務について乙を指導監督するものとする。

第8条 乙は救護活動実施に際しては、東京都衛生局及び区市町村との連絡を密にし、救助に遺憾なきを期するものとする。

第9条 本契約の実施について必要な事項は、別に定める。

第10条 前各条に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、必要の都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

第11条 本契約の有効期間は、契約の日から、満1箇年とする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに、契約当事者のどちらからも何らかの意思表示がないときは、満了の日の翌日から向こう1箇年間、契約を更新したものとみなし、以下同様とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を所持する。

平成4年4月1日

甲 東京都
代 表 者 東京都知事 鈴木 俊 一

乙 日本赤十字社東京都支部
代 表 者 東京都支部長 鈴木 俊 一
上記代理人 副支部長 金 平 輝 子

資料第64 都における医薬品・医療資器材の備蓄状況

(都福祉保健局、本文190頁)

(平成20年10月1日現在)

品名	数量	備蓄場所	対応人員
災害用救急医療資器材 (7点セット)	93セット	災害対策職員住宅柏木住宅内集中備蓄倉庫 11セット 立川地域防災センター内集中備蓄倉庫 10セット 都立駒込病院 5セット 東京都災害拠点病院 67セット	46,500人分
現場携行用医療資器材	67セット	東京都災害拠点病院 66セット 災害対策職員住宅柏木住宅内集中備蓄倉庫 1セット	201人分
セルフケアセット (救急箱)	229セット	都立学校 224セット 都営大江戸線災害備蓄倉庫 5セット	114,500人分
単品補充用医薬品		立川地域防災センター内集中備蓄倉庫 板橋区若木原公園内倉庫 大田区田園調布南倉庫 大田区南六郷倉庫 白鬚東防災拠点備蓄倉庫	74,000人分
合計			235,201人分

資料第65 災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書

(都福祉保健局、本文191頁)

東京都を「甲」とし、日本赤十字社東京都支部を「乙」とし、財団法人献血供給事業団を「丙」として、甲乙丙間において、次のとおり協定を締結する。

((総則))

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における血液製剤の確保業務に対する乙及び丙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

((要請))

第2条 甲は、災害時において血液製剤の供給の必要が生じたときは、乙及び丙に対し、血液製剤の供給を要請するものとする。

((要請事項の措置等))

第3条 乙及び丙は、前条の規定に基づき甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

((血液製剤の範囲))

第4条 甲が供給を要請する血液製剤の範囲は次のとおりとする。

医療救護活動に必要となる輸血用血液及び血しょう分画製剤

((搬送体制))

第5条 血液製剤の搬送は、乙及び丙が密接な連携の下に行うものとする。ただし、甲は、乙及び丙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、必要な措置を講じるものとする。

((費用弁償))

第6条 第2条の規定により供給された血液製剤について、甲は、その実費を負担するものとする。

((協議))

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

甲と乙と丙とは、本協定書を3通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成15年7月1日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都
代表者 東京都知事 石原 慎太郎

東京都新宿区大久保一丁目2番15号
乙 日本赤十字社東京都支部
副支部長 田中 順一郎

東京都渋谷区広尾四丁目1番31号
丙 財団法人 献血供給事業団
理事長 青木 繁之

資料第66 東京都災害拠点病院設置運営要綱

(都福祉保健局、本文191頁)

第1 目的

この要綱は、災害時における東京都の医療救護活動の拠点となる病院(以下「災害拠点病院」という。)を整備し、被災現場において応急医療救護を行う救護所との円滑な連携のもとに、災害時における重症者の適切な医療を確保することを目的とする。

第2 設置運営主体

災害拠点病院を設置運営する者は、次のとおりとする。

- (1) 東京都
- (2) 東京都知事の要請を受けた病院の開設者

第3 運営方針

- (1) 災害拠点病院は、東京都の区域内及び近隣県等で災害が発生し、通常の医療体制では、被災者に対する医療の確保が困難となった場合に、東京都知事の要請により傷病者の受入及び医療救護班の派遣等、災害時の拠点病院としての必要な医療救護活動を行うものとする。
- (2) 災害拠点病院の管理者(以下「施設管理者」という。)、傷病者の収容場所の確保に努めるとともに、救護活動に従事可能な職員並びに可動可能な設備及び資器材をもって、傷病者の救護活動に当たるものとする。
- (3) 施設管理者は、東京都及び施設の所在地を管轄する区市町村の地域防災計画に従って行う諸活動との協力連携の下に、医療救護活動を行うものとする。
- (4) 災害拠点病院への収容対象者は、原則として、東京都及び近隣県市等又は区市町村において設置した医療救護所に対応できない重症者であって、医療救護所等から依頼されたものとする。
- (5) 施設管理者は、当該施設の被害状況の把握に努め、可能な限り、傷病者の受入等の救護活動状況を施設の所在地を管轄する区市町村災害対策本部等に連絡するものとする。
- (6) 施設管理者は、あらかじめ医療救護班を編成し、都から要請があった場合には直ちに、指定する医療救護所に派遣するものとする。
- (7) 災害拠点病院における収容活動及び応急医療の期間は、原則として、災害発生時の14日以内とする。
- (8) 受療者の医療費の取扱いは、災害救助法が適応された場合は、同法第33条の規定によるものとする。

第4 災害拠点病院の基準

(1) 選定基準

- ア 災害に対する総合地域危険度及び東京都二次保健医療圏毎の適正配置等を勘案して選定する。
- イ 原則として200床以上の病床を有する救急告示医療機関であること。
- ウ 建物が耐震耐火構造であること。
- エ 重症者を応急的に収容するための講堂、会議室の転用面積が広いこと。

(2) 整備基準

- ア 施設管理者は、外部から見やすい場所に「東京都災害拠点病院」の掲示を行うこと。
- イ 国の「災害拠点病院整備事業実施要綱」(健政発第435号)第4の整備基準を基本とし、原則として次の施設及び設備を有するものとする。
 - (ア) 災害拠点病院として必要な施設
 - a 病棟(病室・集中治療室等)、救急診療に必要な診療棟(診察室、検査室、エックス線室、手術室、人工透析室等)及び簡易ベッド等の備蓄倉庫
 - b 電気等の生活必需基盤の維持機能
 - c 病院敷地内にヘリコプターの離発着場を有すること。やむなく病院敷地内に離発着場の確保が困難な場合は、病院近接地に非常時にも使用可能な離発着場を確保すること。
 - (イ) 災害拠点病院として必要な設備
 - a 広域災害・救急医療情報システムの端末
 - b 多発外傷、座滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備
 - c 患者の多数発生時用の簡易ベッド
 - d 被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機等

第5 災害拠点病院の組織

- (1) 災害拠点病院は、広域基幹災害医療センター、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院から構成される。
- (2) 広域基幹災害医療センターは、災害拠点病院の役割の他、他の災害拠点病院への訓練・研修機能等を有するものとする。
- (3) 地域災害拠点中核病院は、東京都二次保健医療圏毎のブロック代表病院として、ブロック内の情報連絡機能等を有するものとする。
- (4) (2)及び(3)に該当しない災害拠点病院を、「地域災害拠点病院」とする。

第6 施設及び設備の整備

東京都知事の要請を受けた病院の開設者が行う整備事業に対し、次により補助するものとする。

(1) 内容

災害拠点病院として必要な施設及び設備の整備費

(2) 手続き等

ア 施設の整備については、東京都災害拠点病院施設整備費補助金交付要綱(平成10年8月21日付10衛医救第211号)による。

イ 設備の整備については、東京都災害拠点病院応急用資器材整備事業に関する補助交付金要綱(昭和61年1月17日付60衛医対第815号)及び東京都災害拠点病院における応急用資器材の整備及維持に関する要領(平成10年7月1日付10衛医救第236号)による。

第7 備蓄品の管理及び報告

- (1) 施設管理者は、東京都の補助(都立病院にあつては、寄託)を受けて整備した資器材(以下「備蓄資器材」という。)の適正な維持管理に努めるものとし、別紙第1号様式による管理台帳を備えるものとする。
- (2) 備蓄資器材のうち、備品については、「東京都災害用品」の表示を付するものとする。
- (3) 施設管理者は、毎年3月31日現在の備蓄資器材の保管状況を別紙第1号様式の写しにより翌月の5日までに福祉保健局医療政策部救急災害医療課に報告するものとする。

第8 防災訓練等の実施

- (1) 施設管理者は、防災訓練及び備蓄資器材の点検を毎年1回以上行うものとし、実施の概要について、別紙第2号様式(第1片)により福祉保健局医療政策部救急災害医療課に報告するものとする。
- (2) 施設管理者は、災害時における医療体制を実効のあるものとするため、平常時から動員体制の確立等に努めるものとし、その概要を、別紙第2号様式(第2片)に記入するものとする。

第9 災害拠点病院運営協力金の交付

第5の規定に基づき補助を受けた病院の開設者に対し、備蓄資器材の適正な維持管理、防災訓練の実施及び災害時動員体制の確立等の災害発生時における即応体制の整備を推進するための、次により運営協力金を交付する。

(1) 交付対象

災害拠点病院(都立、国立病院を除く。)の開設者に対し、各施設ごとに交付する。

(2) 交付金額

災害医療施設運営協力金は、予算の範囲内で交付する。

附 則

この要綱は、昭和61年1月17日から施行する。

この要綱は、平成2年3月20日から施行する。

この要綱は、平成2年8月1日から施行する。

この要綱は、平成2年12月20日から施行する。

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、決定の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

資料第67 東京都災害拠点病院施設状況一覧

(都福祉保健局、本文192頁)

平成20年 4月現在

二次保健医療圏	施設名	所在地	電話番号	病床数	三次救急	防災無線
区中央部	東京都済生会中央病院	港区三田1-4-17	03-3451-8211	535		○
	駿河台日本大学病院	千代田区神田駿河台1-8-13	03-3293-1711	409	○	○
	☆ 日本医科大学付属病院	文京区千駄木1-1-5	03-3822-2131	1,151	○	○
	東京慈恵会医科大学附属病院	港区西新橋3-19-18	03-3433-1111	1,075		○
	聖路加国際病院	中央区明石町9-1	03-3541-5151	520	○	○
	都立駒込病院	文京区本駒込3-18-22	03-3823-2101	906		○
	順天堂大学医学部附属順天堂医院	文京区本郷3-1-3	03-3813-3111	1,020		○
	北里研究所病院	港区白金5-9-1	03-3444-6161	294		○
	東京医科歯科大学医学部付属病院	文京区湯島1-5-45	03-3813-6111	800	○	○
	東京大学医学部付属病院	文京区本郷7-3-1	03-3815-5411	1,193		○
永寿総合病院	台東区東上野2-23-16	03-3833-8381	400		○	
区南部	☆ 荏原病院	大田区東雪谷4-5-10	03-5734-8000	506		○
	東邦大学医療センター大森病院	大田区大森西6-11-1	03-3762-4151	1,041	○	○
	昭和大学病院	品川区旗の台1-5-8	03-3784-8000	853	○	○
	N T T 東日本関東病院	品川区東五反田5-9-22	03-3448-6181	665		○
区西南部	★ 都立広尾病院	渋谷区恵比寿2-34-10	03-3444-1181	500	○	○
	日本赤十字社医療センター	渋谷区広尾4-1-22	03-3400-1311	733		○
	至誠会第二病院	世田谷区上祖師谷5-19-1	03-3300-0366	310		○
	国立病院機構東京医療センター	目黒区東が丘2-5-1	03-3411-0111	780	○	○
	公立学校共済組合関東中央病院	世田谷区上用賀6-25-1	03-3429-1171	470		○
	都立松沢病院	世田谷区上北沢2-1-1	03-3303-7211	1,360		○
区西部	荻窪病院	杉並区今川3-1-24	03-3399-1101	217		○
	立正佼成会付属佼成病院	中野区弥生町5-25-15	03-3383-1281	363		○
	慶応義塾大学病院	新宿区信濃町35	03-3353-1211	1,072		○
	東京女子医科大学病院	新宿区河田町8-1	03-3353-8111	1,423	○	○
	東京医科大学病院	新宿区西新宿6-7-1	03-3342-6111	1,091	○	○
	東京医療生活協同組合中野総合病院	中野区中央4-59-16	03-3382-1231	283		○
	大久保病院	新宿区歌舞伎町2-44-1	03-5273-7711	304		○
	国立国際医療センター	新宿区戸山1-21-1	03-3202-7181	925		○
	社会保険中央総合病院	新宿区百人町3-22-1	03-3364-0251	418		○
	東京警察病院	中野区中野4-22-1	03-5343-5611	431		○
	区西北部	☆ 日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町30-1	03-3972-8111	1,103	○
帝京大学医学部附属病院		板橋区加賀2-11-1	03-3964-1211	1,154	○	○
日本大学医学部附属練馬光が丘病院		練馬区光が丘2-11-1	03-3979-3611	344		○
都立大塚病院		豊島区南大塚2-8-1	03-3941-3211	508		○
順天堂大学医学部附属練馬病院		練馬区高野台3-1-10	03-5923-3111	400		○
都立豊島病院		板橋区栄町33-1	03-5375-5489	478		○
区東北部	☆ 西新井病院	足立区西新井本町5-7-14	03-3840-7111	317		○
	博慈会記念総合病院	足立区鹿浜5-11-1	03-3899-1311	341		○
	東京慈恵会医科大学附属青戸病院	葛飾区青戸6-41-2	03-3603-2111	390		○
	東部地域病院	葛飾区亀有5-14-1	03-5682-5111	313		○
	☆ 東京女子医科大学東医療センター	荒川区西尾久2-1-10	03-3810-1111	486	○	○
区東部	☆ 江東病院	江東区大島6-8-5	03-3685-2166	316		○
	都立墨東病院	墨田区江東橋4-23-15	03-3633-6151	772	○	○
	あそか病院	江東区住吉1-18-1	03-3632-0290	265		○
	白鬚橋病院	墨田区東向島4-2-10	03-3611-2571	199		○
	順天堂大学医学部附属順天堂江東高齢者医療センター	江東区新砂3-3-20	03-5632-3111	348		○
	財団法人癌研究会有明病院	江東区有明3-10-6	03-3520-0111	700		○
	東京臨海病院	江戸川区臨海町1-4-2	03-5605-8811	400		○
西多摩	☆ 青梅市立総合病院	青梅市東青梅4-16-5	0428-22-3191	562	○	○
	公立阿佐留医療センター	あきる野市引田78-1	0425-58-0321	310		○
南多摩	☆ 東京医科大学八王子医療センター	八王子市館町1163	0426-65-5611	621	○	○
	東海大学医学部付属八王子病院	八王子市石川町1838	0426-39-1111	500		○
	日本医科大学多摩永山病院	多摩市永山1-7-1	0423-71-2111	401	○	○
	多摩南部地域病院	多摩市中沢2-1-2	0423-38-5111	318		○
	稲城市立病院	稲城市大丸1171	0423-77-0931	290		○
北多摩西部	☆ 町田市市民病院	町田市旭町2-15-41	0427-22-2230	440		○
	★ 国立病院機構災害医療センター	立川市緑町3256	0425-26-5511	455	○	○
	東大和病院	東大和市南街1-13-12	042-562-1411	274		○
北多摩南部	☆ 武蔵野赤十字病院	武蔵野市境南町1-26-1	0422-32-3111	611	○	○
	都立府中病院	府中市武蔵台2-9-2	0423-23-5111	820	○	○
	杏林大学医学部付属病院	三鷹市新川6-20-2	0422-47-5511	1,153	○	○
北多摩北部	東京慈恵会医科大学附属第三病院	狛江市和泉本町4-11-1	03-3480-1151	638		○
	☆ 公立昭和病院	小平市天神町2-450	0424-61-0052	546	○	○
	佐々総合病院	西東京市田無町4-24-15	0424-61-1535	183		○
	都立清瀬小児病院	清瀬市梅園1-3-1	0424-91-0011	266		○
多摩北部医療センター	東村山市青葉町1-7-1	0423-96-3811	344		○	
合計	67 施設			39,614	22	65

★印は広域基幹災害医療センター、☆印は地域災害拠点中核病院を表す。
三次救急とは、救命救急センター等の三次救急医療施設をいう。

資料第68 東京都災害拠点病院標準整備品目

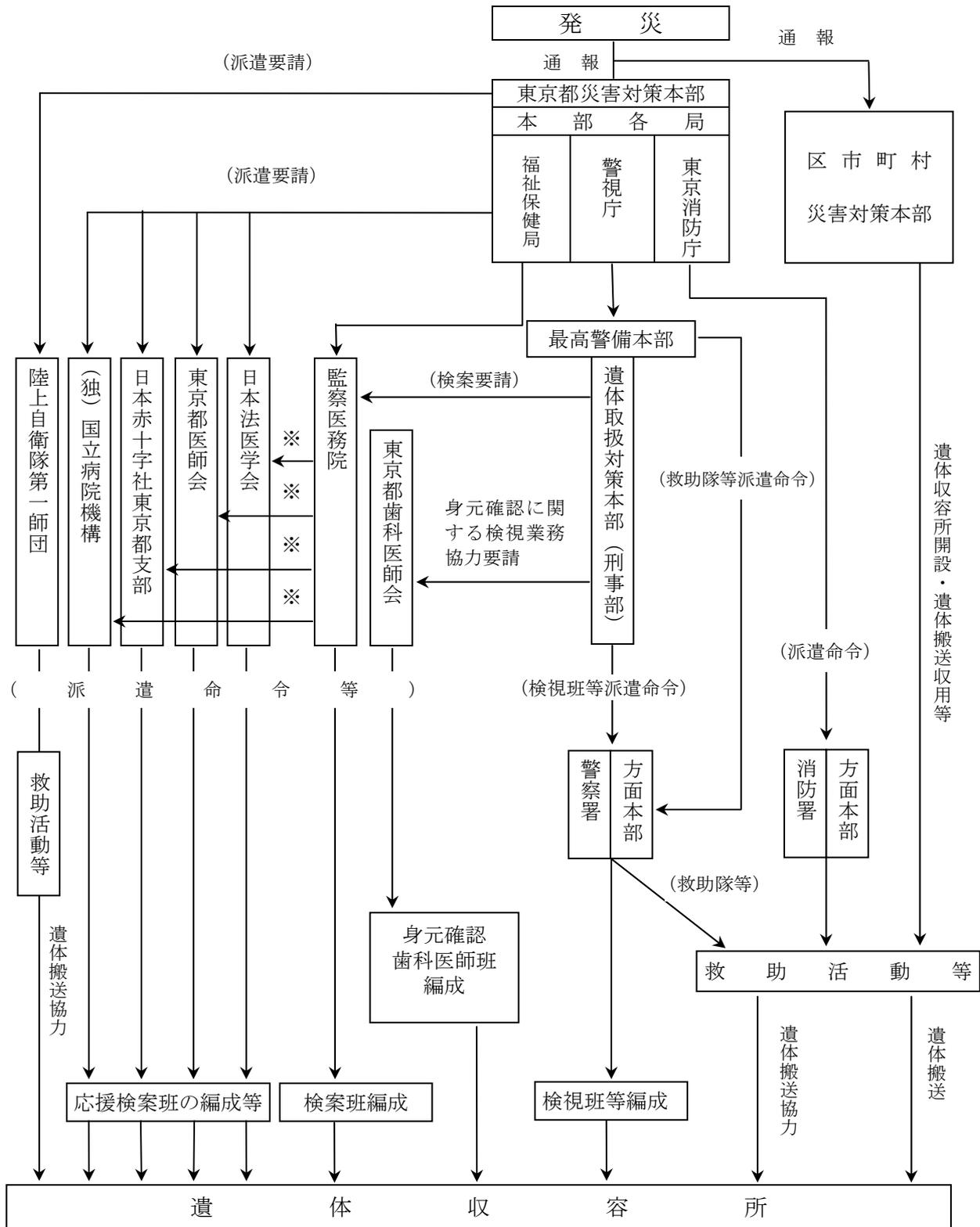
(都福祉保健局、本文192頁)

(平成20年10月現在)

品 名		数 量
1	救急医療資材セット新7点セット (医療器具及び薬品)	1セット
2	現場携行用医療資器材	1セット
3	トリアージ・タグ	500枚
4	ベット兼担架	100台
5	毛布	100枚
6	空気枕	100個
7	ガートル台	30台
8	煮沸消毒用器材	5式
9	ポータブル発電機及び付属品	病院の規模等に応じて、整備量を設定すること。 ただし、水、常用発電、トイレ(簡易方式)は、使用可能な状況を必ず確保すること。
10	大型投光器	
11	非常用キャンドル	
12	組立水槽	
13	浄水セット	
14	組立式簡易トイレ	
15	野外炊飯設備	
16	非常食	

資料第69 遺体検視・検案活動等の発令、要請、情報連絡系統図

(各防災機関、本文197頁)



※ 災害時における検案医の派遣要請方法については、状況により、検案班の編成実務を担当する監察医務院から、直接要請する場合もある。その場合、監察医務院長は都福祉保健局長に対してその旨を報告する。

資料第70 検視班の編成基準

(警視庁、本文198頁)

(各警察署毎に3班編成)

担当業務等	編成人員等	担当業務等	編成人員等
検視責任者	1	写真撮影	1
検視補助・記録	2	指紋採取	2
検案補助	1	合計	7

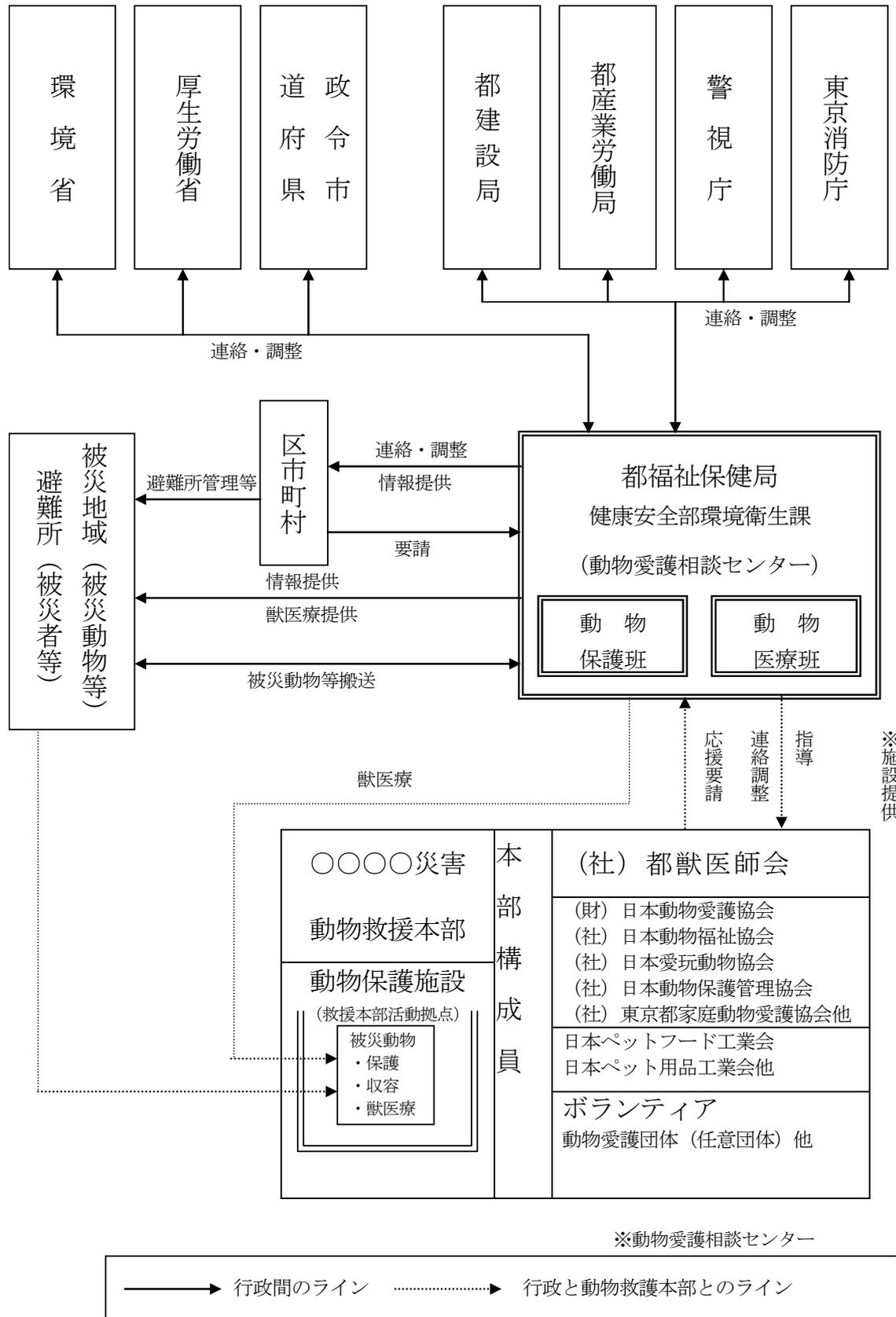
資料第71 検案班の処理能力

(都福祉保健局、本文199頁)

構成	構成人員			計	編成 班数	期間	出動 延班数	1班処 理件数	処理可能 延件数
	監察医	事務	作業						
監察医務院	1人	1人	1人	5人	9班	10日	90班	64体 / 1日	5,760体
応援監察医等	2人	—	—						

資料第72 災害時における動物保護体制(48時間から72時間後までの応急体制)

(都福祉保健局、本文206頁)



資料第73 災害弔慰金等の支給

(都福祉保健局、日赤東京都支部、本文212頁)

ア 福祉保健局

種別	対象となる災害 (自然災害)	根拠法令	支給対象者	支給限度額	支給の制限
災害弔慰金	① 1つの区市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害 ② 東京都内において災害救助法が適用された区市町村が1以上ある場合の災害 ③ 上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害で厚生労働大臣が認めたもの	① 災害弔慰金の支給等に関する法律 ② 実施主体等 ア 実施主体 区市町村 (条例) イ 経費負担 国 1/2 都 1/4 区市町村1/4	○ 死亡者の配偶者 〃 子 〃 父母 〃 孫 〃 祖父母	○ 死亡者 1人につき主たる生計者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円	① 当該死亡者の死亡がその者の故意または重大な過失により生じたものである場合 ② 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する厚生大臣が定める支給金が支給された場合
災害障害見舞金	昭和49年1月31日 厚生省第88号 厚生事務次官通知		法別表に掲げる程度の障害がある者	○ 障害者 1人につき主たる生計者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円	③ 災害に際し、区市町村長の避難の指示に従わなかったこと等区市町村長が不適当と認めた場合

※上記基準を原則とするが、災害の規模に応じてこの限りではない。

イ 日赤東京都支部

種別	対象となる災害	支給対象者	支給内容	備考
災害救援品 (見舞品)	震災・風水害・火災等	住宅の全半壊・全半焼 床上浸水 避難所へ1晩以上避難	毛布、緊急セット 毛布、緊急セット、バスタオル 毛布、緊急セット、安眠セット	毛布・バスタオル・安眠セットは全員に、緊急セットは世帯あたり各1とする。

資料第74 災害援護資金・住宅資金等の貸付

(都福祉保健局、本文212頁)

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
災害援護資金・国制度(都福祉保健局)	<p>自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。</p> <p>1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額</p> <p>(注)住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和</p>	<p>① 災害弔慰金の支給等に関する法律</p> <p>② 実施主体 区市町村(条例)</p> <p>③ 経費負担 国 2/3 都 1/3</p> <p>④ 対象となる災害 東京都において災害救助法による救助が行われた災害</p>	<p>貸付区分及び貸付限度額</p> <p>① 世帯主の1か月以上の負傷 150万円</p> <p>② 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居全体の滅失または流失 350万円</p> <p>③ ①と②が重複した場合 ア ①と②のアの重複 250万円 イ ①と②のイの重複 270万円 ウ ①と②のウの重複 350万円</p> <p>④ 次のいずれかの事由の①に該当する場合であって、被災した住居を建て直す等特別な事情がある場合 ア ②のイの場合 250万円 イ ②のウの場合 350万円 ウ ③のイの場合 350万円</p>	<p>① 据置期間 3年(特別の事情がある場合5年)</p> <p>② 償還期間 据置期間経過後7年(特別の事情がある場合5年)</p> <p>③ 償還方法 年賦または半年賦</p> <p>④ 貸付利率 年3%(据置期間中は無利子)</p> <p>⑤ 延滞利息 年10.75%</p>

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
災害援護資金・都制度(都福祉保健局)	国制度と同じ	<p>① 東京都災害援護資金貸付事業実施要綱</p> <p>② 実施主体 区市町村(要綱)</p> <p>③ 経費負担 都 10/10</p> <p>④ 対象となる災害 国制度と同じ</p> <p>⑤ 適用条件 福祉保健局長が必要と認めた場合</p>	<p>次のいずれかに該当する場合150万円を上限に貸付</p> <p>① 世帯主の1か月以上の負傷</p> <p>② 家財の1/3以上の損害</p> <p>③ 住居の半壊</p> <p>④ 住居の全体が滅失もしくは流出</p> <p>⑤ 上記と同等の被害で、区市町村長が特別の理由があると認めたもの</p>	<p>① 据置期間 3年(特別の事情がある場合5年)</p> <p>② 償還期間 据置期間経過後7年(特別の事情がある場合5年)</p> <p>③ 償還方法 年賦または半年賦</p> <p>④ 貸付利率 年1%(据え置き期間中は無利子)</p> <p>⑤ 延滞利息 年10.75%</p>

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
生活福祉資金 (都福祉保健局)	低所得世帯(生活保護基準額の概ね1.7倍以内)のうち、他から融資を受けることのできない者でこの資金(災害援護資金)の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯	① 「生活福祉資金貸付制度要綱(平成2年8月14日厚生省社発第398号)」及び「社会福祉協議会の行う事業の補助に関する条例」による。 ② 実施主体等 (1) 実施主体 東京都社会福祉協議会 (2) 窓口 地区社会福祉協議会 または民生委員	1世帯 150万円	① 据置期間 貸付の日から1年以内(特別の場合2年以内) ② 償還期間 据置期間経過後7年以内 ③ 貸付利率 年3%(据置期間中無利子) ④ 保証人 連帯保証人1人以上 ア 原則として、借受人と同一区市町村に居住し、その世帯の更生に熱意を有する者 イ 生活福祉資金の借受人または借受申込人となっていない者 ⑤ 償還方法 年賦、半年賦または月賦 ⑥ 申込方法 官公署の発行する被災証明書を添付して、地区社会福祉協議会または民生委員に申し込む。

資料第75 大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定

(都総務局、本文218頁)

(目的)

第1条 この協定は、東京都内（島しょを除く。）において、地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、災害応急・復旧対策活動及び都民生活の安定に必要な石油燃料について、東京都（以下「甲」という。）と石油連盟（以下「乙」という。）が協力して、都内被災地へ安定的に供給するために必要な事項を定める。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において、乙に対し、石油燃料供給の協力を要請することができる。

2 乙は、前項による甲の要請を受けたときは、可能な限り甲に協力する。

3 甲が乙に対し要請する内容は、次の各号のとおりとする。

一 災害対策上特に重要な施設で、甲が指定する施設に対する石油燃料の供給

二 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条による緊急通行車両その他甲が指定した車両に対する石油燃料の供給

三 都民、事業者等に対し石油燃料を販売する給油取扱所に対する石油燃料の供給

四 前号までに定めるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なもの

4 甲は、乙が前項各号に掲げる要請内容を円滑に実施できるよう必要な措置を講じる。

(優先実施)

第3条 乙は、前条第3項に定める甲の要請のうち、第一号及び第二号に掲げる内容を優先して実施する。

(費用の負担)

第4条 第2条の規定に基づき乙が供給した石油燃料の対価及び運搬費用については、原則として、当該石油燃料の供給を受けた者が負担する。

(実施細目)

第5条 この協定の実施に必要な事項については、甲乙協議の上、別途定める。

(協議)

第6条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に記載が無い事項については、必要に応じて、甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成20年11月26日

甲 東京都知事 石原 慎太郎

乙 石油連盟会長 天坊 昭彦

(同趣旨の協定)

甲 東京都知事 石原 慎太郎

乙 東京都石油商業組合理事長 飯田 金廣